

令和 7 年度第 1 回「栃木県地域職業能力開発促進協議会」次第

日時：令和 7 年 11 月 17 日（月）10 時 00 分～
場所：栃木県庁舎 本館 6 階 大会議室 1

1 開 会

栃木労働局長あいさつ

委員紹介

2 会長選出及び会長あいさつ

3 議 題

(1) 令和 6 年度公的職業訓練の実績について

(2) 公的職業訓練効果検証ワーキンググループ（報告）

効果検証結果及び訓練カリキュラムの改善促進策（案）について

(3) 障害者委託訓練 PDCA 評価について（報告）

(4) 教育訓練給付金の指定講座の状況について（報告）

(5) 地域の人材ニーズについて

(6) 令和 8 年度栃木県地域職業訓練実施計画の策定方針（案）について

(7) その他

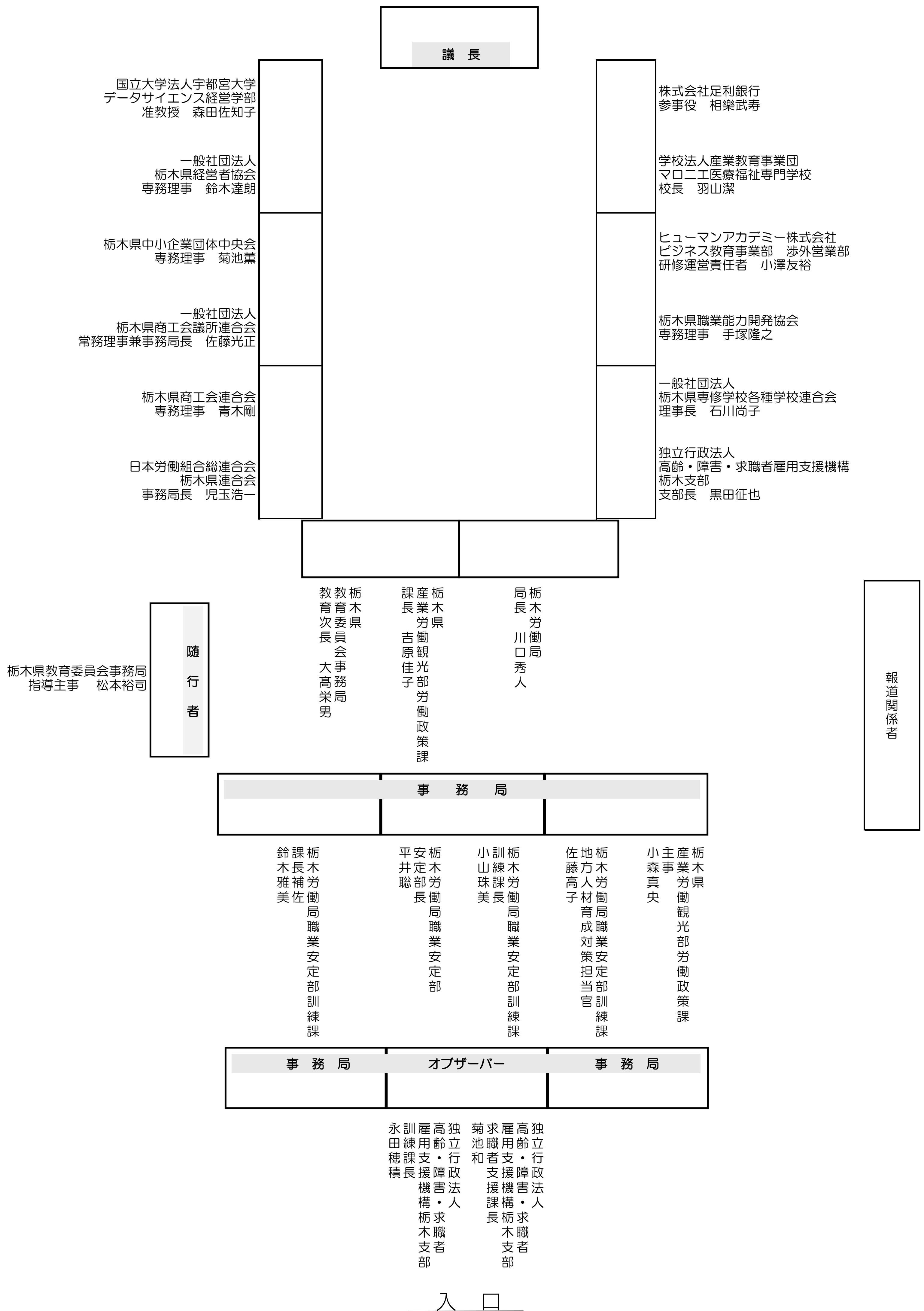
4 閉 会

令和7年度 栃木県地域職業能力開発促進協議会委員

	機関・団体名	役職	氏名	備考
学識経験者	国立大学法人宇都宮大学 データサイエンス経営学部	准教授	森田 佐知子	
事業主団体	一般社団法人栃木県経営者協会	専務理事	鈴木 達朗	
	栃木県中小企業団体中央会	専務理事	菊池 薫	
	一般社団法人栃木県商工会議所連合会	専務理事	野原 正祥	代理出席 常務理事兼事務局長 佐藤 光正
	栃木県商工会連合会	専務理事	青木 剛	
労働者団体	日本労働組合総連合会栃木県連合会	事務局長	児玉 浩一	
訓練・教育機関等	独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構栃木支部	支部長	黒田 征也	随行 求職者支援課長 菊池 和 訓練課長 永田 穂積
	一般社団法人栃木県専修学校各種学校連合会	理事長	石川 尚子	
	栃木県職業能力開発協会	専務理事	手塚 隆之	
	ヒューマンアカデミー株式会社 ビジネス教育事業部渉外営業部	研修運営責任者	小澤 友裕	
	学校法人産業教育事業団 マロニエ医療福祉専門学校	校長	羽山 潔	
職業紹介事業者等	株式会社足利銀行	参事役	相樂 武寿	
栃木県	栃木県産業労働観光部	部長	鰐渕 繁義	代理出席 労働政策課長 吉原 佳子 随行 主事 小森 真央
	栃木県教育委員会事務局	教育次長	大高 栄男	随行 高校教育課 指導主事 松本 裕司
労働局	栃木労働局	局長	川口 秀人	

令和7年度第1回 栃木県地域職業能力開発促進協議会 座席表

令和7年11月17日



ハロートレーニング（離職者向け）の令和6年度実績

資料1－1

1 異職者向けの公的職業訓練の分野別訓練規模

09_栃木		総計		
分野		コース数	定員	受講者数
公共職業訓練（離職者実践コース）	IT分野	10 (-3)	104 (-34)	66 (-38)
	営業・販売・事務分野	52 (-14)	778 (-191)	685 (-118)
	医療事務分野	10 (1)	150 (15)	107 (-9)
	介護・医療・福祉分野	33 (-2)	254 (-63)	174 (-25)
	農業分野	1 (1)	15 (15)	5 (5)
	旅行・観光分野	2 (0)	20 (0)	7 (3)
	デザイン分野	17 (3)	289 (42)	255 (6)
	建設関連分野	5 (0)	90 (-4)	97 (-14)
	理容・美容関連分野	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	基礎	16 (11)	219 (155)	176 (129)
合計		205 (-15)	2537 (-197)	2101 (-64)
(参考) デジタル分野		53 (0)	733 (-16)	611 (-37)

※数値は速報値のため、今後変動の可能性がある。

※()内の数値は、前年度実績と比較した増減値

用語の定義

※本資料における用語は、以下のとおり定義しています。

「コース数」

公共職業訓練については、当該年度中に開講したコース及び当該年度以前から開始し当該年度に実施した訓練コースの数（当該年度以前に開講し、次年度に繰り越すコースを含む）。

求職者支援訓練については当該年度中に開講したコースの数。

「定員」

当該年度中に開講した訓練コースの定員の数。

「受講者数」

当該年度中に開講したコースに入校した者の数。

「応募倍率」

当該訓練の定員を100とした時の、受講を申し込んだ者の数の倍率。

「定員充足率」

当該訓練の定員に対する受講者数の割合。

「就職率」

訓練を修了等した者のうち就職した者の割合。分母については受講者数から中途退校者数（中途退校就職者数を除く）等を差し引き、分子については中途退校就職者を加えている。

「デジタル分野」

IT分野（ITエンジニア養成科など、情報ビジネス科を除く。）、デザイン分野（WEBデザイン系のコースに限る）等。

2 雇職者向けの公的職業訓練の制度別、分野別訓練の実施状況

		公共職業訓練（都道府県：委託訓練）						求職者支援訓練						公共職業訓練（都道府県：施設内訓練）						公共職業訓練（高齢・障害・求職者雇用支援機構）								
分野		コース数	定員	受講者数	応募倍率	定員充足率	就職率	コース数	定員	受講者数	応募倍率	定員充足率	就職率	コース数	定員	受講者数	応募倍率	定員充足率	就職率	コース数	定員	受講者数	応募倍率	定員充足率	就職率			
公共職業訓練（求職者支援訓練）（離職者向け）	IT分野	7 (-1)	59 (-5)	37 (-9)	72.9% (-13.0)	62.7% (-9.2)	64.7% (18.2)	3 (-2)	45 (-29)	29 (-29)	77.8% (-16.8)	64.4% (-14.0)	72.0% (4.4)															
	営業・販売・事務分野	29 (2)	440 (35)	382 (39)	105.9% (-4.7)	86.8% (2.1)	67.8% (-3.3)	23 (-16)	338 (-226)	303 (-157)	113.3% (2.1)	89.6% (8.0)	56.3% (0.6)															
	医療事務分野	7 (1)	105 (15)	87 (4)	101.0% (-27.9)	82.9% (-9.3)	67.5% (-12.7)	3 (0)	45 (0)	20 (-13)	60.0% (-40.0)	44.4% (-28.9)	42.9% (-8.6)															
	介護・医療・福祉分野	30 (0)	209 (-38)	142 (-22)	78.9% (-4.5)	67.9% (1.5)	85.0% (3.4)	3 (-2)	45 (-25)	32 (-3)	77.8% (13.5)	71.1% (21.1)	56.7% (-11.5)															
	農業分野				-	-	-	1 (1)	15 (15)	5 (5)	33.3% -	33.3% -	75.0% -															
	旅行・観光分野				-	-	-				-	-	-	2 (0)	20 (0)	7 (3)	45.0% (20.0)	35.0% (15.0)	85.7% (-14.3)									
	デザイン分野	9 (2)	135 (30)	138 (23)	117.8% (-31.7)	102.2% (-7.3)	66.4% (3.3)	8 (1)	154 (12)	117 (-17)	106.5% (-53.4)	76.0% (-18.4)	60.9% (0.1)															
	製造分野				-	-	-				-	-	-	12 (-12)	100 (-100)	53 (-25)	58.0% (15.5)	53.0% (14.0)	74.5% (7.8)	33 (0)	358 (-32)	278 (16)	86.0% (8.6)	77.7% (10.5)	82.9% (-1.1)			
	建設関連分野				-	-	-				-	-	-							5 (0)	90 (-4)	97 (-14)	113.3% (-18.6)	107.8% (-10.3)	89.8% (-3.7)			
	理容・美容関連分野				-	-	-				-	-	-											-	-	-		
基礎訓練	その他分野	2 (-1)	30 (-15)	26 (-6)	103.3% (18.9)	86.7% (15.6)	40.0% (-35.0)	2 (1)	30 (15)	28 (15)	116.7% (-116.6)	93.3% (6.6)	46.2% (-19.0)								10 (0)	100 (0)	144 (-3)	193.0% (-16.0)	144.0% (-3.0)	90.0% (1.9)		
	基礎	-	-	-	-	-	-	16 (11)	219 (155)	176 (129)	98.2% (-8.1)	80.4% (7.0)	66.7% (-5.7)															
	合計	84 (3)	978 (22)	812 (29)	99.2% (-7.5)	83.0% (1.1)	69.5% (-2.4)	59 (-6)	891 (-83)	710 (-70)	100.9% (-13.8)	79.7% (-0.4)		14 (0.0)	120 (-100)	60 (-22)	55.8% (14.9)	50.0% (12.7)	75.8% (7.4)	48 (0)	548 (-36)	519 (-1)	110.0% (1.3)	94.7% (5.7)	85.7% (-1.4)			
	(参考) デジタル分野	16 (1)	194 (25)	175 (14)	104.1% (-21.3)	90.2% (-5.1)	66.0% (7.6)	11 (-1)	199 (-17)	146 (-46)	100.0% (-37.5)	73.4% (-15.5)	65.5% (3.0)								26 (0)	340 (-24)	290 (-5)	90.0% (-0.7)	85.3% (4.3)	84.3% (-3.2)		
(参考) 令和6年度計画		93 (93)	1,083 (1,083)					75%以上	実践コース	680			63%以上							125 (125)				80%以上		548 (548)		
									基礎コース	230			58%以上														82.5%以上	

※数値は速報値のため、今後変動の可能性がある。

※水色の数値は、前年度実績と比較した増減値。応募倍率、定員充足率、就職率はポイント数。

※求職者支援訓練の就職率は令和6年12月末までに修了したコースについて集計。

公共職業訓練（離職者向け）の実施状況

		定員	受講者数※2	定員充足率※3	就職率
令和 2 年度	施設内訓練（機構※1）	505	474	93.9%	82.2%
	施設内訓練（栃木県）	180	77	42.8%	57.5%
	委託訓練	1,080	953	88.2%	73.0%
	合 計	1,765	1,504	85.2%	—
令和 3 年度	施設内訓練（機構※1）	598	515	86.1%	86.8%
	施設内訓練（栃木県）	200	79	39.5%	64.1%
	委託訓練	1,099	1,007	91.6%	70.2%
	合 計	1,897	1,601	84.4%	—
令和 4 年度	施設内訓練（機構※1）	598	510	85.3%	87.5%
	施設内訓練（栃木県）	200	72	36.0%	56.3%
	委託訓練	1,210	1,005	83.1%	71.8%
	合 計	2,008	1,587	79.0%	—
令和 5 年度	施設内訓練（機構※1）	584	520	89.0%	87.0%
	施設内訓練（栃木県）	220	82	37.3%	68.4%
	委託訓練	956	783	81.9%	71.9%
	合 計	1,760	1,385	78.7%	—
令和 6 年度	施設内訓練（機構※1）	548	519	94.7%	85.7%
	施設内訓練（栃木県）	120	60	50.0%	75.8%
	委託訓練	978	812	83.0%	69.5%
	合 計	1,646	1,391	84.5%	—

※1 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

※2 受講者数は、当該年度中に開講した訓練コースの定員の数

※3 定員充足率とは、当該訓練の定員に対する受講者数の割合

求職者支援訓練の実施状況

	認定コース数 ①	認定定員 ②	開講コース数 ③	開講定員 ④	受講者数 ⑤	開講率 (③／①)	開講コース 定員充足率 (⑤／④)	就職率※1
令和2年度	49	708	33	464	326	67.3%	70.3%	基礎コース 60.3 % 実践コース 58.5 %
令和3年度	66	939	44	632	358	66.7%	56.6%	基礎コース 55.9 % 実践コース 57.1 %
令和4年度	73	1,015	61	855	637	83.6%	74.5%	基礎コース 51.2 % 実践コース 61.2 %
令和5年度	68	1,014	65	974	779	95.6%	80.0%	基礎コース 72.4 % 実践コース 56.8 %
令和6年度	63	951	59	891	710	93.7%	79.7%	※2 基礎コース 66.7 % 実践コース 58.6 %

※ 当該年度中に開始したコースについて集計したもの

※1 就職率は、当該年度中に終了したコースについて集計

※2 令和6年度の就職率は、令和6年12月末までに終了したコースについて集計

公的職業訓練効果検証ワーキンググループ実施要領

1 目的

公的職業訓練効果検証ワーキンググループ（以下「WG」という。）は、適かつ効果的な職業訓練を実施していくため、個別の訓練コースについて、訓練修了者や採用企業からのヒアリングも含め、訓練効果を把握・検証し、訓練カリキュラム等の改善を図ることとする。

2 WGの構成員

「栃木県地域職業能力開発促進協議会設置要綱」の3の構成員のうち、栃木労働局、栃木県及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構栃木支部とし、必要に応じて、栃木県地域職業能力開発促進協議会（以下「協議会」という。）構成員の中から任意の者を追加する。

なお、協議会の構成員として委任した者と同一のものとする必要はなく、構成員の機関・団体の職員等で差し支えないが、協議会の事務に従事する者として、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 検証手法

検証手法は、公的職業訓練の訓練修了者、訓練修了者の採用企業及び訓練実施機関に対するヒアリングにより行うものとする。

なお、各種データの統計処理による分析については、訓練カリキュラムの改善に資する場合に限り各協議会で実施することも可能であるが、栃木労働局職員以外の者が直接関わって分析を実施する場合は、①分析するデータの種類・範囲、②分析手法、③分析の実施者等を明らかにした上で、事前に、本省に協議すること。

4 WGの具体的な進め方

（1）検証対象コースの選定

ア 予め協議会にて検証対象となる訓練分野を選定しておき、WGでは当該訓練分野の中で訓練修了者が比較的多い訓練コースを3コース（ただし、異なる訓練実施機関が実施するものとすること。）以上選定する。

イ 検証対象は、アで選定したコースの訓練実施機関と、各訓練コースにつき訓練修了者1人以上、当該訓練修了者を採用した採用企業1社以上とする。具体的には、3コースを選定すると、訓練実施機関3者、訓練修了者3人以上及び採用企業3社以上が対象となる。

なお、ヒアリングの対象とする訓練修了者の選定にあたっては、同一の性別又は年齢層に偏らないよう配慮すること。

その他、就職氷河期世代、就職困難者、ひとり親等といった様々な事情を抱える方々について検証することも有意義であることから、訓練修了者のうちの一人は、例えば離職期間が長い、離転職を繰り返している等の履歴のある者をできる限り選定することが望ましい。

(2) ヒアリングの内容等

- ア ヒアリングは直接又はweb会議のいずれでも差し支えない。
- イ ヒアリング内容は以下の項目を必須とし、協議会独自に質問項目を追加しても差し支えない。

① 訓練実施機関へのヒアリング

- ・訓練実施にあたって工夫している点
- ・訓練実施機関が行っているキャリアコンサルティングの状況
- ・訓練実施にあたっての国への要望、改善して欲しい点

② 訓練修了者へのヒアリング

※訓練機関の接遇など、受講中の満足度ではないことに留意。

- ・訓練内容のうち、就職後に役に立ったもの
- ・訓練内容のうち、就職後にあまり活用されなかったもの
- ・就職後に感じた、訓練で学んでおくべきであったスキル、技能等

③ 訓練修了者を採用した企業へのヒアリング

- ・訓練により得られたスキル、技能等のうち、採用後に役に立っているもの
- ・訓練において、より一層習得しておくことが望ましいスキル、技能等
- ・訓練修了者の採用について、未受講者（未経験者）の採用の場合と比較して期待していること（同程度の経験等を有する者同士を比較。採用事例がない場合は想定）

(3) ヒアリングを踏まえた効果検証等

(2) のヒアリングを踏まえ、調査した訓練コースを含む分野全体において、訓練効果が期待できる内容及び訓練効果を上げるために改善すべき内容について整理する。

(4) 効果検証結果を踏まえた検討

(3) の効果検証結果を踏まえ、訓練カリキュラム等の改善促進策（案）等を検討し、協議会への報告事項を整理する。

【訓練カリキュラムの改善促進策（例）】

- 委託訓練について、
 - ・説明会資料又は委託要綱等の内容に追加

- ・公募条件又は入札の加点要素として付加
- 汎用性の高い訓練（就職支援）内容について、
 - ・求職者支援訓練において、訓練実施期間中に独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が行う実施状況の確認の際に周知
 - ・申請・認定事務の際に周知
 - ・求職者支援訓練の実施機関開拓の際に周知
- (5) 協議会への報告
WGの効果検証結果及び訓練カリキュラムの改善促進策（案）等については協議会に報告する。

情報収集（ヒアリング）対象の産業分野

介護分野については、就職率が高いが訓練コースへの応募倍率は低く、深刻な人手不足が課題となっていることから、応募者が少なく中止になるコースを減らすため、また、企業ニーズに応じた人材の確保・育成のために令和7年度は介護分野を訓練効果検証の対象とした。

情報収集（ヒアリング）実施状況

- ヒアリング実施時期 令和7年6月～8月
- ヒアリング実施者 栃木労働局、栃木県、独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 栃木支部
- ヒアリング先
 - ①職業訓練実施機関 4機関
(公共職業訓練(委託訓練) 3機関・求職者支援訓練 1機関)
 - ②職業訓練修了者採用企業 7社 大企業1社 中小企業6社
(宇都宮市、高根沢町、鹿沼市、小山市)
 - ③職業訓練受講修了者 24人 (職業訓練修了者40名のうちヒアリング実施した者)



栃木県地域職業能力開発促進協議会ワーキンググループの開催状況等について



検証対象コース

	A	B	C	D
訓練内容	介護職員初任者研修 定員15名 開始者数15名	介護職員初任者研修・認知症介助士 定員15名 開始者数8名	介護職員初任者研修・看護助手 定員15名 開始者数12名	介護福祉士実務者研修 定員15名 開始者数15名
訓練期間	2ヶ月 R6.9月～11月まで	4ヶ月 R6.8月～11月まで	3ヶ月 R6.7月～9月まで	6ヶ月 R6.4月～10月まで
修了者	~20代 2名 30代 0名 40代 2名 50代 4名 60代 6名 計14名	20代 1名 30代 0名 40代 3名 50代 2名 60代 1名 計7名	20代 1名 30代 1名 40代 3名 50代 4名 60代 2名 計12名	20代 1名 30代 2名 40代 3名 50代 6名 60代 0名 計15名
就職する際重視したこと	<p>〈介護・福祉職〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就職先の理念、雰囲気、施設の印象、清潔感 ・仕事内容（世の中に役立つ、やりたい仕事） ・お年寄りとの関わり ・50歳以上で正社員で働けるか ・勤務時間、残業時間 ・人間関係 ・通勤距離、通勤がしやすいか ・給与、福利厚生、賞与 <p>〈介護・福祉職以外〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勤務時間（短時間希望） ・介護は合わなかった ・労働時間、年間休日、賃金 ・介護職は定年退職後でもできると思った 			
採用職種	・介護	・介護・製造・サービス・配達	・介護・看護補助・製造	・介護・生活支援員
雇用保険就職状況				
①就職者数（うち介護職）	①9名（8名）	①5名（3名）	①8名（7名）	①10名（10名）
②就職率	②64.3%	②71.4%	②66.7%	②66.7%
③関連就職率	③88.9%	③60.0%	③87.5%	③100%
④うち9ヶ月継続就職	④7名	④2名	④5名	④7名
⑤定着率	⑤77.8%	⑤40.0%	⑤62.5%	⑤70.0%

ヒアリング実施結果概要①（職業訓練実施機関－1）

【質問】

【実施機関からのご意見】

訓練実施にあたって工夫している点

- 短時間での訓練実施。最短期間で資格取得ができすぐに就職ができると申込を決める方が多い。
- 平日に訓練休を取得。ハローワークでの求人検索、企業面接など就職活動の時間がとれると好評。
- 介護職は利用者に触れ支援をするため、実技に力を入れている。
- 訓練の始めに学科で注意点を学び実技。生徒同士で相モデルをし、利用者視点も感じ取れる介護職員を目指し、繰り返し練習する。
- テキストと介護現場ではギャップもあるので、経験談を取り入れて授業を組立てている。
- 認知症への対応力向上のため基礎知識を高め、現場の認知症ケアを事例研究し対応力を深める。
- 連携する介護施設の現場でICT導入により職員同士の連携や業務改善等に努めている様子を見学し、働きやすい環境をイメージすることが出来るようにしている。
- 実際の現場に近い環境で利用者とのコミュニケーション、福祉用具の適切な使い方も体験。座学では得られない実践的な知識を身に付けられる。
- 介護福祉士の養成校である特徴を活かし、介護福祉士の国家試験受験も視野に入れながら、科目担当が講義をしている。使用校舎も同一なので、学生と受講者の交流があり、それぞれの授業・実習の様子も見ることができる。また、介護施設での実習は同法人であるため受け入れ易く、今年度から介護現場のICT化についての見学ができる。

訓練実施機関が行っているキャリアコンサルティングの状況

- 月1回キャリアコンサルタントとの面談を実施。キャリアの棚卸とジョブカード指導。職業選択についての思いや不安を聞き、一緒に課題解決への方法を考える。
- 月に1回、生徒一人一人の時間をとってジョブカード作成を実施。時間が足りない時は訓練終了後等、生徒の希望する時間に実施。
- 今後新たな分野で活躍できるか不安な方が多いので、今までのキャリアを振り返り自己理解、自己肯定感を高められるような支援を心がけている。
- 練習を繰り返し行うことにより自己効力感を高められるよう、声掛けを講師と協力して実施。
- 訓練期間中、開始時、中間、終了前の計3回のキャリアコンサルを実施。希望があれば隨時追加。
- 1人1人の価値観を尊重し希望する働き方や将来のキャリアビジョンを丁寧に整理、具体的な目標設定を支援。職業人講話では介護業界の現状やキャリアアップについても情報提供。
- 最初の就職支援の際にジョブカードを作成。就職活動の頃に個人面談を実施し、希望種別、働き方、介護現場への就職の質問、悩み相談を実施。
- 具体的な施設・事業所の紹介。求人票の開示・活用。求人元との連絡調整。

ヒアリング実施結果概要① (職業訓練実施機関 – 2)

【質問】

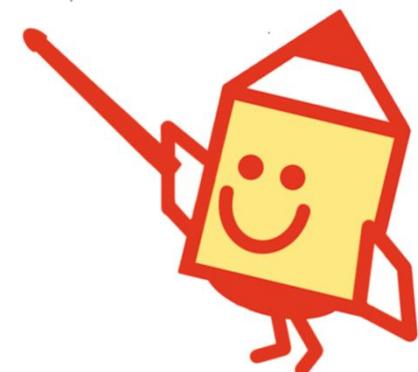
就職支援で
工夫してい
る点

【実施機関からのご意見】

- 企業実習で介護職への就業イメージを持つ方が多いため、受講者が通いや
すい場所や卒業生が就職している企業で実習できるよう工夫。企業実習で
の経験を基に具体的な就業先についてアドバイスしている。
- 受講者に対して就職に関するアンケートを実施。就業先として企業に求め
ること（賃金・福利厚生など）を確認し、ハローワーク求人などとのマッ
チングを検討する。
- 求人票の見方や履歴書、職務経歴書について授業を行い、週に1回、訓練関
連分野のハローワーク求人（新規）を掲示。訓練終了後スムーズな就職活
動ができるよう訓練中から声掛けを実施。
- 求人票に関しての質問やどのような日程で就職活動をしたら希望する日か
ら勤務できるか、との相談が多い。
- 介護施設や事業所と定期的に情報交換を実施し、求人に関するニーズや求
める人物像を把握している。これにより訓練生に的確な求人情報を提供で
きる。
- 様々な施設や事業所に見学や体験への参加を促し、施設の雰囲気、仕事内
容、考え方を知る機会を設け、仕事理解を深めている。
- 就職がなかなか決まらない受講生に対し、電話や面談を通して状況や困り
ごとをヒアリング。必要に応じてアドバイスする。
- 学校だけでなく、実習施設においても積極的な就職の声掛けをしている。
面談で確認した内容を教務で共有し、新たに来た求人を個別に伝達、勧める。
栃木県社会福祉協議会、福祉人材・研修センターからの求人情報や就
職ガイダンスのアナウンスを行う。

【検討課題等】

- 企業が求める人物像と訓
練修了生が企業に求めるこ
とを把握、求人とのマッ
チングを図るため実施機関と
ハローワークとの連携強化。
- 見学や体験、実習を通じ
て仕事理解を深める。介護
職への就業イメージを持
てもらうことは有益。
- 高齢の訓練修了者につ
いては、フルタイム、正社員
勤務にこだわらず就職を希
望しているため、求人条件
の見直しが必要。



ヒアリング実施結果概要① (職業訓練実施機関 – 2)

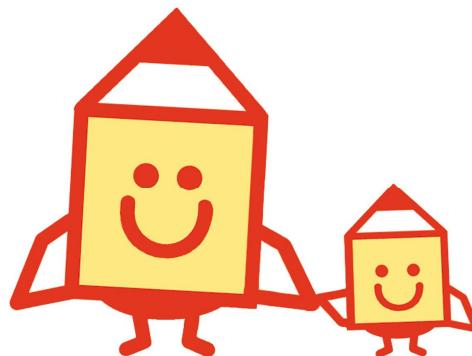
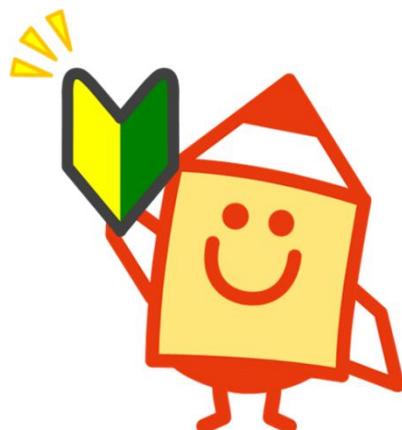
【質問】

【実施機関からのご意見】

【検討課題等】

訓練実施にあたつての国への要望、改善してほしい点

- 介護職員が不足しており、介護職員養成の訓練は介護事業所からも実施を熱望されている。宇都宮市だけでなく県内各所で実施を検討したいが、教室、事務室等の設置を考えるとなかなか要件を満たす会場が見つからない。（特に事務室の設置について要件を満たす会場が少ない。）
- 訓練説明会を後半にも行うか、参加できなかった希望者に、説明日があることをハローワークで案内して欲しい。（現在は説明を希望される方には実施機関で都度説明。）
- 訓練終了後、雇用保険の給付日数が残っているため就職日を遅らせる方がいる。就職支援では3ヶ月後の就職報告があるので、多くの方に早期就職を案内するが、就職が厳しいこともある。介護分野では離職が多いからか最初の雇用契約も期間が短めになることが多いのが悩み。
- 就職率60%以上、かつ雇用契約4ヶ月以上という設定はシニア層の訓練生を多くもつ介護系訓練にとっては厳しい。雇用契約期間は短期間で契約し業務に慣れてから長期契約に移行するパターンが多いので、介護業界に即した数値に見直ししていただきたい。



・修了生に、「介護職は就職しやすい。修了後すぐに就職しなくても就職できる。」という意識がある。就職意欲の喚起のため、適切な訓練のあっせん及び訓練期間中のキャリアコンサルティングが重要。

・職業訓練制度、訓練説明会の周知、広報の強化。

・制度上の要望については、本省へ意見として伝える。

ヒアリング実施結果概要②（職業訓練修了者採用企業－1）

【質問】

○訓練修了者の採用について、未受講者（未経験者）の採用と比較して

役立つスキル

訓練により得られたスキル、技能等のうち、採用後に役立っているものは何か。

必要なスキル

訓練において、より一層習得しておくことが望ましいスキル、技能等は何か。

【採用企業からのご意見】

- 認知症の利用者に対する知識があり、未経験者と比較して対応可能。
- 技術面ではシーツ交換や洋服の着せ方など、普段の生活ではあまり行わないようなことを学んではいるが、例えば洋服の着せ方についての認知症の方への対応（教え方）など、多様なケースまではできていない。
- 技術やスキルもだが、休まず真面目に勤務していることが助かる。
- 入浴介助など、技術的な部分が大きい。看護助手科を修了しているので、医療の知識があることに安心感がある。
- 基本的な知識（介護制度の仕組みなど）、技術が身についている。とくに、コミュニケーション技術が役立っている。具体的には、目線の向け方や柔らかい言葉遣いなど、利用者との接し方ができている。
- 実務者研修を受けた方は、排泄などの介助について知識や技術があるだけでなく、自主性も高い。また、仕事の吸収が早いと感じる。

- 実務関係、特に身体介護が身につけられると利用者と支援者の両者の負担が少なく即戦力として働く。
- もし自分が相手（利用者）の立場だったらという考えが必要だと思う。尊厳についての考え方。自分が嫌だという事はしないという基本的なこと（例えば、おむつ交換の際に見られたら当然嫌だと思うこと）。
- 自己覚知についての認識（ジョハリの窓、等）。自己を知ることで相手に合わせることもできるようになる。
- コミュニケーションを円滑に行える能力があれば良い。例えば、利用者の特性に合わせて声の大きさやトーンを変えられるなど。介護技術はあれば良いが、働きながら習得してもらえばよい。
- 様々な状態の利用者がいて、様々な不自由な点があるということを知識として学んでおくとよい。実習で学んでいるとは思うが、様々な状態の介護を必要としている方の映像を見ておくだけでも効果があると思う。
- コミュニケーションの技術。とくに、利用者との会話の技術。

【検討課題等】



- ・現場では、認知症の知識が必要とされている。さらに医療知識があると安心感がある。
- ・介護分野ならではのコミュニケーション能力、利用者の特性に合わせたコミュニケーション能力が必要。
- ・様々な利用者の様々な特性について幅広く知識として学んでおくことは重要。

ヒアリング実施結果概要②（職業訓練修了者採用企業－2）

採用について

その他

【質問】

期待していることは何か。

【採用企業からのご意見】

- 介護職を希望する人は少なく、人材が不足している。即戦力となる人。
- 利用者だけでなく他の職員とのコミュニケーションが出来て欲しい。介護の仕事はチームプレイであるので、独断でものごとを行わないこと。例えば、良かれと思って行ったことも利用者にとってはそれがスタンダードになり、他の職員にも同じことを求められることになり負担となる。
- 休まず継続して勤務してもらえる人材。
- とくにない。一生懸命働いてくれる方であればよいので、訓練を受けた方だからといって区別することはない。
- 基本的な知識があることと、お年寄りとの接し方や気遣いができる点。
- 介護についての知識と技術を身につけていていること。

充実してほしい職業訓練コース等



【検討課題等】

- ・介護職はチームで業務を行っているため、職員とのコミュニケーションも必要。



- ・認知症の方の対応方法についてカリキュラムの充実が必要。

- ・レクリエーションについての知識、企画についての知識も必要。

- ・介護職の負のイメージを払拭し介護職の魅力を発信。「社会的意義」を高める取組を実施。

- 介護職は「大変で給与が安い」というイメージがあり、魅力がある仕事とは言えず人材が不足している。研修（訓練）の前に介護制度の社会的意義などを説明し意識を高めるような取り組みがあるとよい。
- 介護制度の改善（待遇や職場環境など）を国として行って欲しい。
- （必要な人材として）夜勤ができる人、介護福祉士。
- この業界は人手不足があるので、福祉士を目指せるようなステップアップが必要だと考える。
- 入浴などの際に介助拒否をする利用者が多いので、そのような利用者の対応方法、接し方を学ぶ時間があるとよい。
- 介護施設では塗り絵や体操など多様なレクリエーションを実施しているため、レクリエーションについて学んだり、アイデアを出したりする時間があるといい。
- 利用者は認知症の方がほとんどなので、認知症の方の対応方法を学ぶ時間が充実するとよい。

ヒアリング実施結果概要③ (職業訓練修了者 - 1)

【質問】

訓練内容のうち就職後に役立っているものは何か。

スキル

就職後あまり活用されなかったものは何か。

【訓練修了者からのご意見】

- 演習及び企業実習
- 施設に就職していたら車いすやベッド移動などすぐに役立ったと思うが、在宅だと1対1で利用者と接するのでコミュニケーションの大切さを痛感。訓練中の先生方が現場の話をたくさんしてください、テキストの内容より「実際はこんな感じだよ」という話ありがたい。
- 更衣脱着、シーツ交換、入浴介助、食事介助、排泄介助。
- 介護保険、健康保険の知識。
- 人権と尊厳を支える介護。
- 介護における安全の確保とリスクマネジメント。
- 介護記録について。
- 車いすの活用法、車いすの各部位の名称など。
- 基礎的なことは一応全て。
- 移動移乗（臨床、臥床）の介助。ボディメカニクスの基本原理を使うことができ自分の体への負担が減った。
- バイタルサインなど医療的知識や車いすの介助、移動、移乗などの生活支援技術、コミュニケーション技術など、考え方もすべて。
- 高齢者に対する対応の仕方。
- 介護職のあり方、障害、老化、認知症の理解。
- 医療用語、専門用語の知識。

【検討課題等】

- ・ 演習、実習の充実。現場の実態がわかるような体験談、講話などの充実。
- ・ 医療的知識、専門用語の知識を習得できるカリキュラムの実施。
- ・ 移動、移乗の介助についての技術習得。
- ・ 介護保険、健康保険の知識習得。



- 特になし。
- ベッドメイキング（在宅介護、デイサービス従事者）。
- 車いす（在宅介護）。
- 高齢者の疾患の特徴など医学的な知識。
- 現在はおむつ交換の技術、今後は分からぬいため習って良かった。
- 咳痰吸引。
- 介護の理想論。

ヒアリング実施結果概要③ (職業訓練修了者 - 2)

【質問】

【訓練修了者からのご意見】

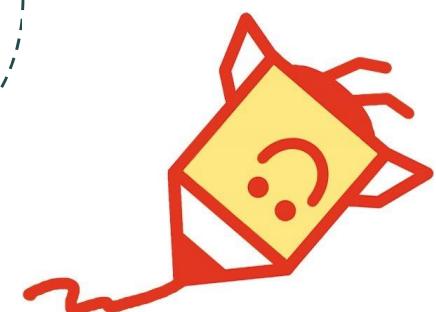
【検討課題等】

訓練で学ん
でおくべき
スキル、技
能は何か。

スキル

- 身体介護、家事支援にかかる具体的な支援方法。
- 訓練中、施設や在宅によって支援の仕方は全く違うと学んだ。実際、利用者により全く違うと思うので、支援がうまくできるかよりも声かけをして1つ1つの動作を確認することが大切。色々な利用者がいるが、スキルや技術よりも寄り添いたい気持ちを伝えることの方が大事。
- パソコン入力、業務全て。パソコン入力でとても苦労した。
- 利用者を自動車に乗車させた場合の運転の仕方。
- ベッド上での洗髪。
- 移動、車いすの移乗、ベッドから車いすの移乗、体位の変換の介助のスキル、排泄の介助（おむつ交換）、着脱、食事介助、口腔ケア。実習で身につけたかったので実習時間を増やして欲しい。
- 一番は人間関係なので特になし。
- スキル、技術というより専門用語。（例：ムンテラ、KT、BPなどのバイタル用語）
- ボディメカニクス。
- 人間の尊厳。
- 病気や薬の知識。
- コミュニケーション。

- ・施設や在宅により支援の仕方が全く違うため、様々な状況での対応力が必要。
- ・実習で身につけることも多く、実習時間の確保が必要。



ヒアリング実施結果概要③ (職業訓練修了者 - 3)

【質問】

就職をする際に重視したこと、介護職を選択した理由を選択しなかった理由は何か。

その他

【訓練修了者からのご意見】

【介護職】

- 人間関係、職場、チームでフォローしてくれる。
- 通勤時間（自宅の近く、通いやすさ）。
- 世の中（人）に役立つ仕事がしたかった。
- やりたい仕事が介護職だった。親族の介護がきっかけで介護職を希望した。
- 就職先の基本理念、職場の雰囲気。
- 清潔感。研修先だったので抵抗がなかった。
- 自分がやりたい仕事が介護職だった。
- 訓練で学んだ事を実際に介護現場で活かしたかった。
- お年寄りと関わりたかったため。
- 50歳以上でも正社員で働くかどうか。
- 自己成長の機会。
- 給与形態、福利厚生、賞与、勤務時間、残業時間。
- 「障害の理解」で障害分野について勉強、興味を持ったため障害者施設に就職。高齢の方も多いので介護的な技術も身につける事ができるし、今後介護に転職したいとなっても働きやすいのでは？と考えた。介護護福祉士の資格は取得したい。（生活支援員）

【介護職以外】

- 介護職をしていると感情移入してしまうので、死に接する機会が多い職には向いていないと感じたため。（配達）
- 労働時間、年間休日数、労働賃金。介護職員は定年退職をしてからでもできると思った。（製造）
- 介護職に従事するも、女性が携わる仕事だと思い退職。（介護以外）

【検討課題等】

- ・人間関係、職場の雰囲気を重視しており、チーム支援が円滑に進むようコミュニケーションスキルは必要。
- ・介護職を希望して受講する者もあり、就職に結びつくような就職支援、キャリアコンサルティングが必要。
- ・人の尊厳や生命に関わる仕事であることをカリキュラムの中で学ぶことは必要。



ヒアリング結果を踏まえた今後の対応について – 1

1 ヒアリング結果により、訓練効果が期待できる内容

【スキルアップ、技能習得・知識の定着を図るために期待できる内容】

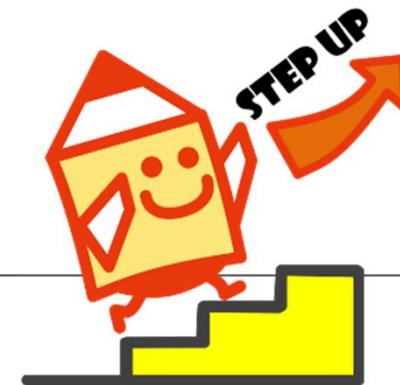
- ・実技に注力、生徒同士で相モデルを実施
- ・認知症の基礎知識の向上、現場の認知症ケアの事例研究
- ・ICT導入による職員の連携、業務改善状況の見学
- ・多様な介護支援の知識（映像視聴）

【就職意欲の喚起を図るために期待できる内容】

- ・練習の繰り返しによる自己効力感の向上
- ・職業選択についての不安解消

【就職後すぐに役立つ力を身につけるために期待できる内容】

- ・医療的知識
- ・認知症の理解



2 ヒアリング結果より、効果を上げるための改善すべき内容

【社会人基礎力を身につけるカリキュラムのさらなる充実】

- ・コミュニケーション能力向上、自己覚知（相手の立場に立って感じ取れる）

【就職後を見据えた実務的な知識習得の充実】

- ・認知症ケア
- ・福祉用具の適切な使い方
- ・レクリエーションについて

【きめ細やかな就職支援】

- ・求人に関するニーズ、求める人物像の把握
- ・施設・事業所の見学、体験の参加



ヒアリング結果を踏まえた今後の対応について－2

3 ヒアリング結果を踏まえて、今後、以下のような取組を行う予定。

<訓練設定>

【基礎的知識・技能の向上】

- ・認知症の基礎知識、ケアの事例研究
- ・介護現場でのICT化について
- ・パソコン基礎知識の習得

【実践的知識・技能の向上】

- ・現場に近い環境での実習
- ・講師からの経験談を取り入れての授業

【社会人基礎力の向上】

- ・コミュニケーション能力の向上



<就職支援>

【就職支援・キャリアコンサルティングの充実】

- ・キャリアビジョンの整理、不安感の解消とともに自己肯定感、自己効力感の向上支援
- ・介護業界の現状、キャリアアップについての情報提供
- ・就職までの求職活動スケジュールの作成支援
- ・社会福祉協議会、福祉人材・研修センターとの連携、求人情報提供、ガイダンスの案内

【訓練カリキュラム等の改善促進策（案）】

委託訓練

- 職場見学（オンラインを除く）の実施による介護現場の現状把握。
- グループワークの導入によるコミュニケーション能力の向上。
- 早期就職の意識向上を促す就職指導の実施。

求職者支援訓練

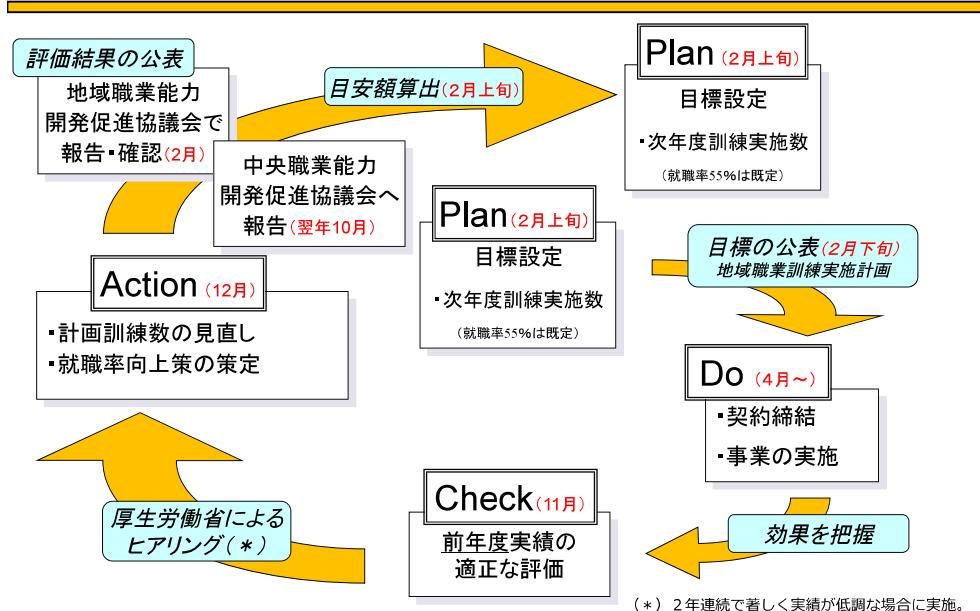
- コミュニケーション能力の向上のため能力開発講習の設定可能な基礎コースでの介護分野の申請を訓練実施機関へ促す。
- 求職者支援訓練サポート講習において就職支援をテーマとした内容を実施し、訓練実施機関の就職支援の質の向上を図る。
- 訓練実施機関に対しカリキュラムのデジタルリテラシー要素の充実が就職に有用であることを説明する。

09栃木								
令和4年度								
目標		実績						
目標管理の指標	訓練実施計画数	訓練受講者数	就職者数	就職率		執行率		
就職率55%以上 (訓練修了後 3ヶ月時点)	48 件	29 人	9 人	37.5%	不十分	60.4% 低		
評価	D-	令和6年度訓練計 画数への反映	原則10%減		令和6年度委託費 への反映	対前年度より減額		
令和4年度から 令和5年度の見 直し内容	<p>知識・技能習得訓練コースは、訓練科目についてハローワークから意見を聴取し、要望があった接客系の科目に変更した。コース全体の充足率は46.7%、就職率は10%であった。</p>							
就職率55%達成 のための改善 策(C評価・C- 評価・D評価・ D-評価のみ)	<p>知識・技能習得訓練コースの訓練科目についてハローワークから意見を聴取する。 就職率が低調であったため、委託先機関及び障害者職業訓練コーディネーターによる就職相談を実施する。 知識・技能習得訓練コースのコース数を減じ、就職に直結しやすい実践能力習得訓練コースの定員を増やす。</p>							
令和5年度								
目標		実績						
目標管理の指標	訓練実施計画数	訓練受講者数	就職者数	就職率		執行率		
就職率55%以上 (訓練修了後 3ヶ月時点)	43 件	19 人	5 人	35.7%	不十分	44.2% 低		
評価	D-	令和7年度訓練計 画数への反映	原則10%減		令和7年度委託費 への反映	対前年度より減額		
令和5年度から 令和6年度の見 直し内容	<p>知識・技能習得訓練コースは、訓練科目についてハローワーク担当者から意見を聴取し、要望があったC A Dの科目を計画した。11月30日現在のコース全体の充足率は40%、就職率は25%であった。 訓練を実施したコースは、訓練中から求人検索の時間を設け就職意欲を高める取り組みを行った。訓練終了後は電話連絡や求人情報の提供、ハローワークへの来所誘導を行った。 実践能力習得訓練コースは、委託先確保のため、雇用率未達企業を中心に企業訪問を実施した（電話件数309件、訪問件数66件）。</p>							
就職率55%達成 のための改善 策(C評価・C- 評価・D評価・ D-評価のみ)	<p>知識・技能習得訓練コースの受講者は、大半が福祉的就労（B型）経験のみ、または就労経験がない者で、訓練を社会参加の第一段階と考えており、訓練修了後早期の就職に繋がらない。ハローワークの受講あっせんにおいても、当該訓練は第一段階としての位置づけであり、早期の就職を望む者は求職者支援訓練に向けている現状がある。ハローワークには引き続き、就職希望者の障害者訓練への誘導を依頼する。 ハローワークから意見を聴取し、訓練科目は求人が多い職種（介護、清掃、製造）での実習付き訓練を計画する。 実践能力習得訓練コースは、企業訪問による委託先開拓に成果（コース設定30件）が上がっていることから、引き続き企業訪問を実施する。就労移行支援施設と連携し、訓練生の確保に努める。</p>							

障害者委託訓練におけるPDCA評価の実施について 1

多くの都道府県において訓練実施計画数と訓練実績数の間に乖離が見られ、また、就職率の目標未達成の状況が続いていることから、令和6年度において訓練実施計画数の適正化等を目的としたPDCA評価を試行的に実施する。なお、試行実施における評価結果（「別添2」）は令和7年度の中央職業能力開発促進協議会へ報告の上、会議資料として公表することを予定している。試行実施後の本格実施については、実施状況を踏まえ、令和7年度中に通知することとする。なお、PDCA評価の本格実施となつた場合には、令和6年度の試行実施による評価結果を令和7年度の地域職業能力開発促進協議会へ報告いただくことを予定している。

障害者委託訓練の目標管理サイクル



障害者委託訓練におけるPDCA評価の実施について 2

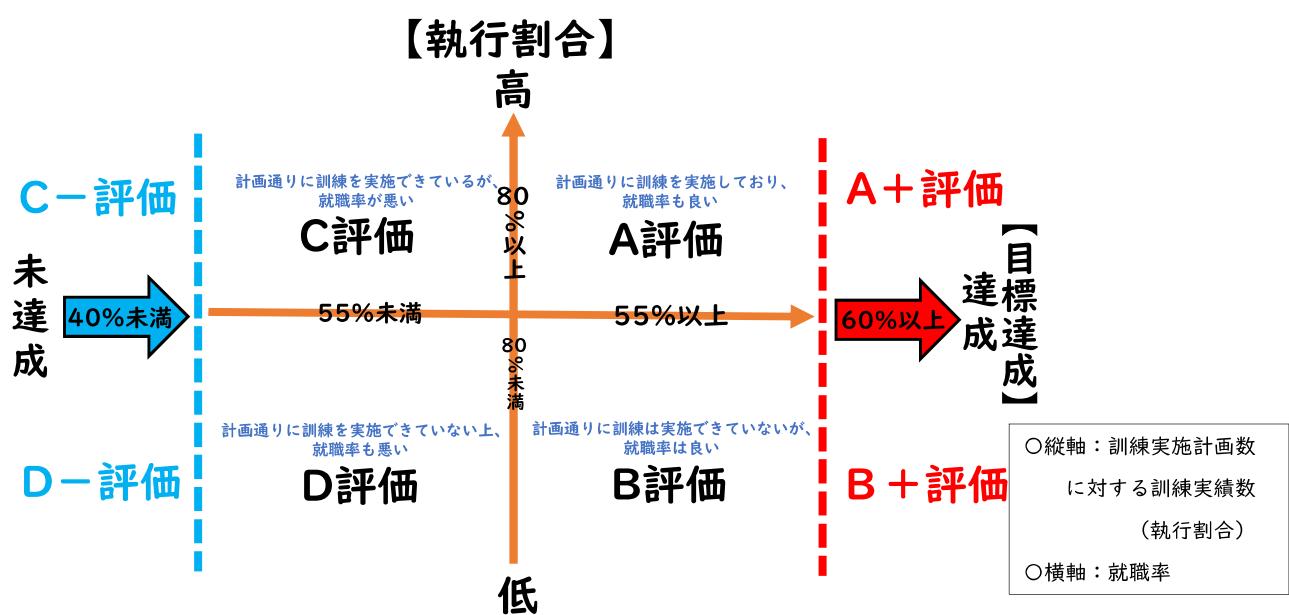
評価対象年度は正確な実績が把握可能な前年度実績を用いることとし、評価に基づく調整は評価実施の次年度において実施するものとする。（例：試行実施となる令和6年度のPDCA評価では令和5年度実績を評価対象とし、令和7年度を評価に基づく調整対象とする。）なお、評価に係る指標は「訓練実施計画数に対する訓練実績数（執行割合）」及び「就職率」とし、以下の組み合わせにて評価を行う。

評価	執行割合	就職率
A+	80%以上	60%以上
A		55%以上～60%未満
B+	80%未満	60%以上
B		55%以上～60%未満
C	80%以上	40%以上～55%未満
C-		40%未満
D	80%未満	40%以上～55%未満
D-		40%未満

障害者委託訓練におけるPDCA評価の実施について3

評価に係る指標と評価について、以下のマトリクスにて関係性を整理している。なお、2年連続でマイナス評価となった場合には実績が低調となった要因の分析及び改善事項の策定等を目的に厚生労働省によるヒアリングを実施する。（試行実施においてはヒアリングは実施しない。）

障害者委託訓練のPDCA評価方法



障害者委託訓練におけるPDCA評価の実施について4

次年度の計画訓練数及び予算額については評価に応じて以下の調整を行うこととし、就職率実績が低調な場合には改善事項を策定することとする。今年度は試行実施であるため、「改善事項の策定」及び「令和7年度地域職業能力開発事業計画における計画訓練数調整（令和6年度計画訓練数を基準）」のみを実施することとし、「予算額への反映」についてはPDCA評価による令和7年度予算額の調整は実施せず、従前の調整方法による。予算額への反映は本格実施以降の令和6年度評価に基づく令和8年度予算額より実施するものとする。（令和6年度は試行実施のため赤枠部分のみ実施する。）

評価	計画訓練数	改善事項	次年度予算への反映
A+	継続	—	対前年度より増額確定
A	原則8%増	—	対前年度より同額以上確定
B+	原則3%減	—	CPにより調整
B	原則5%減	—	CPにより調整
C	原則4%減	就職率向上の改善策を策定	CPにより調整
C-	原則10%減	就職率向上の改善策を策定	対前年度より減額確定
D	原則7%減	就職率向上の改善策を策定	対前年度より減額確定
D-	原則10%減	就職率向上の改善策を策定	対前年度より減額確定

※CP：就職者1人当たりの委託料（評価対象年度における就職者数／評価対象年度における委託料総額）

教育訓練給付制度の指定講座の状況等

厚生労働省 栃木労働局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

教育訓練給付金の概要

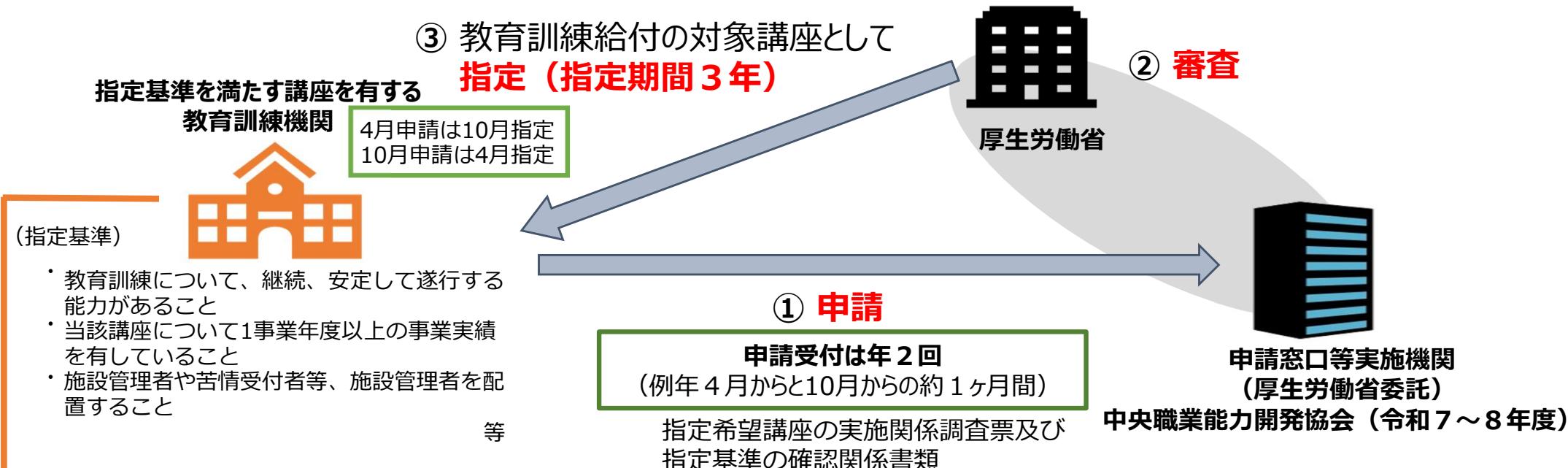
労働者が主体的に、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受講し、修了した場合に、その費用の一部を雇用保険により支給。

	専門実践教育訓練給付金 ＜特に労働者の中長期的キャリア形成に資する教育訓練を対象＞	特定一般教育訓練給付金 ＜特に労働者の速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資する教育訓練を対象＞	一般教育訓練給付金 ＜左記以外の雇用の安定・就職の促進に資する教育訓練を対象＞
給付内容	<ul style="list-style-type: none"> ・受講費用の<u>50%</u>（上限年間<u>40万円</u>） (6ヶ月ごとに支給) ・追加給付①: 1年内に資格取得・就職等 ⇒受講費用の<u>20%</u>（上限年間<u>16万円</u>） ・追加給付②:訓練前後で賃金が5%以上上昇(※1) ⇒受講費用の<u>10%</u>（上限年間<u>8万円</u>） 	<ul style="list-style-type: none"> ・受講費用の<u>40%</u>（上限<u>20万円</u>） ・追加給付: 1年内に資格取得・就職等(※1) ⇒受講費用の<u>10%</u>（上限<u>5万円</u>） 	・受講費用の <u>20%</u> （上限 <u>10万円</u> ）
支給要件	<input type="radio"/> 在職者又は離職後1年以内 (妊娠、出産、育児、疾病、負傷等で教育訓練給付金の対象期間が延長された場合は最大20年以内) の者 <input type="radio"/> 雇用保険の被保険者期間3年以上 (初回の場合、専門実践教育訓練給付金は <u>2年以上</u> 、特定一般教育訓練給付金・一般教育訓練給付金は <u>1年以上</u>)		
講座数	3,300 講座	1,188 講座	12,352 講座
受給者数	37,165人 (初回受給者数)	4,947人	73,766人
講座指定要件	<p>次のいずれかの類型に該当し、かつ就職率等の要件を満たすもの</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 業務独占資格又は名称独占資格に係る養成施設の課程（4年制課程含む R7.4～） ② 専門学校の職業実践専門課程及びキャリア形成促進プログラム 文部科学省連携 ③ 専門職大学院の課程及び外国の大学院の経営管理に関する学位課程（R7.4～） ④ 大学等の職業実践力育成プログラム 文部科学省連携 ⑤ 第四次産業革命スキル習得講座等の課程（ITSSレベル3以上）（※2） 経済産業省連携 ⑥ 専門職大学・専門職短期大学・専門職学科の課程 	<p>次のいずれかの類型に該当し、かつ就職率等の要件を満たすもの</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 業務独占資格、名称独占資格若しくは必置資格に係る養成施設の課程又はこれらの資格の取得を訓練目標とする課程等 ② 一定レベル（ITSSレベル2）の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程（※2） ③ 短時間の職業実践力育成プログラム及びキャリア形成促進プログラム 文部科学省連携 ④ 職業能力評価制度の検定（技能検定又は団体等検定）の合格を目指す課程（R7.4～） 	<p>次のいずれかの類型に該当する教育訓練</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 公的職業資格又は修士若しくは博士の学位等の取得を訓練目標とするもの ② ①に準じ、訓練目標が明確であり、訓練効果の客観的な測定が可能なものの民間職業資格の取得を訓練目標とするもの等

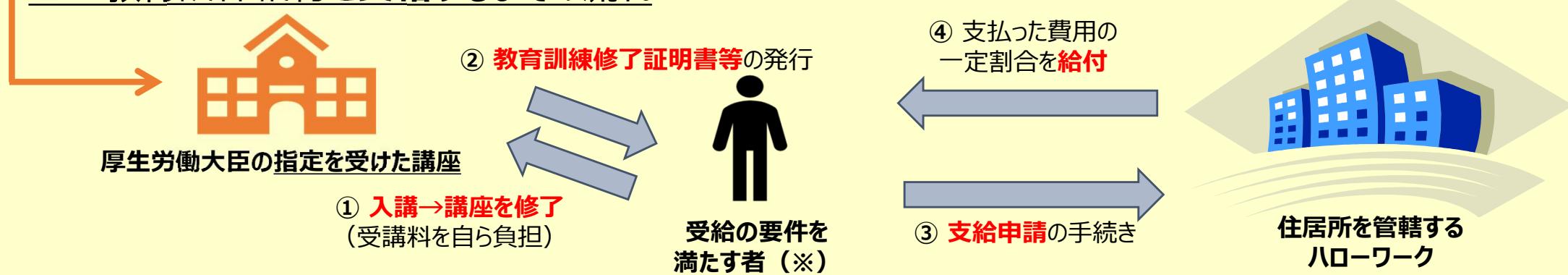
(注) 講座数は令和7年10月時点、受給者数は令和6年度実績（速報値）。(※1) 令和6年10月1日以降に受講開始した者について適用。 (※2) 令和6年10月1日付け指定から適用。 1

教育訓練給付金の指定申請等の概要

1. 教育訓練給付の対象講座になるまでの流れ



2. 教育訓練給付を受給するまでの流れ



(※) 特定一般教育訓練・専門実践教育訓練については、講座の受講開始2週間前までに、訓練前キャリアコンサルティングを受け、ジョブ・カードを作成し、ハローワークにおいて、受給資格確認を行うことが必要

教育訓練給付金の講座指定の対象となる主な資格・試験など

輸送・機械運転関係

大型自動車第一種・
第二種免許
中型自動車第一種・
第二種免許
大型特殊自動車免許
準中型自動車第一種免許
普通自動車第二種免許
フォークリフト運転技能講習
けん引免許
車両系建設機械運転・
玉掛・小型移動式クレーン・
高所作業車運転・
床上操作式クレーン・
不整地運搬車運転技能講習
移動式クレーン運転士免許
クレーン・デリック運転士免許
一等無人航空機操縦士

情報関係

第四次産業革命スキル
習得講座
ITSSレベル3以上の資格取得
を目指す講座
(Cisco技術者認定資格等)
ITSSレベル2の資格取得を目
指す講座
(基本情報技術者試験等)
ITパスポート
Webクリエイター能力認定試験
Illustratorクリエイター
能力認定試験
CAD利用技術者試験

専門実践教育訓練給付金

最大で受講費用の80%[年間上限64万円]
を受講者に支給 (※1)

特定一般教育訓練給付金

最大で受講費用の50%[上限25万円]
を受講者に支給 (※2)

一般教育訓練給付金

受講費用の20%[上限10万円]
を受講者に支給

専門的サービス関係

キャリアコンサルタント

社会保険労務士試験
ファイナンシャル・プランニング技
能検定試験
行政書士、税理士
通関士、マンション管理士試験
司法書士、弁理士
気象予報士試験
土地家屋調査士

中小企業診断士試験
司書・司書補
産業カウンセラー試験
公認内部監査人認定試験

事務関係

登録日本語教員

Microsoft Office Specialist 365
VBAエキスパート
簿記検定試験（日商簿記）
日本語教員、IELTS
日本語教育能力検定試験
実用英語技能検定（英検）
TOEIC、VERSANT、TOEFL iBT
中国語検定試験
HSK漢語水平考試
「ハングル」能力検定
建設業経理検定

医療・社会福祉・ 保健衛生関係

介護福祉士（介護福祉士実務
者研修を含む）
社会福祉士
保育士
看護師、准看護師、助産師
精神保健福祉士、はり師
柔道整復師、歯科衛生士
歯科技工士、理学療法士
作業療法士、言語聴覚士
栄養士、管理栄養士
保健師、美容師、理容師
あん摩マッサージ指圧師
きゅう師、臨床工学技士
視能訓練士
臨床検査技師

主任介護支援専門員研修
介護支援専門員実務研修
介護職員初任者研修
特定行為研修
喀痰吸引等研修
福祉用具専門相談員
登録販売者
衛生管理者免許試験

医療事務技能審査試験
医療事務認定実務者
(R) 試験
調剤薬局事務検定試験
健康管理士一般指導員
資格認定試験
メンタルヘルス・マネジメント
検定試験

営業・販売関係

調理師

宅地建物取引士資格試験
インテリアコーディネーター
パーソナルカラリスト検定
ソムリエ呼称資格認定試験
国内旅行業務取扱
管理者試験

技術関係

測量士補、電気工事士
航空運航整備士
自動車整備士
海技士

電気主任技術者試験
建築士
技術士
土木施工管理技術検定
建築施工管理技術検定
管工事施工管理技術検定
電気通信工事担任者試験

製造関係

製菓衛生師

パン製造技能検定試験

大学・専門学校等の 講座関係

職業実践専門課程
(商業実務、文化、工業、衛生、
動物、情報、デザイン、自動車整備、
土木・建築、スポーツ、旅行、服飾・
家政、医療、経理・簿記、電気・電子、
ビジネス、社会福祉、農業など)

職業実践力育成プログラム
(保健、社会科学、工学・工業など)

キャリア形成促進プログラ
ム（医療、文化教養、商業実務
関係）

専門職学位
(ビジネス・MOT、教職大学院、法
科大学院など)

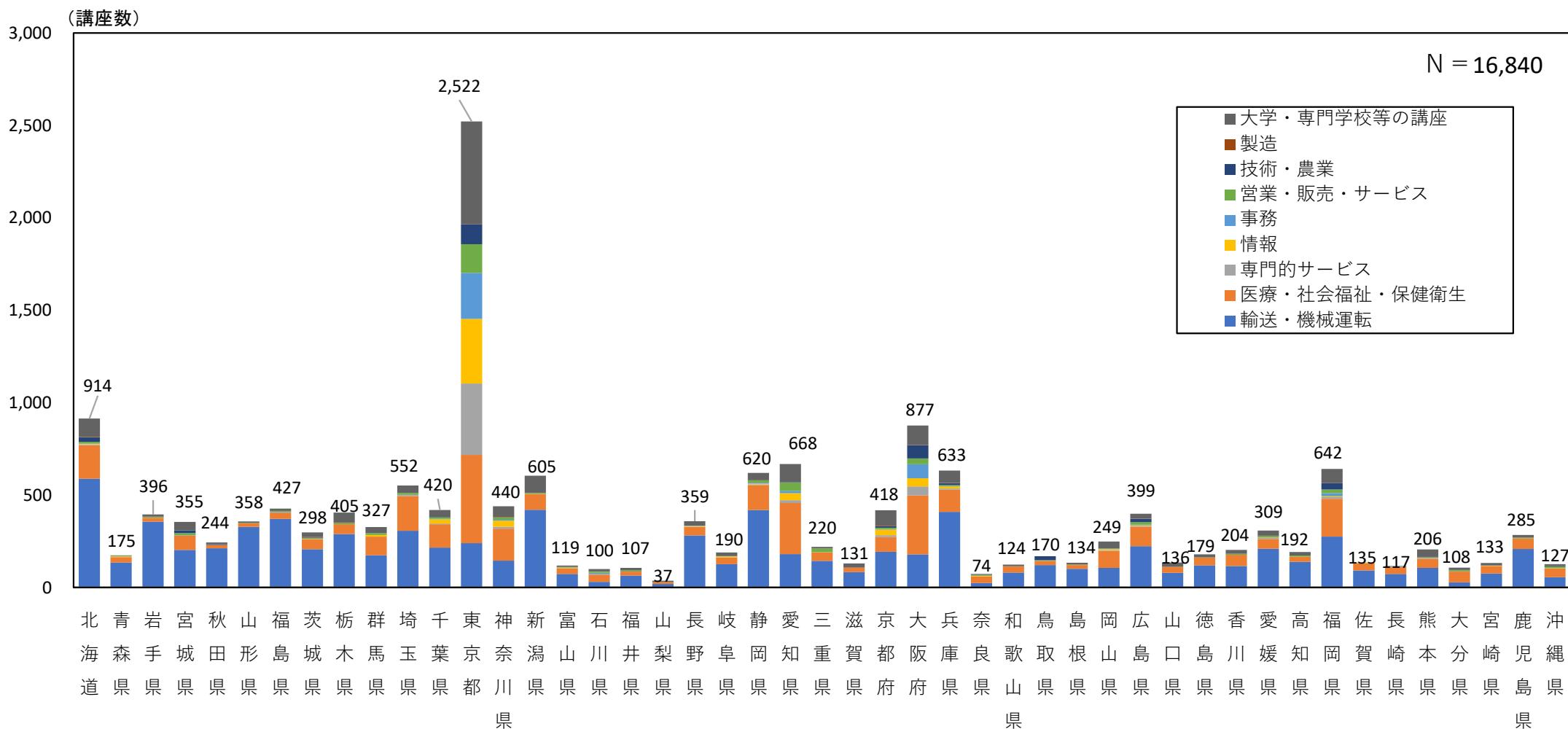
短時間の職業実践力育成
プログラム（人文科学・人文）

短時間のキャリア形成促進
プログラム（文化教養関係）

修士・博士
履修証明
科目等履修生

指定講座の状況（訓練機関の所在地別・分野別）（令和7年10月1日時点）

- 地域によって指定講座数にばらつきがみられるが、最も多い東京都が約2500講座と全体の約15%を占め、続いて北海道、大阪府、愛知県、福岡県の順に多くなっている。
- 分野別にみると「専門的サービス関係」「情報関係」「事務関係」については、指定講座の約5割が東京都の教育訓練機関により実施されている。



※ 訓練機関の所在地別で集計しており、一の訓練機関が同一の講座を複数箇所で開講している場合、開講箇所数に関わらず訓練機関の所在する都道府県に1講座計上している。

資料出所：厚生労働省「教育訓練給付の指定講座に係る行政記録情報」より若年者・キャリア形成支援担当参事官室で作成

栃木県における指定講座の状況（訓練機関の所在地別・主な資格別）

(令和7年10月1日時点)

		全国				栃木県			
		計	専門実践	特定一般	一般	計	専門実践	特定一般	一般
輸送・機械運転関係	大型自動車第一種免許	2641	—	205	2436	93	—	0	93
	中型自動車第一種免許	1887	—	110	1777	56	—	0	56
	準中型自動車第一種免許	926	—	61	865	16	—	0	16
	大型特殊自動車免許	704	—	35	669	22	—	0	22
	大型自動車第二種免許	631	—	59	572	22	—	0	22
	フォークリフト運転技能講習	317	—	6	311	12	—	0	12
	けん引免許	387	—	19	368	10	—	0	10
	無人航空機操縦士	299	—	28	271	18	—	0	18
	その他	856	—	48	808	41	—	0	41
医療・社会福祉・保健衛生関係	医療事務技能審査試験	6	—	—	6	0	—	—	0
	介護福祉士（実務者研修含む）	1332	288	15	1029	20	3	0	17
	介護支援専門員	309	—	254	55	7	—	7	0
	喀痰吸引等研修修了	74	—	24	50	0	—	0	0
	介護職員初任者研修	288	—	79	209	4	—	1	3
	看護師	349	328	0	21	9	8	0	1
	特定行為研修	380	—	131	249	0	—	0	0
	社会福祉士	173	137	6	30	3	3	0	0
	保育士	123	111	2	10	0	0	0	0
	精神保健福祉士	119	96	0	23	2	2	0	0
	歯科衛生士	123	119	0	4	2	2	0	0
	その他	596	452	8	136	5	4	1	0
専門的サービス関係	税理士	202	—	0	202	0	—	0	0
	社会保険労務士試験	110	—	2	108	0	—	0	0
	行政書士	40	—	0	40	0	—	0	0
	その他	174	22	0	152	0	0	0	0
情報関係	Microsoft Office Specialist	75	—	—	75	0	—	—	0
	CAD利用技術者試験	20	—	—	20	0	—	—	0
	Webクリエイター能力認定試験	45	—	—	45	0	—	—	0
	第四次産業革命スキル習得講座	301	301	—	—	0	0	—	—
	その他	149	13	10	126	0	0	0	0

栃木県における指定講座の状況（訓練機関の所在地別・主な資格別）

(令和7年10月1日時点)

		全国				栃木県			
		計	専門実践	特定一般	一般	計	専門実践	特定一般	一般
事務関係	TOEIC	140	—	—	140	0	—	—	0
	簿記検定試験（日商簿記）	67	—	—	67	0	—	—	0
	中国語検定試験	30	—	—	30	0	—	—	0
	「ハングル」能力検定	5	—	—	5	0	—	—	0
	実用フランス語技能検定試験	4	—	—	4	0	—	—	0
	登録日本語教員	31	—	26	5	0	—	0	0
	日本語教員	28	—	—	28	0	—	—	0
	その他	98	—	—	98	0	—	—	0
営業・販売・サービス関係	宅地建物取引士資格試験	105	—	4	101	0	—	0	0
	その他	386	317	0	69	8	7	0	1
製造関係	計	31	11	0	20	1	1	0	0
技術・農業関係	建築士	68	1	0	67	0	0	0	0
	建築施工管理技術検定	56	—	0	56	0	—	0	0
	土木施工管理技術検定	50	—	0	50	0	—	0	0
	その他	167	31	3	133	0	0	0	0
大学・専門学校等の講座関係	修士・博士	761	—	—	761	30	—	—	30
	キャリア形成促進プログラム	7	6	1	—	0	0	0	—
	職業実践専門課程	688	688	—	—	12	12	—	—
	職業実践力育成プログラム	283	231	52	—	12	12	0	—
	専門職大学院	144	142	—	2	0	0	—	0
	科目等履修生	14	—	—	14	0	—	—	0
	履修証明	35	—	—	35	0	—	—	0
	その他	6	6	0	—	0	0	0	—

都道府県別の教育訓練給付の受給者数・支給額について（令和5年度）

- 居住地別の受給者数について、専門実践教育訓練給付初回受給者、特定一般及び一般教育訓練給付受給者の合計は約11万6千人となっており、最も多い東京では約1万8千人で全体に占める受給者割合は約16%となっている。
- 都道府県別の教育訓練給付の受給者数・支給額（2023年度）

都道府県番号	都道府県名	専門実践（初回受給者数） （※1）	専門実践（延べ受給者数） （※2）	支給額（千円）	特定一般+一般	支給額（千円）	都道府県番号	都道府県名	専門実践（初回受給者数） （※1）	専門実践（延べ受給者数） （※2）	支給額（千円）	特定一般+一般（受給者数）	支給額（千円）
1	北海道	1,209	3,238	392,432	3,697	139,152	25	滋賀県	316	764	104,497	837	27,486
2	青森県	247	683	79,347	665	23,449	26	京都府	723	1,805	293,740	1,535	60,831
3	岩手県	247	641	60,251	923	31,537	27	大阪府	3,056	8,399	1,259,829	5,984	241,852
4	宮城県	432	1,115	167,798	1,304	52,324	28	兵庫県	1,713	4,503	636,234	4,171	135,310
5	秋田県	162	378	37,246	527	13,995	29	奈良県	367	921	122,929	716	28,751
6	山形県	148	376	47,405	656	23,747	30	和歌山県	157	377	40,684	529	19,134
7	福島県	241	681	82,680	937	36,661	31	鳥取県	94	284	39,374	302	9,394
8	茨城県	630	1,895	240,124	1,388	52,258	32	島根県	135	396	50,727	379	11,579
9	栃木県	425	1,146	148,017	1,165	37,965	33	岡山県	381	980	110,327	1,176	44,083
10	群馬県	534	1,574	202,159	1,044	35,954	34	広島県	647	1,978	237,011	1,884	73,878
11	埼玉県	2,338	6,410	1,001,460	4,826	193,010	35	山口県	255	682	68,541	704	24,943
12	千葉県	1,741	4,500	706,378	3,827	161,736	36	徳島県	162	398	43,985	424	14,566
13	東京都	6,523	18,023	3,246,139	11,719	630,069	37	香川県	292	919	126,871	540	18,119
14	神奈川県	3,614	9,095	1,382,070	6,282	279,383	38	愛媛県	384	1,011	109,775	706	27,216
15	新潟県	316	907	127,310	1,575	60,746	39	高知県	128	462	74,905	379	14,416
16	富山県	145	325	35,014	449	14,188	40	福岡県	1,726	4,875	677,182	2,894	119,539
17	石川県	229	553	65,059	518	20,671	41	佐賀県	296	1,136	131,203	370	13,772
18	福井県	176	387	31,251	519	18,163	42	長崎県	268	758	88,021	410	13,490
19	山梨県	136	360	39,447	282	7,034	43	熊本県	405	1,284	156,232	1,027	36,545
20	長野県	395	925	96,534	1,206	37,675	44	大分県	278	816	101,790	454	13,937
21	岐阜県	339	934	126,881	1,083	37,188	45	宮崎県	254	916	109,962	443	13,339
22	静岡県	859	2,056	236,155	2,203	77,941	46	鹿児島県	405	1,176	148,990	767	27,678
23	愛知県	1,873	5,077	759,192	4,832	183,360	47	沖縄県	529	1,626	231,233	538	21,427
24	三重県	394	1,041	127,708	1,131	39,900	全国計		36,324	98,786	14,380,409	79,927	3,217,444

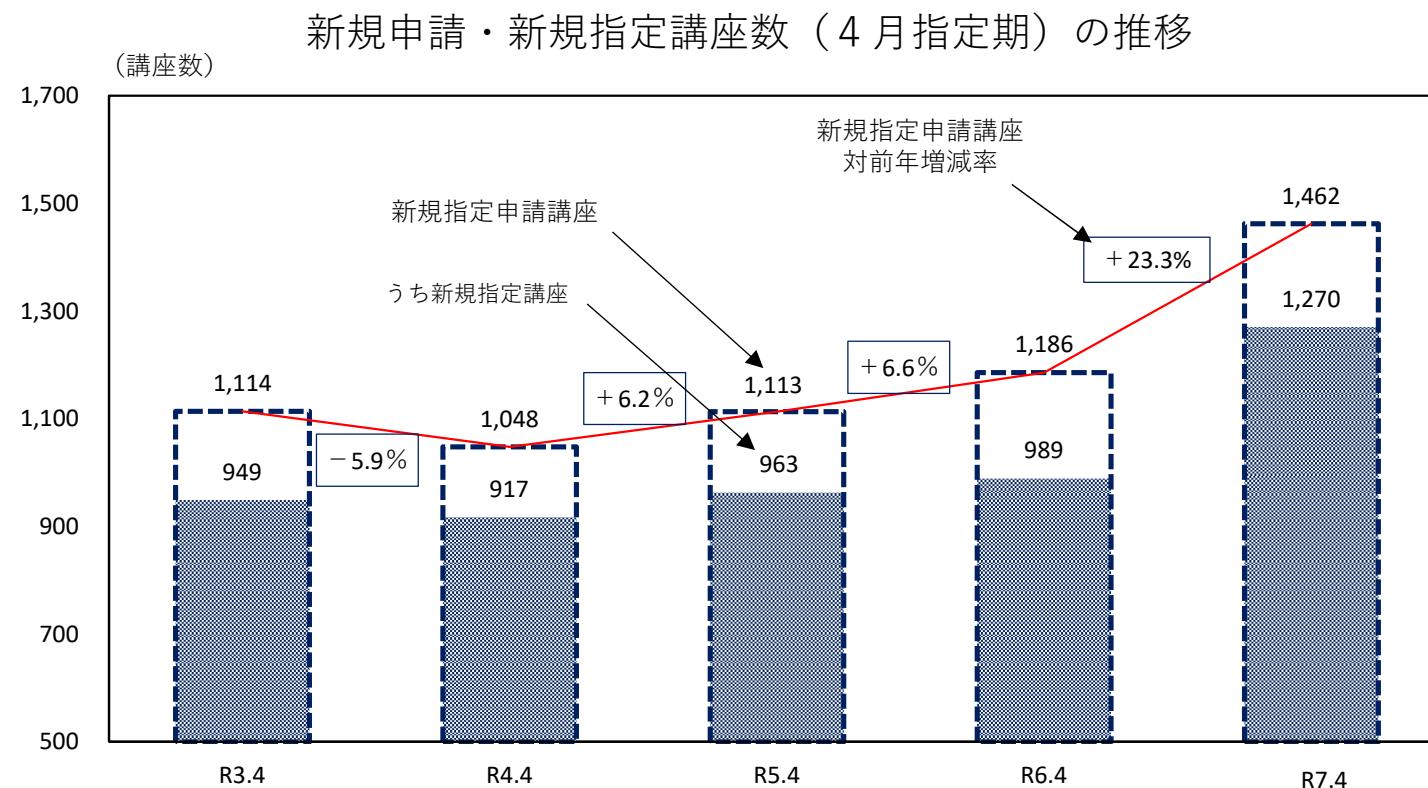
（※1）（※2）：専門実践教育訓練給付は6月ごとに支給している。「専門実践（初回受給者数）」は2023年度に1回目の支給を受けた者。「専門実践（延べ受給者数）」は2023年度中に支給を受けた延べ人数。

（注）：全国計は決算値であり、各都道府県分は業務統計値であるため、各都道府県の合計は全国計に一致しない。

(参考資料)

新規指定申請講座数・新規指定講座数の推移

- 令和5年度第2回の地域職業能力開発促進協議会（令和6年2～3月）以降、協議事項に「教育訓練給付制度による地域の訓練ニーズを踏まえた訓練機会の拡大」を追加。以降、地域職業能力開発促進協議会の議論の状況を踏まえ、訓練ニーズの高い分野等を対象に指定講座の拡大を図るため、令和6年10月申請期に向けて講座指定申請勧奨や制度周知を実施。
※講座指定申請は年2回（4月及び10月）。10月申請は翌年4月指定、4月申請は10月指定。
- 令和7年4月指定期の新規指定申請講座数及び新規指定講座数を見ると過去5年間で最大となっている。



（指定講座全体数）

	R3. 4. 1	R4. 4. 1	R5. 4. 1	R6. 4. 1	R7. 4. 1
指定講座数 (4. 1時点)	14,060	14,562	14,997	15,722	16,577

令和6年10月申請に向けた都道府県労働局及び本省による指定申請勧奨の取組

- 都道府県労働局及び厚生労働省本省において、教育訓練施設や業界団体の訪問や、SNS等を通じ、講座指定申請勧奨を実施

＜都道府県労働局による取組＞

➤ 労働局職員が訪問等により講座指定申請勧奨を行った訓練施設等 ※一部重複あり

・専門学校等 14局

【岩手、秋田、神奈川、石川、山梨、長野、静岡、愛知、滋賀、山口、高知、福岡、佐賀、大分】

・指定自動車教習所 12局

【青森、千葉、山梨、長野、滋賀、奈良、広島、山口、香川、愛媛、福岡、長崎】

・デジタル関係 9局 【岩手、山形、新潟、石川、福井、三重、鳥取、山口、長崎】

・大学関係 9局 【山形、福島、石川、岐阜、静岡、滋賀、高知、佐賀、長崎】

・介護関係 7局 【宮城、山梨、長野、滋賀、山口、徳島、香川】

・看護・医療関係 3局 【青森、秋田、山口】

・無人航空機操縦士（ドローン）3局 【岩手、長野、佐賀】

※その他にハロートレーニング実施施設、日本語教員養成機関、技能講習関係 等

➤ その他

- ・労働局に来訪する教育訓練施設等への制度周知
- ・地域協議会構成員を通じた制度周知
- ・経営者団体を通じた制度周知
- ・労働局のHPやSNSによる制度周知

＜厚生労働省本省による取組＞

➤ 業界団体等を通じた講座指定申請の働きかけ

・指定自動車教習所（約1,300校）

・（建設車両関係）登録教習機関（約200機関）

・デジタル等各種資格認定団体（約30団体）

・介護支援専門員研修実施機関（47都道府県）

・無人航空機操縦士の講習を行う登録講習機関（約700校）

＜国交省と連携＞

・大学等（約1,200校）

＜文科省と連携＞

等

➤ 関係省庁や業界団体主催の会議等

・大学等向けリカレント教育説明会（約300校）

＜文科省と連携＞

・マナビDX講座提供事業者情報共有会（75機関※参加申込）

＜経産省と連携＞

・日本語教員養成機関向け説明会（約550機関）

＜文科省と連携＞

・（一社）全国産業人能力開発団体連合会説明会（30機関）等

➤ その他

講座指定のメリットを強調したリーフレットや、申請手続や申請書記載のイメージ動画等を活用し、SNS等による周知広報を令和6年8～9月にかけて集中的に実施（参考：X閲覧数約10万件 ※令和6年9月3日時点）

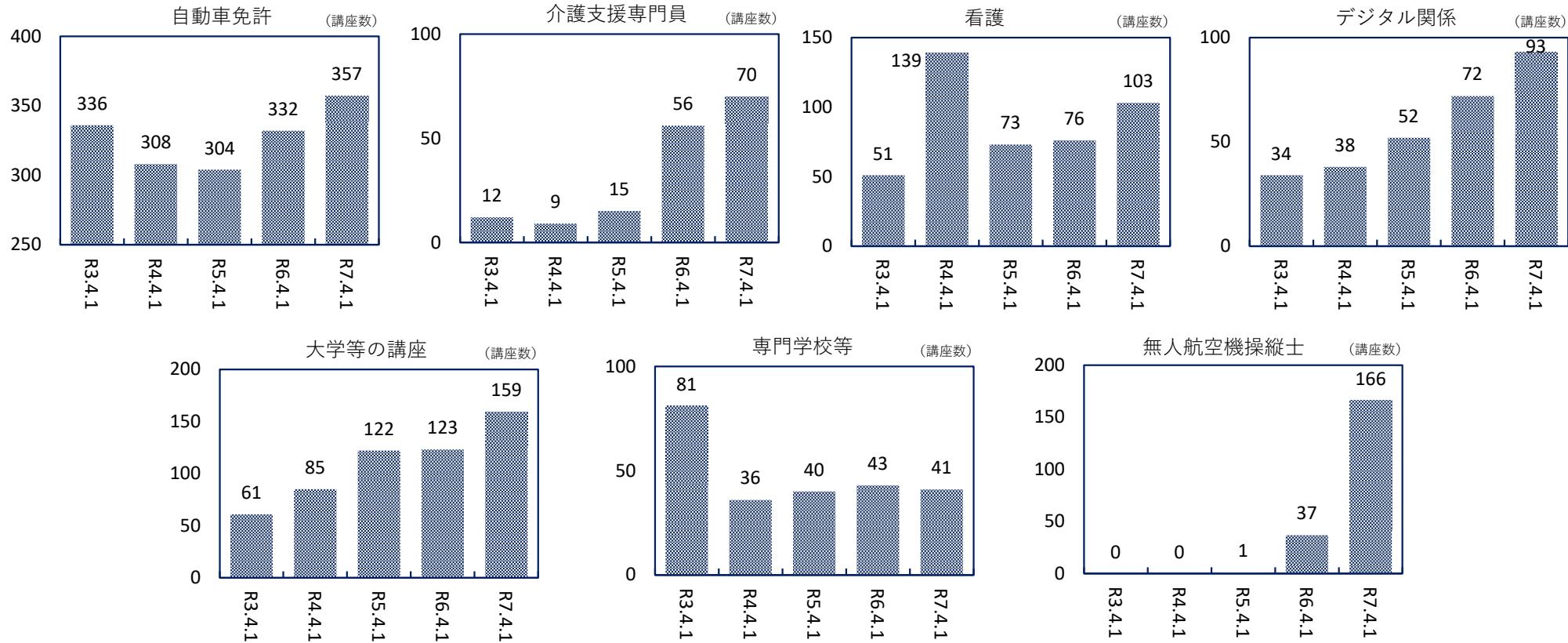
地域職業能力開発促進協議会の協議結果を受けた 都道府県労働局における講座拡大の取組と成果

都道府県労働局における講座指定申請勧奨の取組と成果（例）

労働局	成果のあつた分野	労働局の取組	令和7年4月指定期における取組の成果
広島	自動車教習所	労働局職員が広島県指定自動車学校協会を訪問し、教育訓練給付金制度と県内自動車教習所の講座指定状況の説明及び傘下会員の自動車教習所への講座指定申請勧奨の依頼を実施。また、県内自動車教習所3校を訪問の上、制度説明を及び講座指定申請勧奨を実施（R 6.8）	<ul style="list-style-type: none"> ・指定講座が一部の教習講習のみであった2校 ⇒ うち1校は<u>特定一般教育訓練で5講座の講座指定申請を行い新規指定</u>された。もう一校は、<u>一般教育訓練で7講座の講座指定申請を行い新規指定</u>された。 ・指定講座が無かった1校 ⇒ 今後の講座指定申請を検討。
山口	専門学校	教育訓練給付金の講座指定を受けている講座が「運輸・機械運転」関連に偏っている状況を踏まえ、労働局職員が教育訓練給付金の講座指定を受けたことがない専門学校2校（IT・医療事務関係、リハビリテーション関係）を訪問し、制度説明及び講座指定申請勧奨を実施（R 6.8）	<ul style="list-style-type: none"> ・IT・医療事務関係の専門学校 ⇒ <u>専門実践教育訓練で3講座の講座指定申請を行い新規指定</u>された。 ・リハビリテーション関係の専門学校 ⇒ <u>専門実践教育訓練で3講座の講座指定申請を行い新規指定</u>された。
高知	大学院	労使団体から、各種職業資格や短大卒業資格の取得を訓練目標とする講座の拡大要望があったことを受け、労働局から県内大学・短大・高等専門学校及び専修学校（全28校）に対して、リーフレット及び講座指定申請手続案内を同封した事務連絡文書による講座指定申請勧奨を実施（R 6.8）	<ul style="list-style-type: none"> ・高知大学大学院の「ヘルスケアイノベーションコース」が<u>職業実践力育成プログラムの認定を受けるとともに、専門実践教育訓練で講座指定申請を行い新規指定</u>された。
佐賀	無人航空機操縦士	ドローン講習は、遠隔地への物資の輸送、ダム等山奥での建設物の測量、農薬散布など潜在的ニーズが見込めるのではないかという発言があったことを受け、労働局から無人航空機操縦士の教習機関5校に対してリーフレット送付による制度周知、講座指定申請勧奨を実施（R 6.9）	<ul style="list-style-type: none"> ・無人航空機操縦士の教習機関のうち1機関 ⇒ <u>一般教育訓練で2講座の講座指定申請を行い新規指定</u>された。
長崎	自動車教習所	安定期長、訓練課長が長崎県指定自動車学校協会を訪問し、制度周知のリーフレット及び自動車教習所の教習の種別毎の講座指定状況を示しながら、制度説明及び加盟教習所への周知依頼を実施（R 6.7） ※本依頼を受け、同協会は県南地域、県北地域で開催した校長会議で制度周知を実施。	<p>自動車教習所 ⇒ <u>特定一般教育訓練で12講座、一般教育訓練で1講座の講座指定申請を行い新規指定</u>された。</p>

指定申請勧奨に取り組んだ主な分野に係る指定講座の状況（令和7年4月1日時点）

- 都道府県労働局及び厚生労働省本省が講座指定申請勧奨に取り組んだ主な分野について、各年度4月1日付けの新規指定講座数をみると、令和6年4月1日から令和7年4月1日にかけ、大半の分野や勧奨先において、増加する結果となった。



(各分野指定講座全体数)

	自動車免許	介護支援専門員	看護関係	デジタル	大学等	専門学校等	無人航空機操縦士
指定講座数 (R 7. 4. 1 時点)	7,601	260	749	558	1,085	690	253

教育訓練機関のみなさま

* 対象講座として指定を受ければ、講座の魅力はさらにアップ!*

教育訓練給付金

受講希望者の増加が期待できます。

ぜひ、厚生労働省への
講座指定申請をご検討ください。

指定講座の修了者に、
受講費用の最大80~20%^{※1}が
雇用保険から支給される制度です。

※1 2024年9月までに開講する講座は最大70%~20%を支給

キャリアー

スキルン

指定講座は、訓練機関にも受講生にもメリットがたくさん!

メリット①

費用負担が
軽減され
受講しやすい
講座に!

受講費用の一部が
支給されるから、教育訓練給付金
の指定講座を
受講した方が
お得ね♡



メリット②

指定された講座は
厚生労働大臣指定
教育訓練講座
検索システムに掲載!
全国の受講希望者に
見つけてもらえます。

再就職に役立つ
資格の講座を
検索サイトで
見つけることが
できました。



メリット③

厚生労働大臣の
指定講座として
広告が可能!

資格取得率や
就職率といった
基準を満たして
厚生労働大臣から
指定を受けている
講座だから、信頼
できるってことだね!



講座指定申請の受付は4月と10月の年2回です。詳細は厚生労働省ホームページをご覧ください。(裏面参照)

さまざまな分野の教育訓練が、 教育訓練給付金の指定講座となっています。

教育訓練給付金の講座指定の対象となる主な資格・試験など

輸送・機械運転関係

- ◇大型自動車第一種・第二種免許 ●●
- ◇中型自動車第一種・第二種免許 ●●
- ◇大型特殊自動車免許 ●●
- ◇フォークリフト運転技能講習 ●●
- ◇けん引免許 ●●
- ◇一等無人航空機操縦士 ●●他

情報関係

- ◇第四次産業革命スキル習得講座 ●
- ◇ITSS レベル 2 の資格取得を目指す講座 ●●
- ◇IT パスポート ●
- ◇Web クリエイター ●
- ◇CAD 利用技術者 ● 他

専門的サービス関係

- ◇キャリアコンサルタント ●●●
- ◇社会保険労務士 ●●
- ◇ファイナンシャル・プランニング技能検定 ●●
- ◇税理士 ●●
- ◇中小企業診断士 ●● 他

事務関係

- ◇Microsoft Office Specialist ●
- ◇簿記検定 (日商簿記) ●
- ◇実用英語技能検定 (英検) ●
- ◇TOEIC、TOEFL iBT、IELTS ●
- ◇登録日本語教員 ●● 他

医療・社会福祉・保健衛生関係

- ◇介護福祉士 ●●●
- ◇社会福祉士 ●●●
- ◇保育士 ●●●
- ◇看護師・准看護師 ●●●
- ◇はり師 ●●●
- ◇美容師 ●●● 他

営業・販売関係

- ◇調理師 ●●●
- ◇宅地建物取引士 ●●
- ◇インテリアコーディネーター ●
- ◇パーソナルカラリスト検定 ●
- ◇国内旅行業務取扱管理者 ● 他

技術・製造関係

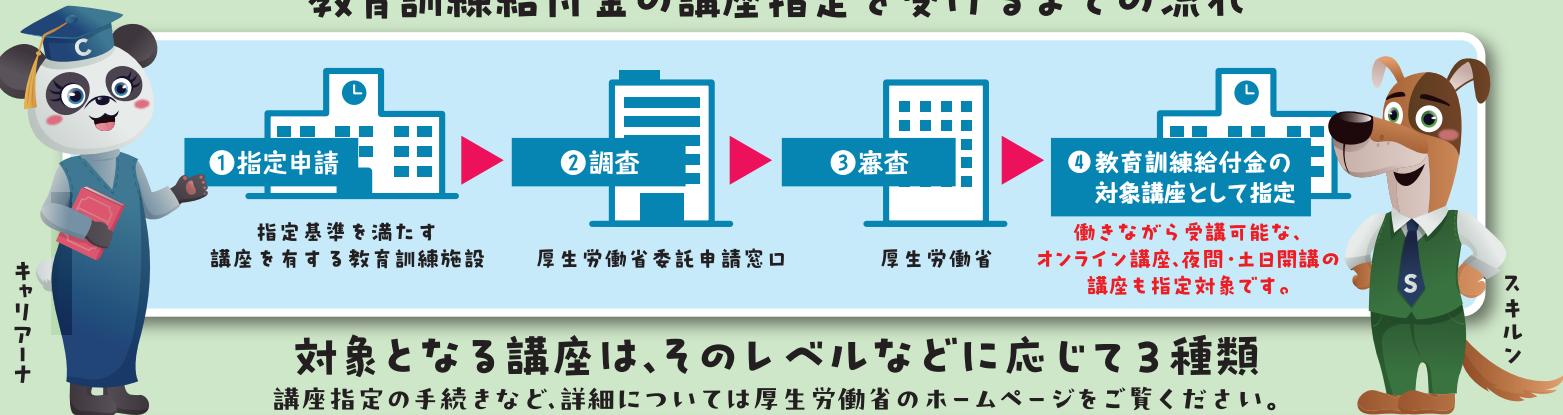
- ◇測量士補 ●●●
- ◇電気工事士 ●●●
- ◇自動車整備士 ●●●
- ◇建築士 ●●
- ◇技術士 ●●
- ◇製菓衛生師 ●● 他

大学・専門学校等の講座関係

- ◇職業実践専門課程 ●
- ◇職業実践力育成プログラム ●●
- ◇キャリア形成促進プログラム ●●
- ◇専門職学位 ●
- ◇修士・博士 ● 他

●専門実践教育訓練 ●特例一般教育訓練 ●一般教育訓練

教育訓練給付金の講座指定を受けるまでの流れ



対象となる講座は、そのレベルなどに応じて3種類
講座指定の手続きなど、詳細については厚生労働省のホームページをご覧ください。

専門実践教育訓練給付金

最大で受講費用の80%^{*2}
[年間上限 64万円]を受講者に支給

専門実践 申請手続

検索



特定一般教育訓練給付金

最大で受講費用の50%^{*3}
[上限 25万円]を受講者に支給

特定一般 申請手続

検索



一般教育訓練給付金

受講費用の20%
[上限 10万円]を受講者に支給

一般教育訓練 申請手続

検索



*2 2024年9月までに開講する講座は最大で受講費用の70%(年間上限56万円)を支給 *3 2024年9月までに開講する講座は受講費用の40%(上限20万円)を支給

教育訓練の受講希望者向け
厚生労働大臣指定教育訓練講座検索システム

教育訓練給付金 講座検索

検索



教育訓練給付金について 【追加資料】

令和7年11月17日
第1回栃木県地域職業能力開発促進協議会
栃木労働局職業安定部

栃木労働局における教育訓練給付金支給状況

専門実践 教育訓練 給付金

一般／ 特定一般 教育訓練 給付金

令和4年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
初回受給者数	44	7	13	6	23	20	202	40	41	32	8	18	454
うち通信制	38	7	12	5	22	19	142	28	37	29	6	13	358
延べ支給人数	330	94	40	22	31	26	394	51	44	80	17	67	1,196
支給金額(千円)	34,769	9,823	5,426	5,658	5,087	3,541	57,527	6,581	6,084	5,542	1,542	7,776	149,356

令和5年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
初回受給者数	31	6	8	12	25	15	178	34	50	37	19	10	425
うち通信制	24	3	8	12	20	15	116	29	44	32	17	10	330
延べ支給人数	309	109	35	25	51	23	327	50	56	70	32	59	1,146
支給金額(千円)	34,901	12,445	6,265	3,264	9,005	1,953	51,496	6,206	6,610	5,658	2,909	7,306	148,017

令和6年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
初回受給者数	33	6	19	11	30	16	210	38	40	28	19	13	463
うち通信制	31	1	18	11	25	16	157	30	37	28	17	11	382
延べ支給人数	288	90	52	37	38	24	364	48	47	57	26	52	1,123
支給金額(千円)	31,020	9,422	6,056	5,451	5,329	2,706	53,535	5,990	4,662	3,204	3,036	5,061	135,473

令和4年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
受給者数	69	113	107	91	119	111	132	134	99	67	70	70	1,182
うち通信制	22	38	40	27	47	43	44	54	42	22	28	34	441
支給金額(千円)	2,234	3,355	2,852	2,977	3,520	3,646	4,695	4,280	2,889	1,643	1,923	2,290	36,304

令和5年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
受給者数	96	97	97	127	94	104	147	111	84	78	59	71	1,165
うち通信制	31	20	29	43	40	50	59	45	37	31	25	28	438
支給金額(千円)	3,441	2,859	2,863	3,879	3,403	3,343	5,155	3,179	2,824	2,363	1,877	2,778	37,965

令和6年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
受給者数	90	88	86	92	107	98	114	85	57	43	67	123	1,050
うち通信制	30	24	23	31	33	41	49	32	14	9	26	96	408
支給金額(千円)	3,505	3,077	2,813	3,121	3,639	3,240	3,947	2,546	1,941	1,227	2,110	3,282	34,450

教育訓練給付金の訓練内容（ジャンル）内訳

令和6年度分

**専門実践
教育訓練
給付金**

訓練内容	延べ支給人数	うち通学生	うち通信制	割合（合計）
(1) 業務独占資格・名称独占資格関係	980	237	743	87.27%
(2) 職業実践専門課程関係	26	26	0	2.32%
(3) 専門職学位関係	40	31	9	3.56%
(4) 職業実践力育成プログラム	36	11	25	3.21%
(5) 情報通信技術関係資格	0	0	0	0.00%
(6) 第四次産業革命スキル習得講座	41	5	36	3.65%
(7) 専門職大学等	0	0	0	0.00%
計	1,123	310	813	100%

**一般／
特定一般
教育訓練
給付金**

訓練内容	受給者数合計	うち通学生	うち通信制	割合（合計）
(1) 情報関係	16	13	3	1.52%
(2) 事務関係	40	5	35	3.81%
(3) 専門的サービス関係	81	3	78	7.71%
(4) 営業・販売・サービス関係	51	19	32	4.86%
(5) 医療・社会福祉・保健衛生関係	280	29	251	26.67%
(6) 輸送・機械運転関係	515	515	0	49.05%
(7) 技術関係	55	47	8	5.24%
(8) 製造関係	0	0	0	0.00%
(9) その他(大学院等)	12	11	1	1.14%
計	1,050	642	408	100%

事業主
向け

教育訓練休暇給付金のご案内(簡略版)

雇用保険の一般被保険者が、在職中に職業に関する教育訓練を受けるための休暇を取得した場合、休暇期間中、失業給付に相当する給付を受けることができます。

事業主の皆さんへのお願い

教育訓練休暇給付金は、一般被保険者である**労働者本人の意思で、業務命令によらず、就業規則等に基づき、教育訓練を受けるための無給の休暇を取得することが支給要件になっています。**

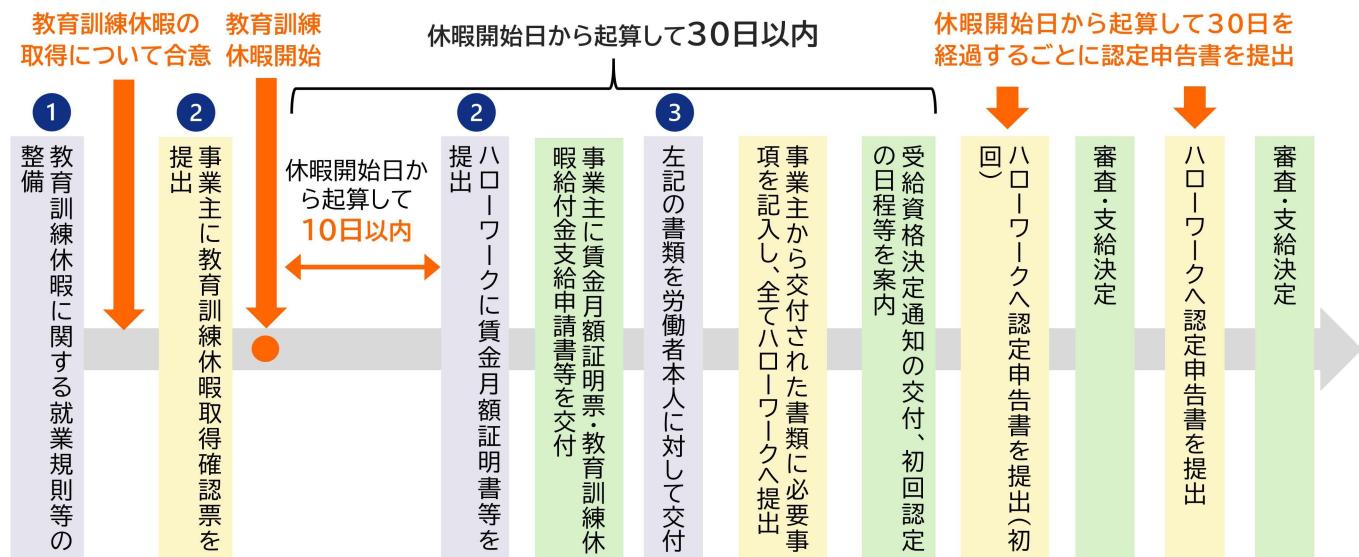
給付金を受けるのは労働者本人ですが、**手続に関して事業主の皆さんとの対応が必要です。**

下記の**支給までの流れ**をご確認ください。

注意 解雇等を予定している労働者は、教育訓練休暇給付金の支給対象にはなりません。
なお、解雇等を予定している労働者について、虚偽の届出を行った場合は、罰則の対象になります。

支給までの流れ

事業主 労働者 ハローワーク



- ① 教育訓練休暇制度を就業規則または労働協約等に規定します。(規程例はパンフレットをご参照ください)
- ② 一般被保険者である労働者本人と事業主とで教育訓練休暇の取得について合意の上、労働者本人から教育訓練休暇取得確認票が提出されます。内容を確認して、必要事項を記入します。
その上で、労働者の休暇開始日から起算して**10日以内**に休暇開始日の前日までの賃金支払い状況等を記載した賃金月額証明書をハローワークに提出してください。(その際、必要事項を記入した教育訓練休暇取得確認票、就業規則等の写し、賃金台帳、出勤簿等を添付してください)
- ③ 賃金月額証明書をハローワークに提出した後、ハローワークから賃金月額証明票(事業主控え、本人手続用)及び教育訓練休暇給付金支給申請書を交付します。賃金月額証明票(本人手続用)及び教育訓練休暇給付金支給申請書は、一般被保険者である労働者が教育訓練休暇給付金の支給申請を行うために必要になりますので、速やかに労働者本人に交付してください。

詳しくは「**教育訓練休暇給付金のご案内**」(パンフレット)及び厚生労働省ホームページを御確認いただき、ご不明な点はお近くのハローワークまでお問い合わせください。



令和7年度計画の実施方針と取組状況

令和7年度実施計画（実施方針）

課題	実施方針
①就職率は高いが、応募倍率が低い分野がある。 「介護・医療・福祉分野」	<ul style="list-style-type: none"> 訓練説明会や見学会等への参加に係る積極的な働きかけ。 訓練コースの内容や効果を踏まえた受講勧奨の強化。 応募・受講しやすい募集日程や訓練日程を設定し、介護職等について未経験者の興味を喚起する効果的な周知広報の実施。
②応募倍率は高いが、就職率が低い分野がある。 「IT分野」「デザイン分野」	<ul style="list-style-type: none"> 求人ニーズに即した効果的な訓練内容であるかの検討。 ハローワーク窓口職員の知識の向上。 訓練説明会や見学会に参加できる機会を設ける。 訓練修了者歓迎求人等の確保。 事業主等に対して、習得することができるスキル等の訓練効果を広く周知。
③求職者支援訓練のうち基礎コースは令和6年度計画では認定コース数の25%程度としていたが、実績は27%である。	<ul style="list-style-type: none"> 社会人スキルと基礎的能力を習得する重要性を考慮しつつ、実態を踏まえた計画を策定。
④デジタル人材が質・量とも不足、都市圏偏在がある。	<ul style="list-style-type: none"> デジタル分野への重点化。 受講者のレベルごとの訓練コースの設定。 デジタル分野以外の訓練コースにおいてデジタルリテラシーの向上促進を図る。 就職後実践的に役立つ知識や技術の習得を強化
⑤就職に向けた意識の向上や企業において求められる実践的な知識や技術の習得が必要。	<ul style="list-style-type: none"> 委託訓練及び求職者支援訓練について、訓練コースのレベルを差別化し、訓練受講生の特性に合ったキャリアコンサルティングや実践的な知識習得及び社会人基礎力を向上させるカリキュラム作成に取り組む。

令和7年度取組状況



応募倍率の向上ため、応募・受講しやすい募集・訓練日程を設定、訓練コースの内容の効果を踏まえた受講勧奨を実施。

介護職などについて未経験者の興味を喚起するような訓練説明会を実施、またSNS等による効果的な周知広報を図り、受講勧奨を強化。

ハローワークにおいて、デジタル分野の適切な受講あっせん等に向け、訓練窓口職員の知識の向上、訓練実施施設による事前説明会・見学会の機会確保、訓練修了者歓迎求人等の確保を推進。

就労経験が少ない者など社会人スキルと基礎力習得には、基礎コースが有効であるため、基礎コースの設定を推進。

委託訓練及び求職者支援訓練について、デジタル分野以外の全ての訓練コースにおいてデジタルリテラシーの向上促進を図る。

デジタル分野の訓練コースの委託費等の上乗せ等により、職業訓練の設定を促進。

委託訓練及び求職者支援訓練について、訓練コースのレベルを差別化。

令和8年度 栃木県職業訓練実施計画の策定に向けた方針（案）

令和7年度計画に挙げた課題と令和6年度の実施状況

評価・分析

令和8年度の公的職業訓練の実施方針（案）

応募倍率が低く、就職率が高い分野

介護・医療・福祉分野

【委託訓練】

応募倍率が更に低下し78.9%。就職率はやや上昇。

【求職者支援訓練】

応募倍率は改善し77.8%。就職率は低下した。

応募倍率が高く、就職率が低い分野

IT分野・デザイン分野

【委託訓練】

- IT分野：応募倍率は低下、就職率は大きく上昇。
- デザイン分野：応募倍率は低下するも117.8%と高倍率。就職率は上昇し66.4%。

【求職者支援訓練】

- IT分野：応募倍率は低下、就職率は上昇。
- デザイン分野：応募倍率は低下。就職率は前年並み。

応募倍率	求職者支援訓練の応募倍率が上昇し、両訓練間で応募倍率の差が小さくなった。
就職率	委託訓練は高倍率で推移しているが、求職者支援訓練は減少。改善が必要。

応募倍率	両訓練におけるデザイン分野について、高応募倍率が解消・改善傾向。
就職率	両分野における就職率は60～72%で、大きく改善されてきている。

求職者支援訓練のうち基礎コースは令和5年度計画では認定コース数の25%程度としていたが、実績は27%。



令和7年度計画に引き続き、就労経験が少ない者等就職困難者には、社会人基礎力を習得する基礎コースの設定を推進、実態を踏まえた計画の策定が必要。
就職率に加えて、訓練関連職種に就職した場合の待遇といった観点も踏まえた求職者の希望に応じた受講あつせんを強化する。

デジタル人材が質・量とも不足、都市圏偏在が課題。



引き続き、デジタル分野への重点化を進め、デジタルリテラシーの向上促進が必要。

非正規雇用労働者等が働きながら学びやすいオンラインを活用した職業訓練の試行実施（令和6年度～）。



都道府県・JEEDによる公共職業訓練（「委託訓練」）として本格実施。

令和8年度 栃木県職業訓練実施計画の策定に向けた方針（案）

離職者向け

公共職業訓練

【施設内訓練】

（県）（ポリテクセンター）

- 民間教育訓練機関では実施できないものづくり分野において実施し、ものづくり分野の求人状況を踏まえて訓練内容を常に見直し、企業が求める技能・技術を訓練生に習得させると共に、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングを通じ、企業人として相応しい人格形成を図っていく。

（ポリテクセンター）

- DX・GXに対応した訓練科、子育て等を行っている方に向けたものづくり分野の短時間訓練科を積極的に実施する。

（県）（ポリテクセンター）

- 訓練定員（）内は前年度値
（県）125人（125人）とする見込み。
（ポリテクセンター）548人（548人）とする見込み。

【委託訓練】

（県）

- 地域の求人・求職ニーズに応じた離職者の就職促進に資する訓練科目を設定。デジタル分野では、実践的な実技内容を設定するとともに、十分な就職支援を実施する。
- 訓練定員（）内は前年度値
目安数920人（1,101人）

うち長期高度人材育成コース36人（39人）

デジタル分野188人（287人）

離職者向け

求職者支援訓練

（労働局）（（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構）

● 基本方針

非正規雇用労働者や自営廃業者など雇用保険の基本手当を受けることができない者に対する雇用セーフティネットの機能が果たせるよう求職者等の状況やニーズを踏まえた訓練機会を提供する。

● コース設定に当たって

訓練内容としては、社会人スキルと基礎的能力を習得する職業訓練（基礎コース）と、基礎的能力から実践的能力までを一括して習得する職業訓練（実践コース）をバランス良く設定する。

IT分野、デザイン分野については、就職率の向上のため、求人ニーズに即した訓練コースを促進し、十分な就職支援を実施する。

● 訓練認定定員（）内は前年度値

上限1,011人（916人）

うちデジタル分野は、220人以上（196人）

● コース別認定割合（）内は前年度値

基礎コース：概ね25%（25%）

実践コース：概ね75%（75%）

令和8年度 栃木県職業訓練実施計画の策定に向けた方針（案）

在職者向け

公共職業訓練

(県)

- 企業人材の資質向上を支援し、県内産業の活性化に資するよう、各種資格取得、技能検定対策、リ・スキリングなど、人材育成や自己啓発等を図る職業訓練を実施する。
- (ポリテクセンター)
 - 産業構造の変化、技術の進歩等による業務の変化に対応する高度な技能及びこれに関する知識を習得させる真に高度な職業訓練であって、民間教育訓練機関において実施することが困難なものを実施するものとする。
 - 訓練定員
 - (県) 令和7年度定員と同規模で実施する見込み。
 - (ポリテクセンター) 令和6、7年度定員と同数。

障害者向け

(県)

- 障害者の職業的自立を支援し、能力の開発・発揮と社会参加の推進を図るため、社会福祉法人等の民間機関への委託により実施する。

学卒者向け

(県) (関東職業能力開発大学校)

- 産業の基盤を支える人材を養成するために、企画力や創造力、問題解決能力の涵養を図るよう配慮とともに、地域ニーズを取り入れた教科指導計画を策定し、産業構造の変化等に柔軟に対応できるような職業訓練を実施する。

(参考) 栃木県職業訓練実施計画について

本計画は、現下の雇用失業情勢等を踏まえ、本計画の対象期間中における公共職業委訓練及び求職者支援訓練の対象者数や訓練内容等を明確にし、計画的な公共職業訓練及び求職者支援訓練の実施を通じて、職業の安定、労働者の地位の向上等を図るものである。

また、公共職業能力開発施設は、本計画を実施する際に、栃木労働局、公共職業安定所、栃木県及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構栃木支部等関係機関との連携を図り、効率的かつ効果的な公共職業訓練の実施をするものとする。

求職者支援訓練に係る令和8年度職業訓練実施計画（案）

項目	令和8年度職業訓練実施計画（案）	令和7年度職業訓練実施計画
① 訓練認定規模	1,011人を上限とする。 (概算要求の目安数)	916人を上限とする。
② 基礎コースと実践コースの割合	基礎コース 25% (250人) 実践コース 75% (761人) ※基礎コースの設定を進めるとともに、実態を踏まえた計画数の策定が必要。	基礎コース 25% (250人) 実践コース 75% (764人)
③ 実践コースの設定にあたって	※過去の実績などを検証し、求職者等の状況やニーズを踏まえた多様なコース設定を行う。 ※デジタル分野の上乗せする。	重点分野の割合を設定 介護系 10% (75人) 医療事務系 5% (45人) デジタル系 30% (196人)

(参考)

	令和8年度(案)		令和7年度※		令和6年度		参考 (令和6年度全国)	
認定計画数	1,011	100%	916	100%	910	100%	55,056	100%
基礎コース	250	25%	230	25%	230	25%	12,140	22%
実践コース	761	75%	686	75%	680	75%	42,916	78%
認定期員数			718	100%	951	100%	57,064	100%
基礎コース			209	29%	219	23%	9,749	17%
実践コース			509	71%	732	77%	47,315	83%
受講者数			325	100%	710	100%	38,945	100%
基礎コース			113	35%	176	25%	6,129	16%
実践コース			212	65%	534	75%	32,816	84%

※令和6年度について：認定期員数は1月開講コースまで、受講者数は10月開講コース分までを計上

令和7年度栃木県地域職業訓練実施計画

令和7年2月26日

栃木労働局

栃木県

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構栃木支部

1 総説

(1) 計画のねらい

産業構造の変化、技術の進歩その他の経済的環境の変化の中で、職業の安定、労働者の地位の向上及び経済社会の発展を図るために、これらによる業務の内容の変化に対する労働者の適応性を増大させ、及び円滑な就職に資するよう、労働者に対して適切な職業能力開発を行う必要がある。

このため、栃木県、事業主等が行う職業能力開発に関する自主的な努力を尊重しつつ、雇用失業情勢等に応じて、国が、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「能開法」という。）第16条第1項の規定に基づき設置する公共職業能力開発施設（以下「公共職業能力開発施設」という。）において実施する職業訓練（能開法第15条の7第3項の規定に基づき実施する職業訓練（以下「委託訓練」という。）を含む。以下「公共職業訓練」という。）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号。以下「求職者支援法」という。）第4条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）の充実を図ることにより、労働者の十分な職業能力開発の機会を確保する必要がある。

本計画は、本計画の対象期間（以下「計画期間」という。）中における対象者数や訓練内容等を明確にし、計画的な公共職業訓練及び求職者支援訓練（以下「公的職業訓練」という。）の実施を通じて、職業の安定、労働者の地位の向上等を図るものである。

また、公共職業能力開発施設は、本計画を実施する際に、栃木労働局、公共職業安定所、栃木県及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構栃木支部（以下、「支援機構」という。）等関係機関との連携を図り、効率的かつ効果的な公共職業訓練の実施を図るものとする。

(2) 計画期間

計画期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

(3) 計画の改定

本計画は、公的職業訓練の実施状況等を踏まえ、必要な場合には改定を行うものとする。

2 労働市場の動向と課題等

(1) 労働市場の動向と課題

栃木県内における雇用失業情勢は、足下の令和6年12月有効求人倍率（季節調整値）が1.18倍となり、前月より0.02ポイント上回るも、持ち直しの動きに足踏みが見られ、今後も物価上昇等が雇用に与える影響に留意する必要がある。一方、生産年齢人口の減少に伴って人手不足感が深刻化し、社会全体での有効な人材活用が必要となっており、そのためには、働く方々の意欲と能力に応じた多様な働き方を可能とし、賃金上昇の好循環を実現していくことが重要である。

また、中長期的にみると、我が国は少子化による労働供給制約という課題を抱えている。こうした中で、我が国が持続的な経済成長を実現していくためには、多様な人材が活躍できるような環境整備を進め、労働生産性を高めていくことが必要不可欠であり、そのためには、職業能力開発への投資を推進していくことが重要である。

加えて、デジタル・トランスフォーメーションやグリーン・トランスフォーメーション（以下「DX等」という。）の進展といった大きな変革を受けて、中小企業等の着実な事業展開、生産性や技能・技術の向上のために必要となる人材の確保、育成が求められている。あわせて、企業規模等によってはDX等の進化への対応に遅れがみられることにも留意が必要である。

こうした変化への対応が求められる中で、地域のニーズに合った人材の育成を推進するためには、公的職業訓練のあり方を不断に見直し、離職者の就職の実現に資する公的職業訓練や、産業界や地域の人材ニーズに合致した在職者の生産性の向上等、多様な職業能力開発の機会を確保・提供することが重要である。

特に、デジタル分野については、「デジタル田園都市国家構想総合戦略（2023改訂版）」（令和5年12月26日閣議決定）等において、デジタル人材が質・量ともに不足していることと、都市圏の偏在といった課題を解決するために、職業訓練のデジタル分野の重点化に計画的に取り組むこととしている。

また、出産等でキャリアを中断した女性の再就職を支援するための託児サービス付き訓練、高齢者の継続雇用や職場復帰及び離職者の再就職が可能となるリカレント教育を拡充するなど、多様な人材が活躍できる社会の実現に向けて、地域の特性や人材育成ニーズを踏まえた職業能力開発の機会を確保・提供することが必要である。

(2) 令和6年度における公的職業訓練をめぐる状況

令和6年度の新規求職者は令和6年11月末現在で52,060人（前年同期比100.7%）であり、そのうち、求職者支援法第2条に規定する特定求職者に該当する可能性がある者は令和6年11月末現在で25,320人（前年同期比103.2%）であった。

令和6年度の職業訓練の受講者数は以下のとおりである。

〈令和6年4月～12月〉

訓練コース・実施機関		受講者数	前年同期比
離職者訓練	施設内訓練	支援機構	375名 ▲11.4%

		栃木県	59名	▲28.0%
委託訓練		栃木県	727名	▲1.2%
在職者訓練	支援機構	1,711名	18.1%	
	栃木県	882名	175.3%	
学卒者訓練	支援機構	405名	107.7%	
	栃木県	226名	▲3.8%	
求職者支援訓練	基礎コース	132名	280.9%	
	実践コース	372名	▲29.7%	

3 令和7年度の公的職業訓練の実施方針

- ・令和5年度の離職者向け公的職業訓練の実施状況を分析すると、
 - 就職率は高いが、訓練コースへの応募倍率が低い分野（「介護・医療・福祉分野」）があること
 - 訓練コースへの応募倍率は高いが、就職率が低い分野（「IT分野」「デザイン分野」）があること
 - 求職者支援訓練のうち基礎コースは令和5年度計画では認定コース数の25%程度としていたが、実績は19%であること
 - デジタル人材が質・量ともに不足、都市圏偏在が課題であること
 - 令和6年度ワーキンググループによる公的職業訓練効果の把握・検証結果から、就職に向けた意識の向上や企業において求められる実践的な知識や技術の習得が必要

といった課題がみられた。

- ・これらの課題の解消を目指し、令和7年度の公的職業訓練は以下の方針に基づいて実施する。

- について：
介護・医療・福祉分野について、応募が少なく中止するコースを減らすため、応募・受講しやすい募集日程や訓練日程を設定し、介護職等について未経験者の興味を喚起するような、効果的な周知広報を図り、受講勧奨を強化する。
- について：
求人ニーズに即した効果的な訓練内容であるか検討をした上実施するとともに、受講希望者が自身の希望に沿った適切な訓練コースを選択できるよう、訓練説明会や見学会に参加できる機会を設けるとともに、訓練修了者の就職機会の拡大に資するよう訓練修了者歓迎求人等の確保に取り組む。
- について：
基礎コースについては、社会人スキルと基礎的能力を習得する重要性を考慮しつつ、実態を踏まえた計画を策定する。
- について：
職業訓練のデジタル分野への重点化を進め、受講者のレベルごとに訓練コースを設定するほか、課題制作や資格取得等、就職後に実践的に役立つ知識や技術の習得を強化する。

また、デジタル分野以外の全ての訓練コースにおいて、デジタルリテラシーの向上促進を図る。

⑤について：

委託訓練及び求職者支援訓練について、訓練コースのレベルを差別化し、訓練受講生の特性に合ったキャリアコンサルティングや、実践的な知識習得及び社会人基礎力を向上させるカリキュラム作成に取り組む。

4 計画期間中の公的職業訓練の実施方針及び対象者数等

(1) 公共職業訓練（離職者訓練）

① 施設内訓練に係る実施分野と規模

民間教育訓練機関では実施困難であるものづくり分野について実施し、ものづくり分野の求人状況を踏まえ、企業が求める技能・技術を習得させるための訓練を実施する。

ア 栃木県は、離職者を対象に、製造業において求められる多能工を目指し選択制を導入したコースなど 7科、125名の定員で実施し、訓練受講者の就職率80%以上を目指す。

※以下（ ）内は前年度の計画数

実施施設	科数	定員	訓練コース
県北産業技術専門校	4 (4)	70名 (70名)	セレクトスキル科 マルチスキル科 電気設備科 おもてなし観光科
県南産業技術専門校	3 (3)	55名 (55名)	セレクトスキル科 電気設備科 溶接板金科
合 計	7 (7)	125名 (125名)	

イ 支援機構では、DX等に対応した訓練科、子育て等を行っている方に向けたものづくり分野の短時間訓練科を積極的に実施し、訓練受講者の就職率82.5%以上を目指す。

実施施設	定員	訓練コース
ポリテクセンター栃木	548名 (548名)	CAD/CAM技術科 テクニカルオペレーション科 テクニカルオペレーション科 (日本版デュアルシステム) テクニカルメタルワーク科 電気設備技術科 組込みマイコン技術科 ビル管理技術科 住宅リフォーム技術科 住宅点検科 スマート生産サポート科 (日本版デュアルシステム)

② 委託訓練に係る実施分野と規模

地域の求人・求職ニーズに応じた、離職者の就職促進に資する訓練科目を設定する。

- ・栃木県は民間教育訓練機関等に委託する訓練を、栃木県全域で 90 コース 965 名の訓練定員で実施し、訓練受講者の就職率 75%以上を目指す。

【長期コース】

訓練分野	コース数	定員
介護福祉士科	9 (8)	18名 (19名)
保育士科	9 (9)	16名 (19名)
栄養士科	2 (2)	8名 (10名)
情報処理科	5 (5)	10名 (11名)
准看護師科	5 (2)	13名 (4名)
総計	30 (26)	65名 (63名)

【短期コース】

訓練分野	コース数	定員
介護系分野	15 (17)	225名 (255名)
医療系分野	7 (7)	105名 (105名)
事務系分野	25 (27)	375名 (410名)
情報系分野	11 (13)	165名 (205名)
(うち、IT 資格コース)	2 (2)	30名 (30名)
(うちWEBデザイン)	8 (8)	120名 (120名)
その他の分野	2 (3)	30名 (45名)
計	60 (67)	900名 (1,020名)

(うち、託児付き訓練 12 コース)

③ 職業訓練の内容等

- ・全ての労働人口がデジタルリテラシーを身につけ、デジタル技術を利活用できるようになることが重要であるとされていることから、デジタル分野以外の全ての訓練コースにおいて、デジタルリテラシーの向上促進を図る。
- ・介護・医療・福祉分野については、職業訓練の応募倍率の向上のため、応募・受講しやすい募集・訓練日程を設定し、訓練コースの内容や効果を踏まえた受講奨励を行う。
- ・IT 分野、デザイン分野については、就職率の向上のため、職業訓練の受講により習得できるスキル（資格など）の見える化・明確化を進める一方で、求人企業が

求めるスキル等の見える化・明確化や、公的職業訓練受講者をターゲットにした求人提出の働きかけの実施等ハローワークと連携し、就職を支援する。

- ・育児や介護等、多様な事情を抱える求職者等が主体的に受講できるよう実施期間・時間に配慮した訓練コースや託児サービス付き訓練コースの設定を推進する。
- ・国家資格の取得等を目指す長期の訓練コースについては、受講促進に努め、正社員就職に導くことができる充実した訓練の実施を推進する。

(2) 求職者支援訓練

非正規雇用労働者や自営廃業者などの雇用保険の基本手当を受けることができない者に対する雇用のセーフティネットの機能が果たせるよう訓練機会を提供する。

① 対象者数及び目標

- ・認定訓練規模916名（910名）を上限とする。
- ・目標については、雇用保険適用就職率は、基礎コースで58%以上、実践コースで63%以上を目指す。

コース		訓練認定規模
基礎コース	(25.0%)	230名（230名）
	(うち、地域ニーズ枠)	40名（40名）
実践コース	(75.0%)	686名（680名）
	介護系	75名（75名）
	医療事務系	45名（45名）
	デジタル系	196名（190名）
	(うち、IT分野)	55名（50名）
	(うち、WEBデザイン)	141名（140名）
	営業・販売・事務系	280名（280名）
	その他の分野	30名（30名）
	地域ニーズ枠	60名（60名）

② 職業訓練の内容、職業訓練を設定する上での留意事項

- ・訓練内容としては、社会人スキルと基礎的能力を習得する職業訓練（基礎コース）と、基礎的能力から実践的能力までを一括して習得する職業訓練（実践コース）を設定することとし、訓練認定規模の割合は、以下のとおりとする。

イ 基礎コース 訓練認定規模の25%

ロ 実践コース 訓練認定規模の75%

※実践コースのうち、介護系、医療事務系及びデジタル系の重点3分野の割合

は、介護系 10%程度、医療事務系 5 %程度、デジタル系 30%程度を下限の目安として設定する。

- ・地域ニーズ枠については、各地域の状況や工夫に応じて独自の訓練分野を設定することとし、訓練実績のない地域を優先としたコースを基礎コース、実践コースそれぞれ 1 コース以上設定する。
- ・新規参入となる職業訓練の上限は以下のとおりとする。
 - イ 基礎コース 30%
 - ロ 実践コース 20%
- ・全ての労働人口がデジタルリテラシーを身につけ、デジタル技術を利活用できるようになることが重要であるとされていることから、デジタル分野以外の全ての訓練コースにおいて、デジタルリテラシーの向上促進を図る。
- ・介護・医療・福祉分野については、職業訓練の応募倍率の向上のため、応募・受講しやすい募集・訓練日程を検討した上で実施するとともに、訓練コースの内容や効果を踏まえた受講勧奨を実施する。
- ・IT 分野、デザイン分野については、就職率の向上のため、職業訓練の受講により習得できるスキル（資格など）の見える化・明確化を進める一方で、求人企業が求めるスキル等の見える化・明確化や、公的職業訓練受講者をターゲットにした求人提出の働きかけの実施等ハローワークと連携した就職支援を実施する。
- ・育児中で再就職を目指す者、未就職のまま卒業することとなった新卒者、コミュニケーション能力等の課題を有する生活困窮者等、対象者の特性・訓練ニーズに応じた職業訓練の設定（託児サービス付きコース等）にも努める。

(注1) 求職者支援訓練は、栃木県地域職業訓練実施計画に則して、1か月ごとに認定する。(栃木県地域職業訓練実施計画で定めたコース別・分野別の訓練実施規模を超えては認定しない。) また、申請対象期間の設定数を超える認定申請がある場合は、次のとおり認定する。

なお、認定コースの定員数が少なかった場合の繰越し分及び中止となった訓練コースの繰越分について、第4四半期においては、基礎コースと実践コース間の振替及び実践コースの他分野へ振替を可能とする。

イ 新規参入枠については、職業訓練の案等が良好なものから認定する。

ロ 実績枠については、求職者支援訓練の就職実績等が良好なものから認定する。

(注2) 本計画において示した内容は、次に掲げる事項を除き、栃木県地域職業能力開発促進協議会での議論を踏まえ、地域の実情に応じて異なる設定とすることができます。

イ 都道府県別の訓練認定規模を超えてはならないこと

ロ 新規参入枠は必ず設定し、かつ、上に掲げた値を超えてはならないこと。ただし、地域ニーズ枠については、全て新規枠とすることを可能とすること。また、申請単位期間内で新規参入枠以外の設定数（以下、「実績枠」という。）に対する認定申請が、当該実績枠の上限を下回る場合は、当該実績枠の残余を当該申

請対象期間内の新規参入枠とすることも可能とする。

(3) 公共職業訓練（在職者訓練）

在職者訓練については、産業構造の変化、技術の進歩等による業務の変化に対応する高度な技能及びこれに関する知識を習得させるための真に高度な職業訓練であって、民間教育訓練機関において実施することが困難なものを実施するものとする。

- ① 栃木県が実施する訓練においては、「技能向上コース」は、仕事に必要な専門知識の習得や技能向上、各種資格取得を目的とし、「管理監督者コース」は、管理職に必要とされる心構えや職務遂行能力向上を目的に実施する。

実施施設	技能向上コース	管理監督者コース
県央産業技術専門校	415名 (440名)	30名 (30名)
県北産業技術専門校	320名 (350名)	10名 (10名)
県南産業技術専門校	275名 (315名)	10名 (10名)
総 計	1,010名 (1,105名)	50名 (50名)

- ② 支援機構が実施する訓練では、産業の基盤を支える高度な職業能力を有する人材を育成するため、事業主のニーズに基づき適切かつ効果的な職業訓練を実施する。

実施主体	実施施設	実施規模
支援機構	ポリテクセンター栃木	670名 (670名)
	関東職業能力開発大学校	1,010名 (1,010名)
総 計		1,680名 (1,680名)

- ③ 生産性向上支援訓練については、ポリテクセンター栃木・関東職業能力開発大学校内に設置した「生産性向上人材育成支援センター」が、専門的な知見やノウハウを持つ民間教育訓練機関等に委託し、デジタル人材や生産性向上の企業や事業主団体の課題やニーズに合わせて訓練を実施する。

実施主体	実施施設	実施規模
支援機構	生産性向上人材育成支援センター	920名 (870名)

(4) 公共職業訓練（学卒者訓練）

産業の基盤を支える人材を養成するために、企画力や創造力、問題解決能力の涵養を図るよう配慮するとともに、地域ニーズを取り入れた教科指導計画を策定し、産業構造の変化等に柔軟に対応できるような職業訓練を実施する。

- ① 栃木県は、県央産業技術専門校において、普通課程 2年制7科300名、1年制1科20名の訓練定員で実施する。

県央産業技術専門校	定 員
-----------	-----

機械技術科	60名(60名)
制御システム科	40名(40名)
自動車整備科	40名(40名)
建築設備科	40名(40名)
ITエンジニア科	40名(40名)
金属加工科	40名(40名)
電気工事科	20名(20名)
木造建築科	40名(40名)
合計	320名(320名)

- ② 支援機構は、関東職業能力開発大学校において、専門課程 2年制4科 185名、応用課程 2年制4科 200名の訓練定員で実施する。

関東職業能力開発大学校		定員
専門課程	生産技術科	50名(50名)
	電気エネルギー制御科	40名(40名)
	電子情報技術科	55名(55名)
	建築科	40名(40名)
応用課程	生産機械システム技術科	50名(50名)
	生産電気システム技術科	40名(40名)
	生産電子情報システム技術科	60名(60名)
	建築施工システム技術科	50名(50名)
合計		385名(385名)

(5) 公共職業訓練（障害者訓練）

障害者の職業的自立を支援し、能力の開発・発揮と社会参加の推進を図るため、社会福祉法人等の民間機関への委託により実施する。

- ・栃木県は、障害者の多様なニーズに対応した委託訓練を、栃木県全域で3コース43名の訓練定員で実施し、訓練受講者の就職率55%以上を目指す。

訓練コース名	訓練期間	定員
知識・技能習得訓練コース	2ヶ月	25名(25名)
実践能力習得訓練コース	1～3ヶ月程度	13名(13名)
eラーニングコース	3ヶ月	5名(5名)
総計		43名(43名)

5 その他、職業能力の開発及び向上の促進のための取組等

(1) 関係機関の連携

栃木労働局、栃木県及び支援機構が公共職業訓練（離職者訓練）と求職者支援訓練の訓練規模、分野、時期、地域等について一体的に調整を行うことで、訓練実施者を確保するとともに、適切な職業訓練機会の提供と受講生を確保する。

このため、令和7年度においても栃木県地域職業能力開発促進協議会を開催して、関係者の連携・協力の下に、地域の実情を踏まえた計画的で 実効ある職業訓練を推進に資することとする。

(2) 公的職業訓練効果の把握・検証

栃木県地域職業能力開発促進協議会において、公的職業訓練効果検証ワーキンググループを設置し、適切かつ効果的な職業訓練を実施していくため、個別の訓練コースについて、訓練修了者や採用企業からのヒアリングも含め、訓練効果の把握・検証し、訓練カリキュラム等の改善を図る。

(3) 公的職業訓練の受講者の能力及び適性に応じた公的職業訓練の実施

公的職業訓練の受講者に対しては、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングなど、労働者のキャリア形成に資する情報提供及び相談援助を行い、受講者の能力及び適性に応じた公的職業訓練を実施する。

(4) 地域におけるリスクリソースの推進に関する事業

地域に必要な人材確保（中小企業、農林水産、介護等）のため、デジタル・グリーン等成長分野に関するリスクリソースの推進に資する、①「経営者等の意識改革・理解促進」、②「リスクリソースの推進サポート等」、③「従業員の理解促進・リスクリソース支援等」の事業を、地方単独事業として実施する。

なお、令和7年度に実施予定の事業は以下のとおりである。事業の追加、変更等が生じた場合には、令和7年度に開催する栃木県地域職業能力開発促進協議会において報告を行うこととする。

(1) I Tパスポート取得支援補助金

① 実施団体：宇都宮市

② 事業概要：市内中小企業の経営力強化や労働生産性の向上に向けて、社会人共通に求められるITリテラシーの向上を図るとともに、デジタルに関するリスクリソースや自発的なデジタル化を推進するため、市内中小企業等が本市内で勤務する従業員及び役員を対象に、I Tパスポート試験にかかる受験料を負担した額の一部を補助することで、本市内中小企業における人材育成を支援することを目的とする。

事業費：375千円 [@ 3,750 円×想定 100 名])

実施主体：宇都宮市経済部商工振興課

対象者：市内中小企業等

(2) 益子町次世代経営協議会

① 実施団体：益子町

② 事業概要： 次世代の経営を担っていく若手経営人材に対し、経営理念や
経営哲学の重要性、長期的視点に立った経営計画の立案等に資
するセミナー及び優良企業視察等を通じて、経営者としての資
質を高めることを目的とする
町内事業者に対して、経済動向や企業向けDXセミナー、先進企
業視察研修を実施する。

事業費：1,000千円

実施主体：益子町次世代経営協議会

対象者：町内事業者

実施回数：セミナー4回、先進企業視察研修1回

ハロートレーニング（離職者向け）の令和7年度計画

離職者向けの公的職業訓練の分野別の計画 *（ ）内は令和6年度計画

栃木県

	全体計画数	公共職業訓練（都道府県）		公共職業訓練 (高齢・障害・求職者 雇用支援機構)	求職者支援訓練	
		施設内	委託			
分野	定員	定員	定員	定員	定員	
+ 公共職業訓練 (離職者 支援訓練 (実践 コース)	IT分野	100 (91)	0 (0)	45 (41)	0 (0)	55 (50)
	営業・販売・事務分野	655 (745)	0 (0)	375 (465)	0 (0)	280 (280)
	医療事務分野	150 (150)	0 (0)	105 (105)	0 (0)	45 (45)
	介護・医療・福祉分野	300 (382)	0 (0)	225 (307)	0 (0)	75 (75)
	農業分野	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	旅行・観光分野	20 (20)	20 (20)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	デザイン分野	261 (260)	0 (0)	120 (120)	0 (0)	141 (140)
	製造分野	463 (463)	105 (105)	0 (0)	358 (358)	0 (0)
	建設関連分野	90 (90)	0 (0)	0 (0)	90 (90)	0 (0)
	理容・美容関連分野	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	その他分野	220 (235)	0 (0)	30 (45)	100 (100)	90 (90)
求職者支援訓練(基礎コース)		230 (230)			230 (230)	
	合計	2,489 (2,666)	125 (125)	900 (1,083)	548 (548)	916 (910)
	(参考) デジタル分野	451 (441)	0 (0)	165 (161)	90 (90)	196 (190)

※ 「定員」とは、当該年度中における開講コースの定員の数。

ハロートレーニング〔公的職業訓練〕 に関するアンケート等調査結果

(令和5年4月～令和7年9月実施分)

栃木労働局 職業安定部 訓練課

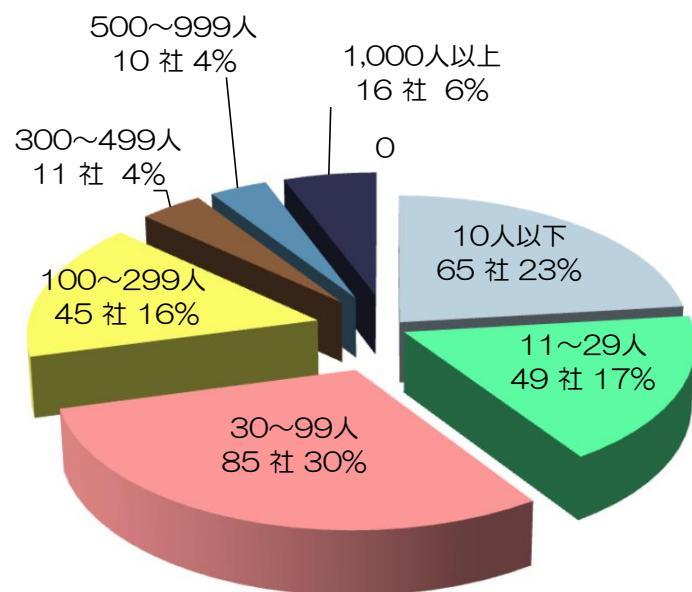
目次

1. アンケート調査実施事業所	1
2. ハロートレーニング〔公的職業訓練〕を知っていますか？	2
3. 職業訓練受講修了者を採用したことがありますか？ また、採用した受講生の技術や知識の評価はいかがですか？	3
4. 職業訓練受講修了者を積極的に採用したいと思いますか？	4
5. 従業員を採用する時のポイントを教えてください。	5
6. 従業員を採用するために必要と思う職業訓練科目は何ですか？	6
7. 訓練して欲しいカリキュラム等がありますか？	7
8. デジタル分野に関連する技術を持つ人材の育成（採用）について 教えてください。	8
9. 求職者から収集した訓練ニーズ	9～24

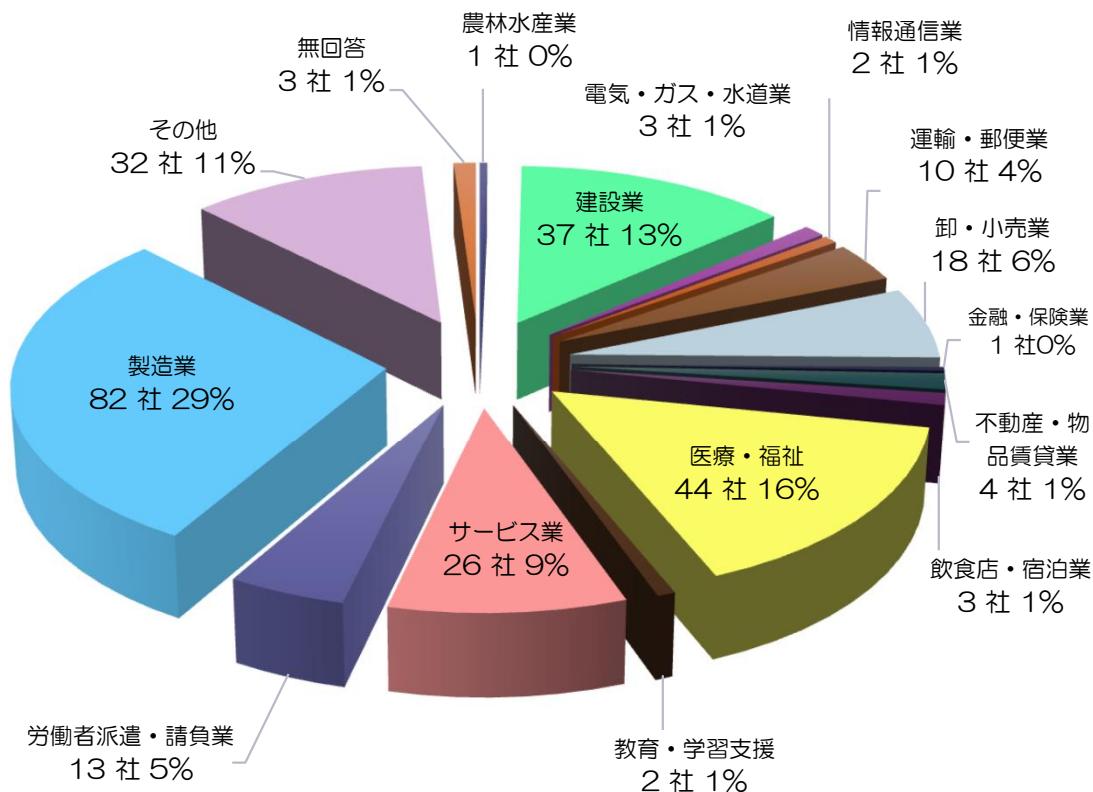
1. アンケート調査実施事業所

「職業能力開発の効果的な実施に関する行政評価・監視－職業訓練を中心として－の結果（勧告）」を踏まえ、地域の求人ニーズを把握するため、県内のハローワークにおいて企業へアンケート調査を実施。（令和5年4月～令和7年9月実施分 281社）

従業員別の調査分布

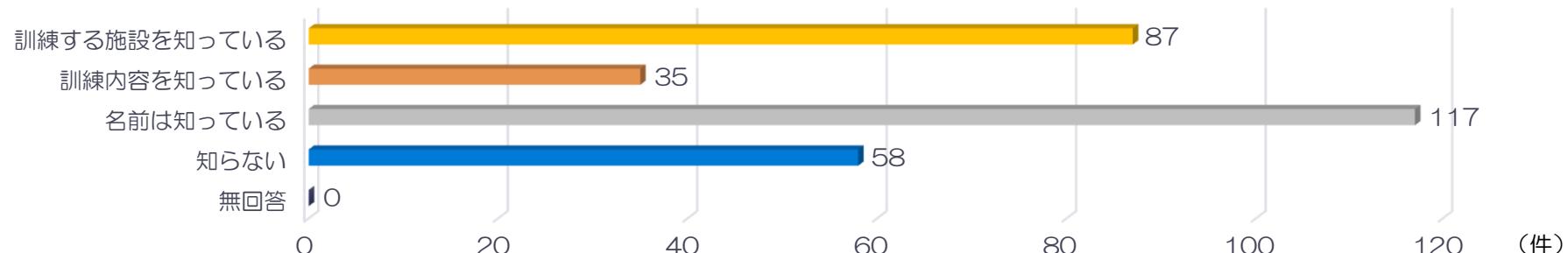


産業別の調査分布

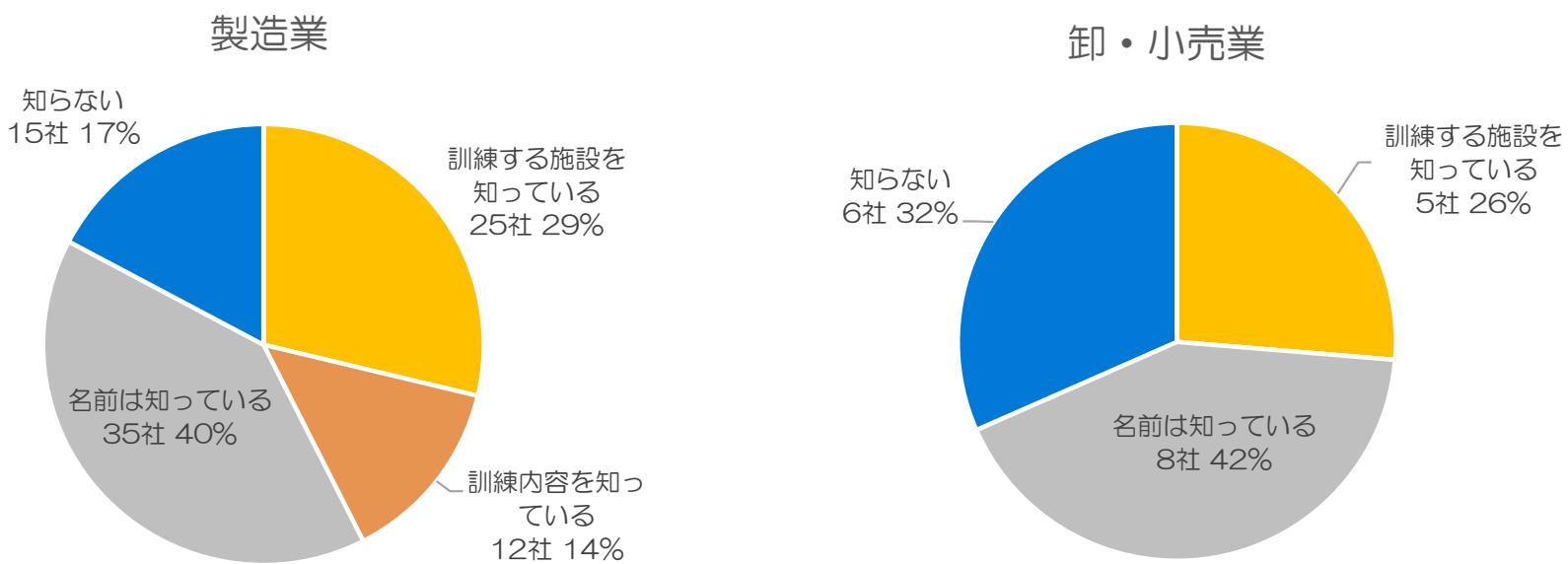


2. ハロートレーニング〔公的職業訓練〕を知っていますか？

【企業数281社：複数回答あり】



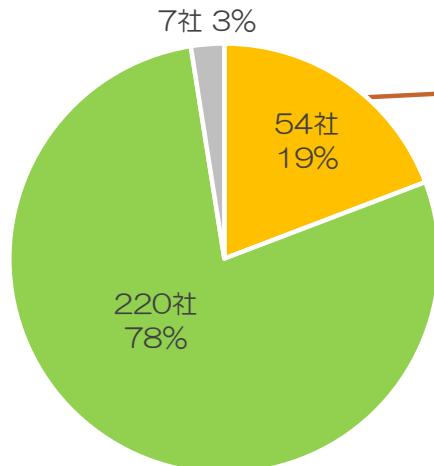
【産業別】



全体の80.5%の企業がハロートレーニング（公的職業訓練）を何らかの形で「知っている」と回答しているが、19.5%の企業が「知らない」と回答している。
また、「訓練内容を知っている」と回答した企業数は35件にとどまり、「ハロートレーニング（公的職業練）」に加え、「訓練施設で実施している訓練内容（カリキュラム）」の更なる周知が今後の課題である。

3. 職業訓練受講修了者を採用したことありますか？ また、採用した受講生の技術や知識の評価はいかがですか？

【企業数281社】



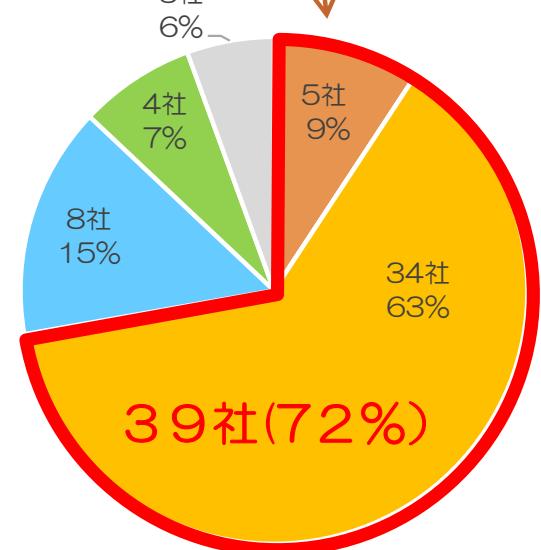
- | 業種 | 社数 | 人数 |
|------------|-----|-----|
| ①建設業 | 5社 | 9人 |
| ②情報通信業 | 1社 | 5人 |
| ③卸・小売業 | 3社 | 14人 |
| ④医療・福祉 | 10社 | 47人 |
| ⑤サービス業 | 3社 | 4人 |
| ⑥労働者派遣・請負業 | 5社 | 18人 |
| ⑦製造業 | 19社 | 29人 |
| ⑧その他 | 7社 | 34人 |
| ⑨業種無回答 | 1社 | 1人 |

■採用実績がある ■採用実績がない ■無回答

«受講生を評価した理由を教えてください。»

- ①ベースができている。
- ②溶接及び仕上げがすばらしい。
- ③基本を学んでくるので業務にも慣れるのが早い。
- ④専門的に技術を身に付けてるので作業への取り組みがとても良かった。
- ⑤受講した学科が職場に活かされている。
- ⑥介護の知識を習得して就職してきているところで、勤務してからその部分の教育が助かっています。
- ⑦経理事務として積極的に仕事を行っているため。
- ⑧加工機械の操作基礎が身についていたので、戦力化が早かった。
- ⑨基本は出来ている

* アンケートに記載された文言どおり掲載しています。

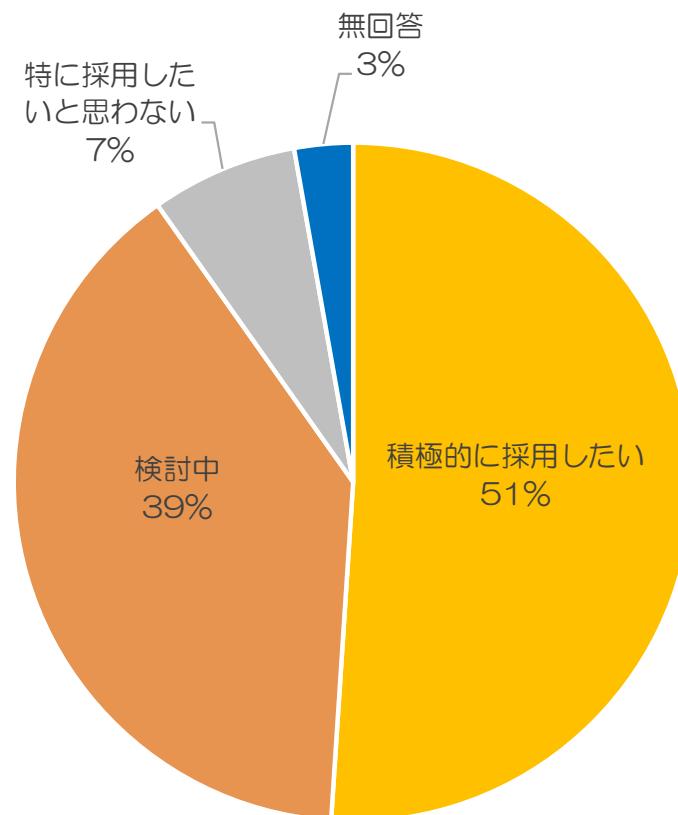


■期待以上 ■期待どおり ■やや不足 ■不足 ■無回答

4. 職業訓練受講修了者を積極的に採用したいと思いますか？

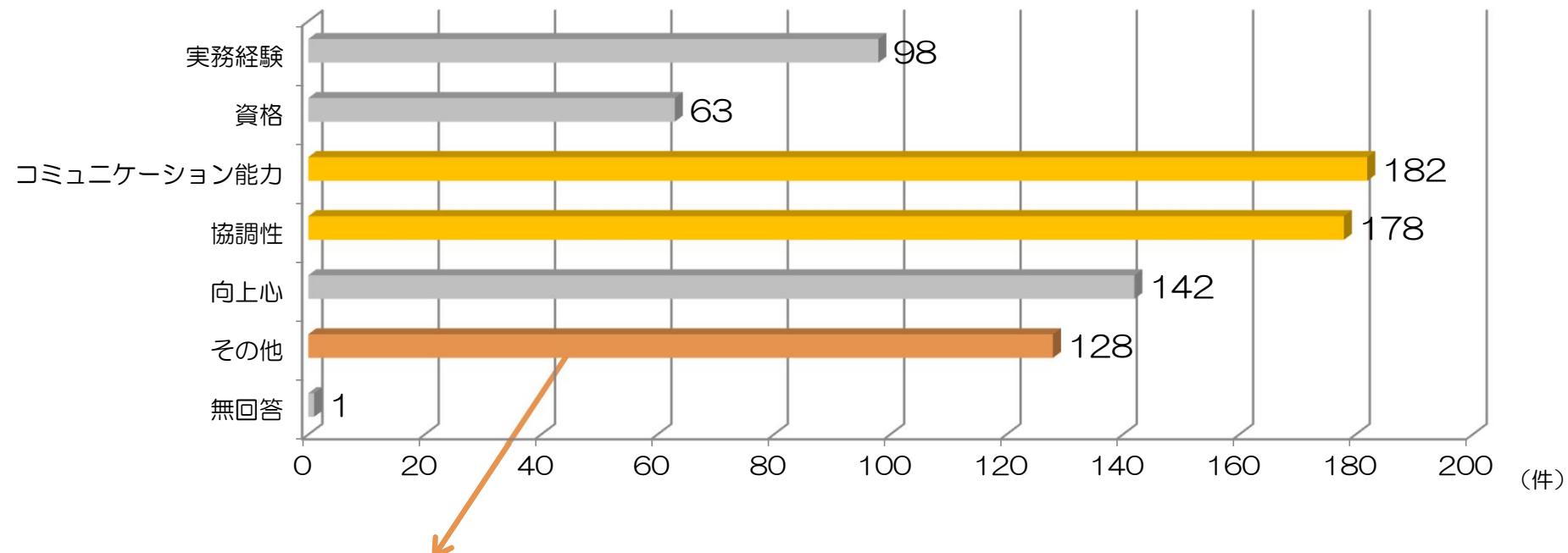
【回答企業数143社】

積極的に採用したい	73社
検討中	56社
とくに採用したいと思わない	10社
無回答	4社



5. 従業員を採用する時のポイントを教えてください。

【企業数281社：複数回答あり】

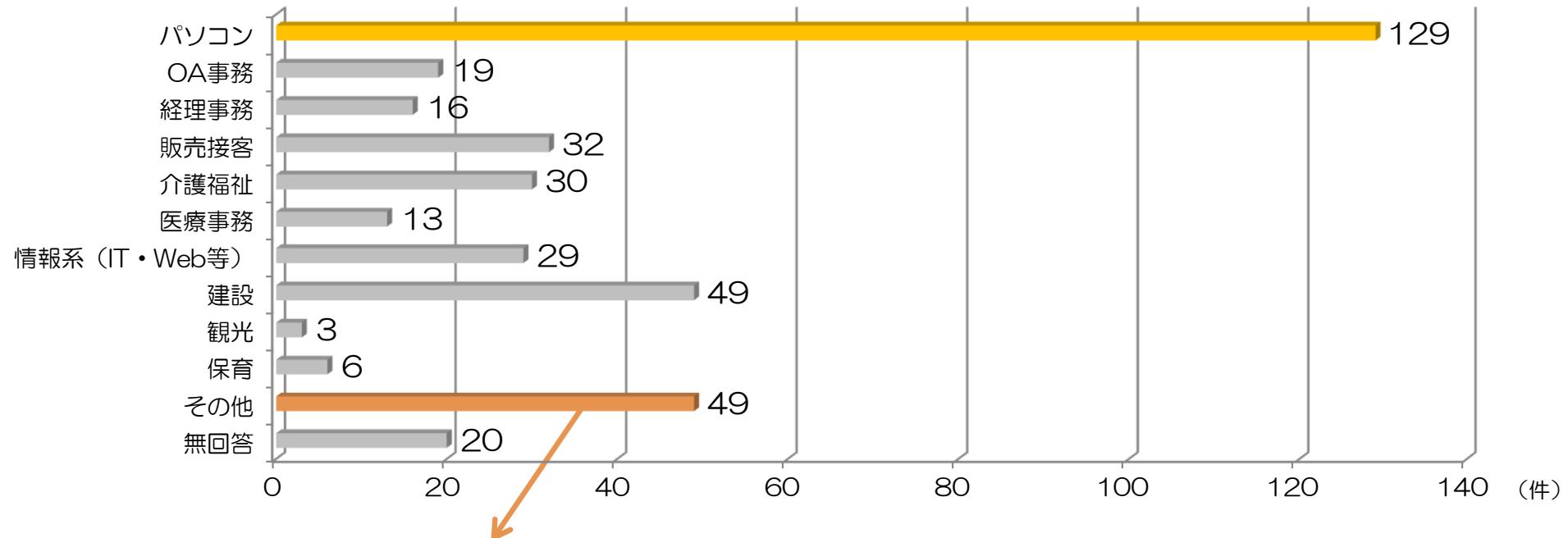


《その他》

- ◇ 素直さ、誠実さ
- ◇ 志望動機
- ◇ 知識
- ◇ 基礎学力（読み書き）
- ◇ 明るく元気がある人
- ◇ 社会人マナー
- ◇ 熱意、意欲
- ◇ 転職回数
- ◇ 礼節
- ◇ 接遇
- ◇ 人間性、人柄
- ◇ 体力、安全に対する注意力
- ◇ 経験・資格は職種による

6. 従業員を採用するために必要と思う職業訓練科目は何ですか？

【企業数281社：複数回答あり】



《その他》 ※アンケート項目に金属加工等の項目が無かったため、「その他」が多くなっています。

- | | | |
|----------------|---------------|------------------|
| ①溶接、マシニング、NC旋盤 | ⑨ 対人コミュニケーション | ⑯ 加工技術・製造技術スキル |
| ② CAD/CAM | ⑩ 二種免許 | ⑰ 自動車整備士 |
| ③ フォークリフト クレーン | ⑪ 接遇 | ⑲ 社会人マナー・ビジネスマナー |
| ④ 電気・機械系 | ⑫ 機械を用いた業務の経験 | ⑳ 板金加工 |
| ⑤ 玉掛 | ⑬ 溶接（半自動等） | ㉑ 消防設備士・国家資格等 |
| ⑥ 簿記 | ⑭ 有機溶剤 | ㉒ 警備 |
| ⑦ 美容系 | ⑮ 機械加工 | ㉓ ビルクリ |
| ⑧ とび土木 | ⑯ 重機 | ㉔ 運転免許 |

7. 特に訓練して欲しいカリキュラムや身につけておいて欲しいスキル等がありますか？

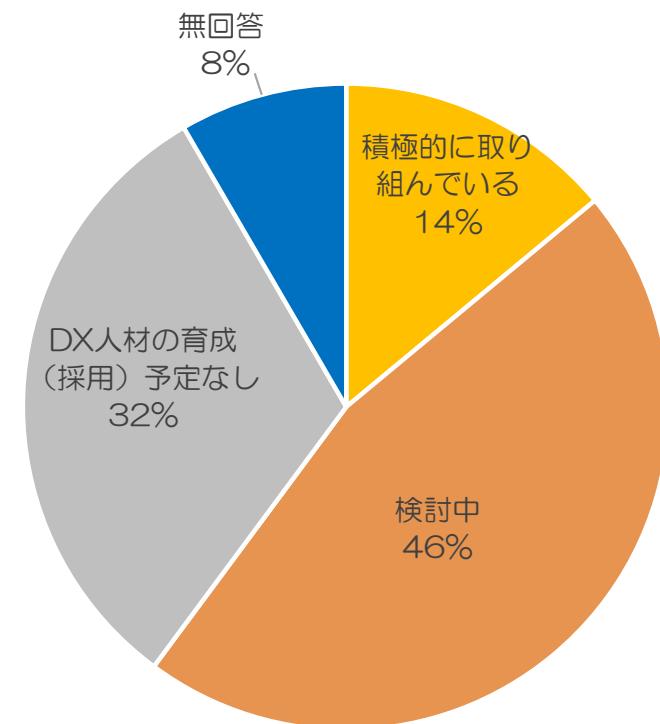
※アンケートに記載された文言どおり掲載しています。

- 曲げ加工
- 自身の体を考えた上での介護
- ガス、アーク溶接
- 玉掛けクレーン、フォークリフト
- 事務の基礎知識、社会人マナー
- ロボット工学
- 電気設備
- システムインテグレーター
- 販売士
- 金属塗装、機械オペレーター
- 土木CAD・建築CAD
- 建築系機械、工具等の研修
- 重機の運転
- 回路設計、機械構築
- 測量士向け教育
- 電気・機械系
- 雨漏り診断士、高所作業、塗装技能士等に関連したもの
- エクセル・マクロなど一般的なOS
- 電話対応や接遇マナー、言葉遣いや接客マナー
- 技術をしながらの会話
- コミュニケーション能力を向上させるカリキュラム
- 保育の実習
- 仕事のマナー
- 図面解読
- 介護福祉
- 人格形成
- 警備業関連
- 接遇、お客様へのサービス業という意識
- ビルクリ2級以上あればなお可
- パソコン操作、知識
- 施工管理資格
- PLC
- 接客、言葉遣い
- 溶接
- CAD操作
- 組立て
- 知識ではなく、実際の子供との関わり

8. デジタル分野に関連する技術を持つ人材の育成（採用）について教えてください。

【回答企業数 143社】

積極的に取り組んでいる	20社
検討中	66社
DX人材の育成（採用）の予定なし	45社
無回答	12社



9. 求職者から収集した訓練ニーズ

希望する訓練科目

① 《ハローワーク宇都宮》

- ・宅建（年に複数回実施希望） ・農業、林業作業、生花関係、フラワーアレンジメント
- ・保育 ・看護師 ・調理師 ・FP ・営業スキル ・指圧 ・ネイル ・エステティシャン
- ・クレーン等の重機、運転免許（大型2種・小型2種） ・清掃作業 ・木材加工 ・木工関係
- ・プログラマー養成、パソコン（基礎、中級、上級） ・行政書士 ・測量関係 ・簿記3級、2級（同時受講希望）
- ・情報処理、プログラミング（PYTHON、JAVA系、C言語） ・デザイン（イラストレーター、フォトショップを使用） ・DX関係 ・造園 ・小型特殊車両 ・調理関係（長期コースでない） ・語学（特に中国語） ・通訳
- ・A I 関係言語のプログラミング、生成A I 関係 ・ゴルフ場で必要とされる機械の知識・操作・管理
- ・マーケティング関係（e ランではない通所するもの） ・動画編集 ・看護助手、病院や保育園での調理
- ・住宅設備施工技術

② 《ハローワーク宇都宮那須烏山出張所》

- ・ドローン ・農業、土木、造園 ・調理 ・短時間の介護 ・第一種電気工事士
- ・運転免許（自動車整備士、車両系建設機械、大型自動車、フォークリフト）
- ・パソコン基礎、事務関連、Web・Java ・電気、ボイラー ・運転手 ・簿記2級資格取得に向けた訓練
- ・ファイナンシャルプランナー ・子育て支援員研修 ・Webデザイン、プログラマー ・データベース
- ・美容 ・経理 ・在宅訓練 ・ネイル ・日商簿記2級 ・電気設備で実技のみの訓練 ・マーケティング研修
- ・宅建、FP ・生成A I （Chat GPT）

③ 《ハローワーク鹿沼》

- ・県内で実施されるネイリストやエステティシャンなどの美容関係の訓練 ・マッサージ
- ・ExcelVBAやAccessなどのPCの応用スキルが身につけられる訓練コース（今より増やしてほしい）
- ・令和6年度までと同様、鹿沼市で開講するOA事務科を年2回していただきたい。
- ・パソコンの技能取得の訓練

希望する訓練科目

④ 《ハローワーク栃木》

- ・ネイリスト、アイリスト科 　・eラーニング科
- ・フォークリフト、重機など建設系科 　・医療事務
- ・宅建ビジネス科（年度複数開催要望） 　・スポーツインストラクター 　・福祉用具専門相談員（単独）
- ・エステティシャン 　・ライフプランナー 　・キャリアアドバイザー（キャリアコンサルタント） 　・農業
- ・保育補助／学童保育指導員（→子育て支援員講習案内） 　・介護事務専門 　・登録販売者

⑤ 《ハローワーク佐野》

- ・県南地域の医療事務、調剤事務
- ・パソコン（基礎、中級～） 　・ネイル 　・社会保険労務士
- ・基礎のパソコン（近場、使った事がない人だけを対象とした内容）

⑥ 《ハローワーク足利》

- ・パソコンスキル、医療事務の訓練は引き続きニーズが高い。建築CADや木工関係の訓練を望む声もありました。
- ・動画編集 　・ドローン操作講習 　・社会福祉士 　・在宅希望でWEB系 　・農業系
- ・外国籍の方から介護初任者研修（ふりがなが付いているテキストあり）希望。
- ・IT・WEB系でも専門職としてではなく総務や企画に使えるレベルのものもあり、スペシャリストとしてのIT・WEB系の訓練を望む求職者が一定数いる。

希望する訓練科目

⑦ 《ハローワーク真岡》

- ・障害を持っている方や母子家庭の母などの訓練希望者が去年より多く、通所の難しさや育児等の理由で在宅での訓練を希望する者が少くない。現状、栃木県での在宅訓練というのは障害者の訓練でしか拝見したことがないため、在宅訓練コースの増設や一部の授業でオンライン受講も可能にするような措置が求められると感じる。
- ・事務職や医療事務などパソコンスキルを高める訓練の需要は高まっていると感じる。そのほか、ネットワークの整備や構築などネットワークインフラや美容関係の訓練コースの希望者が増えていると感じる。
また、オンラインの講座を増やしてほしいという要望も見受けられる。
- ・若年層ではネイルや美容関係の訓練を望む方が増えているように感じる。

⑧ 《ハローワーク矢板》

- ・フォークリフトや大型免許の問い合わせが複数名からあった。
そのほか林業、農業関係、ネイル、トリマーも問い合わせあり。

⑨ 《ハローワーク大田原》

- ・大型自動車免許、フォークリフト技能講習など運輸・物流業に対応可能なコース
- ・車両系建設機械、ドローンなどの建設業に対応可能なコース
- ・調理師、製菓衛生師のコースが無いか問い合わせあり。

希望する訓練科目

⑩ 《ハローワーク小山》

- ・引き続き、小山地区での医療事務、Web系の訓練。少数ですがフォークや大型自動車、車両系の訓練。
県南地域での介護福祉士実務者。60歳以上の相談が増加傾向にありPC以外にも清掃等の相談あり。
少数ではあるがネイル等の美容系の相談もあり。
- ・高度人材育成コースでは、数件ではあるが准看護の資格取得の相談があったため継続していただきたい。また、
引き続きではあるが小山地区での医療事務、Web系の訓練を希望の求職者は一定数いる状況である。さらに、
ここ最近では年間で数の少ない介護実務者や大型自動車・フォーク・クレーン等の運転技能系での相談も複数件
ある。
- ・外国籍求職者からのPC操作や日本語講座等外国人からの相談もある。
- ・長期高度人材育成は、県内・県外問わず一定数相談あり。準看護は問い合わせもあり継続していくとありがたい。
また、調理師についても数件相談あるが他県へ誘導している状況のため、小山地域での選択肢が増えると案内しや
すいと考えます。
小山近郊での医療・調剤事務、大型免許・フォーク・玉掛け等少数ですが月で数件相談あり。
- ・フォークリフト等建設関係 • 小山所管内の訓練を増やして欲しい

⑪ 《ハローワーク日光》

- ・パソコン技能習得にむけた訓練実施校を確保してほしい。
- ・近隣地域も含めて、大型I種、フォークの訓練実施校を希望する。

訓練実施期間・時間・その他

① 《ハローワーク宇都宮》

- ・一部ではあるが夕方からという意見あり。
- ・午前中だけ、午後だけという訓練ではなく、10～14時（又は14：30）という、始まりが遅く終わりが早い訓練を望む高齢者（通常時間では体力・集中力が続かない）。
- ・子育て世代（通常時間では幼稚園等の送り迎えに対応できない）の意見あり。
- ・駐車場の有無が訓練コースに影響を及ぼすことが多い。
- ・駐車料金を気にする方が多い。
- ・フリーソフトを訓練で使用しているコースがあり実務面で通用するのかという声もある。
- ・介護初任者研修コースの需要は少ない（介護を希望される方の殆ど既に資格をもっている）。
- ・訓練期間については3か月から6か月という希望が最も多く、1か月～2か月を希望する方はごく少数（雇用保険の延長等の影響と思われる）。
- ・高齢者の応募が多い。じっくり・ゆっくり学べる訓練の受講希望者が多いため最低でも3ヶ月はという意見が多い。ただし、短時間訓練で1日は長く月の訓練日数が少ないものは逆に忘れてしまうという意見もある。
- ・子育て中の方は、毎日でも良いが送迎を考えると10：00～14：30位が望ましいという意見があった。
- ・高齢者は、集中力等の問題から時間が短いほうがよいという意見及び記憶力の問題から毎日あるほうが良いという意見があった。
- ・子育て中の方やこの地域に同種の訓練がない等を理由にeラーニングの申し込みが月に5件程度ある。
- ・在職中（雇用保険の被保険者）の者から訓練の問い合わせを受けるケースが多く、離職する予定がない者も多く教育訓練給付の案内をするケースが増えたように感じる。
- ・訓練時間については、13時に終わるようなコースが良いという意見がある。朝は早くとも10時（又は9時30分）午後は遅くとも15時までが子育て中の方の理想のようである。
- ・オフィス系ソフト（パソコン関係）の訓練の進め方は、同時進行が望ましくモチベーションも下がらないという意見あり。

訓練実施期間・時間・その他

② 《ハローワーク那須烏山出張所》

- ・パソコンで短期間、短時間の訓練で、10時～14時で毎日でなく週3～4日程度の訓練希望あり。
- ・駐車場が無料の訓練や、駐車場がない場合には契約した駐車場等があると望ましい。
- ・フィリピン国籍（永住者）の求職者より介護の訓練の相談があり、『外国人が受け入れやすい訓練がないか』問い合わせあり。
- ・週3日程度のパソコン訓練を希望する高齢者（60歳以上）

③ 《ハローワーク鹿沼》

- ・午前中のみの訓練
- ・1ヶ月や2ヶ月の短期で学べるPCスキルアップの訓練
- ・3ヶ月より短いPC訓練をやってほしい。
- ・鹿沼で、平日毎日ではないPC訓練をやってほしい。
- ・短時間訓練であれば家庭との両立がしやすいので引き続き開講してほしい。
- ・PC基礎コースの受講生から
まったくのPC初心者と、ある程度事務職等PCを使った仕事の経験がある方が混ざって受講していると、PC初心者は授業について行けず、置いていかれないと感じる時がある。個々のペースに合わせてもらえたなら嬉しい。
- ・託児付き訓練について
訓練受講生向けに託児施設を用意してくれるのは助かるが、訓練施設に駐車場がないので車での通所ができないため、通所を断念してしまう。託児施設利用者の分だけでも駐車場があれば通所しやすいと思う。
- ・鹿沼で行う訓練も求職者支援訓練の短時間コースがほしい（現在のコースは平日毎日のため通学が厳しい）。

訓練実施期間・時間・その他

④ 《ハローワーク栃木》

- ・訓練期間、訓練時間については受講前は特に意見特になし。時間、期間は受講前は事前に見学会、説明会をいくらしても実際に体験してみないと適當かわからないと考えられる。
(実際期間が短く物足りない、逆に詰め込みすぎ等の意見は受講中、受講後述べられることが多い。)
- ・訓練が少ない。宇都宮に訓練施設が集中して、県南西部の方は通学距離で断念してしまうケースが多い。
- ・子育て、介護中の方は短時間（半日）程度を望む（若干名）。

⑤ 《ハローワーク佐野》

- ・「期間」「時間」より、「訓練施設までの距離」を重視する求職者が多い。
- ・60歳以上は、毎日では大変・日数が多い印象。
- ・女性、年配者は施設までの距離を気にする求職者もいるので、遅く始まり早く終わる内容が好まれる一方で、がっつりやりたい求職者にとっては、短すぎると思う求職者もいる。

⑥ 《ハローワーク足利》

- ・高齢者、小さい子どもを持つ父母、透析で通院している求職者から、短期間短時間の訓練を望む声が多い。
- ・ものづくりの訓練受講者から、在職者の研修と重なる場合は、在職者優先的な進め方にやや不満であると意見あり。
他県の職業訓練校だが、教科書をただ読むだけの講師がいて、訓練内容が不満だったと意見あり。
- ・訓練内容に対する不満等が、一部で見受けられた。
- ・初心者向けの事務科訓練だが、たまたまパソコン操作経験者が多く揃っていて、当所管内の受講生（初心者）が初心者のスピードに合わせずに授業を進められて困っていると相談あり。
- ・申込時は短期間・時間の訓練を望むも、結果的に訓練修了時は訓練時間が足りないとの声も多い。
- ・親切丁寧で分かりやすい講師も多くいる一方で、講師の技量や講義の進捗スピードにバラツキがあり、分かりづらいとの声もあがっている。
- ・製造関係の職業訓練は、需要が少なくなってきたている。

訓練実施期間・時間・その他

⑦ 《ハローワーク真岡》

- コースの種類によるが、ほとんどの職業訓練において一日の訓練時間、訓練期間は適切であるという意見が多数である。求職者支援訓練での短時間訓練は月に10日ほどの訓練になっているため、訓練と家庭の両立がしやすいという意見もいただいている。
一方で、ウェブデザイナーやプログラミング言語の訓練を受けた受講生からは、6か月の訓練を通っていても就職先において、学んでいない言語や高いクオリティでのポートフォリオが事業所から求められたという声もいただいている。そのため、IT分野の訓練コースに関しては訓練期間を延ばすか、言語やポートフォリオに重点を置いたカリキュラムの改定が求められると感じる。
- 希望する訓練コースによって実施期間は様々だが、3か月から6か月の訓練を希望し1日当たりの訓練時間は5～6時間を希望する声が多い。そのため、訓練期間・訓練時間は現状のままで満足しているとうかがえる。
- 訓練実施校によっては、就職が状況的に厳しい方に就職を過度に急がせたり、途中退校を迫ったりする様子が求職者の話から伺えた。訓練実施校の就職率によっては来年度開校しない場合があるため、就職にこだわるのは理解できるが、求職者から訓練校への不安や不信感についての電話が当所に度々あったので、自粛が求められる。

⑧ 《ハローワーク矢板》

- 移動時間も含めると短時間コースでも子供の送迎に間に合わず、e ラーニングを希望する意見あり。

⑨ 《ハローワーク大田原》

- 短期間や短時間の訓練コースの方が受講者は確保しやすい。
県北地区は基本的にOA事務と介護の訓練しかないが、窓口で案内する際に3ヶ月でも長いと言われることあり。訓練時間も管内で開講している求職者支援訓練の短時間コース（9時半～14時）の時間を希望する方が多い。
- 一方で総訓練時間数が少ない場合に就職に効果的なスキルが身につくのか、注意が必要と思われる。
離転職者向けの訓練についてではないが、在職中の聴覚障害者より、休日に受講可能な訓練（本人は電気系・危険物関係の講習を希望、手話通訳など障害にも対応可能な内容）を設定してほしいと要望あり。

訓練実施期間・時間・その他

⑩ 《ハローワーク小山》

- 午前中や週3日程度の訓練希望が主婦層から少数あり。小山地区の就職を目指すオフィスPC事務科のような14時位で終了する訓練の希望が一定数あり。
また、受講指示はできなくなってしまうが1ヶ月程度の短期の訓練がないかとの相談も一定数ある。1日あたりの訓練時間については概ね現行通りで問題ないが上記の通り短時間の訓練の要望は少なからずある。
- 公共での入校願書（特に履歴書）について手書きでの書類作成に難色を示す求職者が増えている印象。
- 1日3~4時間程度、週3日程度の訓練を希望する高齢者・子供のいる主婦層から一定数相談あり。以前は「よくわかるパソコン教室」で月10日程度の訓練があったがそのくらいのペースを希望する方あり。
- 高度人材について、難しいと思うがこの時期になると来年度の開講講座についての相談が増える傾向にあり、現時点でもすでに数名から相談を受けている状況。訓練期間が長く相応の準備期間が必要となることから開講される科だけでも早めに把握・周知できるとありがたい。
- 実施時期の観点では、県内の委託訓練は1~3月に少ないとの声が少数上がっています。また、主婦層や家庭事情のある方から1日3~4時間や週3日など短時間訓練希望の声有。
- パソコンは、家庭の事情から現在の短時間よりもさらに短いか、授業時間に弾力性を持たせてほしいという意見あり。
- 同じ期間に似た訓練が集中したり、しばらく行われなかったり（例えば介護初任者研修が複数ある月があったあと次に行う月が数ヶ月先だったり）することがあるので改善してほしいというご意見あり。

⑪ 《ハローワーク日光》

- 1日に4時間程度の訓練（短時間訓練）を希望する。
- 週2日程度の訓練受講を希望する者がいる。

労働市場から見たハローワークの意見要望等

① 《ハローワーク宇都宮》

- ・受講希望者数の4割強が50～60歳台であり、大概がパソコンのみの訓練かポリテク訓練（ビル管理・電気設備・住宅CADリフォーム技術科）辺りの申込みを行っている。訓練コース設定自体を高齢者向け、かつ、求人数の多い職種の訓練を増やす必要があると思われる。
- ・受講申込者の5割以上が40歳代以上であり、高齢者でも就職に結びつく訓練を増やす必要がある（介護以外）。
- ・デジタル関係に力を入れているようだが、実際、関連就職する者は少なく、本来の訓練受講の趣旨的にどうかと思っている。
- ・中高年齢者（40代以上）の受講申込みが6割を超えており、世代のニーズに合わせた訓練コース設定が望ましい。
- ・若年者の製造関係離れが顕著。若年者はWEB系・プログラミング系を望む方が多い。製造関係求人の低賃金、重労働等の魅力のなさが理由と考える。訓練以前に製造関係の求人条件改善等が必要だと考える。
- ・介護関係の有効求人倍率が高いので介護職の育成は必要と考えるが、コースによっては半数程度が50歳代以上と高齢受講者が多いのが目立つ。高齢者でもその大半は就職してゆくが、体力面等からの自分からの申し出か、介護施設側の配慮なのか週20時間未満で再就職するケースが目立つ。
- ・製造関連の有効求人倍率も同じく高いが、職業訓練のような技能工を欲する求人は少なく訓練を受けずとも就職できる環境下にある。また、若年求職者からの製造関連の相談も少ないように感じる。
- ・高齢者が訓練を受講する割合が例年に比べ今年度は顕著。この傾向は今後も続くと思われる。介護は高齢者も積極的に採用する傾向があり就職率も良いのだが、パソコン系で事務を希望する高齢求職者は若年者が優遇されてしまい就職が厳しいのが現状。
- ・パソコン単体の訓練の就職率より、県委託のようなOA事務等の就職を絞った訓練設定が望ましい。パソコン単体だと就職目標がぼやけてしまい結果3ヶ月以内の就職率が下がる。求職者支援訓練（特に基礎コース）の就職率の低さがその表れ。
- ・動画コースを希望している者も少なからずいるが、就職ではなく自営（個人事業主）を始めることが多いので止めて欲しい。
- ・簿記2級、宅建、FPは取得できれば就職の武器になるものの、簿記2級、宅建は就職率が低く、要因として合格に向け勉強を続けてしまう者も少なくなく現状の年1回程度が望ましい。

労働市場から見たハローワークの意見要望等

② 《ハローワーク宇都宮那須烏山出張所》

- ・訓練の相談者は多いが、希望する科目、日程や通学で申し込みに至らないケースが多い。
- ・管内の労働市場から運転手や土木関係ではリクエスト求人が多く、一定数求人はあるが未充足のため大型運転手、フォーク、車両系の訓練があると良い。
- ・訓練に興味がある求職者は多いが通学距離等で申し込みに至らないケースがある。
- ・訓練の相談者の年齢層が60歳代の方が多く、初級のパソコン訓練に興味があるが通学が難しく躊躇している。また、訓練コース自体で高齢者向けコースの訓練があると良いと思われる。
- ・ポリテク訓練のCAD/CAM技術、機械加工技術等の施設内訓練の機械関係の希望者が少なく、管内の求人はあるが需要が皆無に近い状況。
- ・訓練相談者の年齢が高いため、高年齢者向けの訓練コースがあると良いと思われる。
- ・Web関係の訓練は人気があり、申し込みの際に管内の労働市場や状況等を説明した上で受講したが、就職については訓練に係る職種に至っていない。
- ・Web関係の訓練は引き続き人気はあるが、就職先については管内の労働市場の状況では難しいため訓練施設からの斡旋があると良い。
- ・eラーニングの訓練について相談者が多く見られるが、ソフトウェア使用料や通信費の個人負担額で申し込みを検討したり、環境が整っていないためパソコンのレンタルがあれば希望者が多くなると思われる。

③ 《ハローワーク鹿沼》

- ・鹿沼は木工のまちなので、木材加工の機械操作などを学べられるような木製品製造の訓練があれば、一定の需要があると思われる。実際に、過去に窓口で木工の訓練を希望する声もあった。
- ・製造業を中心に経理・総務関係の求人募集が出ることがあるが、スキルや知識を学べる訓練が市内から通所可能な範囲では少なく、また年間の開講回数も少ないため、できれば宇都宮西部で経理・総務関係の訓練の開講を増やしてほしい。（経理は初学者が始めやすい日商簿記3級程度が学べるもの）
- ・管内に年2回以上、パソコンの技能習得の訓練実施を希望。

労働市場から見たハローワークの意見要望等

④ 《ハローワーク栃木》

- ・ウェブ系の訓練と求人数の乖離が激しい。職業訓練を修了したという実績に対する求人を出している事業所の評価が低い（過去に訓練生を雇用したが続かなかったのでお断りしている等）。
- ・Webデザイナー管内求人少数。宇都宮、小山含め10数件程度。
他職種へ転向する方もいる。7/11来所した修了生は求人がないため、個人事業主を検討し始めている。
- ・管内はゴルフ場求人が他地区より多いため、3ヶ月程度の屋内外の環境整備に役立つ訓練（芝刈り機等）があつてもよい。高年齢求職者が増加。軽作業を望む求職者も多い。用務員、公園管理等にも汎用可能。一方、雇用保険適用就職に結びつかない可能性がある。
- ・栃木市開催「WEBクリエイター科」は訓練校が当所の訓練セミナーに来所し求職者へ内容説明を実施。地元開催のため所内でも積極的に周知を図った。今後はコース名にサブタイトルを付すなどの工夫も（PCとWEB半々。事務系希望の方は合致。クリエイター希望の方は物足りなさがあるとの感想もあり）。
- ・外国人求職者より、訓練パンフレットに「在留資格」記載して欲しいと要望あり。当所は外国籍の求職者が多く来所される。
- ・e-ラーニングコース 対象要件：居住地域に実施機関がなく受講困難な地域に居住する→同様のコースが市外で開講予定の場合、通学時間、通学方法は個人のライフスタイルや感覚にもよるため、基本斡旋している（差し支えないか）。

労働市場から見たハローワークの意見要望等

⑤《ハローワーク佐野》

- ・過去に受講した求職者が再度希望するケースが多い。
- ・訓練終了後、訓練校からの就職への指導について、過度なプレッシャーや圧迫感を感じ、萎縮してしまう求職者がいます。就職率を重視しているからこそかと思いますが、行き過ぎた支援は、かえって心理的負担になることもありますので難しい点ではあります。
逆に、受講前は意欲的に見えていた求職者が受講後に消極的になることも多々あるので、支援する立場として個人ごとの効果的な支援を考えていきたいところです。
- ・“職業訓練“を過大評価している求職者も多くいます。「受講すれば資格がとれる・スキルが身につく」と考えますが、教えるのは訓練校であっても、覚えるのは”求職者自身”。覚える作業は自身によることを説明すると意気消沈する方が多い。
- ・訓練校や受講生に対する不満が、一部で見受けられた。
- ・高齢者（60歳以上）で訓練を希望する人も一定数いるが、実際、訓練内容にちなんだ就職をした人は0人。ほぼ未就職、若干名経験のある職種への就職。特に就職者数ではなく、就職率で報告をすることを踏まえると、本当に必要のある人へあっせんした方が良いと思います。
- ・失業給付の給付制限が訓練等を受講することにより、制限解除になるリーフを給付窓口で配布していることにより、訓練に興味を持つ人が一定数増えたが、訓練制度・内容を説明すると、”毎日通えない・数日だけと思った・申し込み～受講～振込の期間が制限解除より遅くなる”など、制限解除が目的の求職者ばかりであり、実際申し込みに至る求職者はいない。
- ・全体のニーズとして、eラーニングを希望する求職者が一定数増えた印象だが、”子育てで仕事が難しい””体調不良で通うのが困難”など、仕事をするのが難しい求職者。就職がそもそも難しい求職者であり、eラーニングの受講者の就職率を緩和してほしい。

労働市場から見たハローワークの意見要望等

⑥《ハローワーク足利》

- ・マイページを活用して有効求職者に職業訓練説明会や職業訓練の開講情報を周知も、反応が乏しいので職業訓練の需要が減っているもよう。引き続きSNS等も活用して、潜在的求職者にも職業訓練を周知していく。
- ・求人倍率が高い保安職（R7.8月、13.2倍）や建設・採掘職（R7.8月、7.79倍）の訓練を短期間で年齢が高い方でも受講しやすいような科目があると就職に期待できるのではないか。ただし、訓練希望者が少ない可能性もある。
- ・受講者の年齢が上がっているため、就職の斡旋が難しくなっている。

⑦《ハローワーク真岡》

- ・IT分野の訓練コースに顕著に見られるが、2年前などと比べ訓練の応募者数が少なくなっている。合格の倍率も2倍以上であったのが、1.5倍以下や1倍にとどまる事態が見られ、職業訓練に通っても希望職種への就職が厳しいという見解が求職者のなかで浸透してきたのではないかと考える。
訓練校での習熟レベルの一層の向上と共に、訓練終了後の「実践の場」のあっせんや訓練受講生を対象とした面接会の開催などを行うことにより、上記の見解を払拭する必要がある。
- ・訓練受講生を対象とした見学会付きの面接会を開催しているが、訓練コースによって卒業前か卒業後かで受講生の参加が大きく増減することがわかった。今後も面接会の開催を通し、訓練受講生が参加しやすいタイミングを見極めていきたいと感じる。
- ・受講者の中で就職に至る経路としては、自己就職が非常に多いように感じる。当所では、事務職のコースで公的職業訓練を受けた方のうち自己就職が19件、ハローワークの紹介が9件と2倍以上の差が出たことがわかった。自己就職が多い要因としては、民間求人と比べると事務職の管内の求人数が少ないとことや、訓練校から当所までの距離があるため、ハローワークの支援が途切れてしまうことが挙げられる。もちろん、マイページで求人の提供を行うことや電話相談を行っているが、応募まで至らないのが現状である。また、ハローワークの求人で不採用を繰り返し、最終的に派遣企業を経て就職した方も一定数おり、正社員での就職の難しさが一要因になっていると感じる。

労働市場から見たハローワークの意見要望等

⑧《ハローワーク矢板》

- ・訓練内容や期間、時間など求職者のニーズが多岐にわたり、受講に繋がらないケースが多くある。
- ・ITやWEB関係は人気だが、求職者には管内に求人が少ない状況や他地域・他職種も検討するよう、説明し納得した上で申込しているはずが、結果として地域・職種に固執し訓練後3ヶ月以内に就職に至らないケースが多い。訓練校ではどのような就職支援をしているのか参考に教えてほしい。

⑨《ハローワーク大田原》

- ・訓練コースによっては管内の労働市場についてどの程度考慮されているのか疑問に感じるコースもある。例として今年度新規に設定されたOA事務・医師事務科の場合、医師事務での就職を希望されると管内で該当しそうなのは規模の大きい病院2件のみでいずれも非正規雇用、タイミングによっては求人すらない状況になると思われる。

⑩《ハローワーク小山》

- ・小山所では外国人の来所が多く訓練の相談も一定数あり。日本語講座、フォーク、玉掛け、介護等の外国人向けの訓練が県南地区にあるとよいと考える。
- ・県南地域では公共訓練の開講が1月開講までこの先の公共訓練の誘導数が必然的に減ってしまう状況にあるため、2月・3月までの開講講座があると多様な求職者の要望にも対応できると考える。
また、小山所では外国人からの相談も一定数あるため外国人向けの訓練や日本語教育訓練等があると良いのではないかと考える。
- ・シニア層からの相談が増えている状況である。

労働市場から見たハローワークの意見要望等

- ・長期コースについては学校ごとに若干の申込手順の違いがあり、間違いを誘発しかねないと感じている。東京・埼玉のように統一されると学校ごとに確認する必要がなくなり窓口での事務簡素化にもつながる考えます。
最近では、シニア層の相談が増加しているように思われ、多様な角度からシニアの就職につながる講座があると良いと考えます。外国籍の相談も一定数あり、少し会話ができても文字の理解度が低く応募できないケースも多いため訓練の趣旨から外れる可能性はあるが、外国人向けの日本語講座があると有効ではないかと考える。
- ・訓練希望者の平均年齢が高くなっている。そういう方の就職支援も踏まえ考えていきたい。

⑪ 《ハローワーク日光》

- ・福祉や観光など人手不足の分野がある中で、どんな仕事についても、訓練で学んだ内容が活かせるカリキュラムであってほしい。
- ・常に募集があれば訓練の案内をしやすい。少人数の定員でこまめに、訓練科目の開催ができれば理想的である。募集期間から開講までの期間が短いのが理想。
- ・訓練修了者が、再度別の訓練を希望したり、他者に対して訓練受講を勧めるといったことが多い。

キャリアコンサルティングの取組について

令和7年11月17日
令和7年度第1回栃木県地域職業能力開発促進協議会
栃木労働局職業安定部訓練課

令和7年度の取組について

【委託先:株式会社パソナ】

- 「キャリア形成・リスキリング推進事業」として、栃木労働局管内各ハローワークにてジョブ・カードを活用した訓練受講前のキャリアコンサルティングを実施(1カ所常駐、11カ所巡回相談。各所月2~6回)
また、ジョブ・カード活用セミナーを実施(月1回、4カ所)。
- 平日夜間、土・日、オンライン相談も対応。
- 企業向けとして従業員へのキャリアコンサルティングやジョブ・カードを活用したセミナー、セルフ・キャリアドックの導入支援等を実施。
- 教育機関向けにも就職活動準備セミナーや学生に対するキャリコン実施に係る助言・指導などを実施。

	ジョブカード 作成目標	8月末現在	3月末現在
令和6年度	4,500件	1,600件	4,643件
令和7年度	5,300件	1,625件	-



人材開発に取り組む事業主を支援します！

「人材開発支援策」のご案内

令和7年9月改訂版

厚生労働省では、人材開発に取り組む事業主・事業主団体の皆さまを支援するため、さまざまな支援策を用意しています。従業員のキャリアアップを図る際は、ぜひご活用ください。

従業員の スキル向上 を図りたい	全般的な 相談	→	生産性向上人材育成支援センター	P.2
	社外施設 での訓練	→	在職者訓練（ハロートレーニング） 生産性向上支援訓練 テクノインストラクターの派遣など	P.2
	講師派遣	→	都道府県が実施する訓練	P.2 ～3
従業員の キャリア形成 を促したい	会社で 基盤を整備	→	認定職業訓練 在職者訓練（ハロートレーニング）	P.3
	→	ものづくりマイスターなど	P.3	
	→	職業能力検定認定制度	P.3	
会社の将来を担う若者を 採用・育成したい	→	職業能力評価基準	P.4	
	→	キャリア形成・リスキリング推進事業	P.5	
	→	キャリアコンサルティング セルフ・キャリアドック ジョブ・カード	P.5	
助成金を活用して 人材開発に取り組みたい	→	教育訓練給付金	P.6	
	→	教育訓練休暇給付金	P.7	
	→	ユースエール認定制度	P.7	
助成金を活用して 人材開発に取り組みたい	→	人材開発支援助成金	P.8 ～9	

全国のポリテクセンターなどに設置されている「生産性向上人材育成支援センター」では、主に中小企業を対象に、人材育成に関する相談支援から、課題に合わせた「人材育成プラン」の提案、職業訓練の実施まで、人材育成に必要な支援を一貫して行っています。

特に、中小企業等のDXに対応するための人材育成について、全ての生産性向上人材育成支援センターに「中小企業等DX人材育成支援コーナー」を設置し、相談支援を行っています。

主に以下の3つのメニューで、生産性や技能・技術の向上を支援します

高度な技能・技術の習得を支援（在職者訓練：ハロートレーニング）

「技能・技術などの向上」や「新たな製品づくり」といった企業の生産現場が抱える課題解決のために、「ものづくり分野」を中心に、設計・開発、加工・組立、工事・施工、設備保全などの実習を中心とした高度な訓練コースを体系的に実施しています。

訓練日数	概ね2～5日（12～30時間）
主な訓練分野	機械系／機械設計、機械加工、金属加工 居住系／建築計画、測定検査、設備保全 電気・電子系／制御システム設計、通信設備設計、電気設備工事

ハロトレくん



生産性向上に必要な知識等の習得を支援（生産性向上支援訓練）

中小企業等のDX化への対応や生産性向上に必要な知識等を習得するために、あらゆる産業分野で必要とされる「生産管理、IoT・クラウドの活用、組織マネジメント、マーケティング、データ活用」などのカリキュラムを、利用企業の課題に合わせてカスタマイズし、専門的な知見とノウハウを有する民間機関等を活用して実施しています。

訓練日数	概ね1～5日（4～30時間）
主な訓練分野	生産管理、品質保証・管理、組織マネジメント、生涯キャリア形成、営業・販売、マーケティング、企画・価格、データ活用、情報発信、倫理・セキュリティ



テクノインストラクター（職業訓練指導員）の派遣、施設・設備の貸出

「研修したいが講師がない、機械を止められない、研修場所がない」などといった企業の要望に応じて、職業訓練指導員を企業に派遣することや、ポリテクセンター等の施設・設備（会議室、実習場および訓練用設備・機器）の貸し出しを行っています。



お問い合わせ

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構のウェブサイトをご覧ください

生産性向上人材育成支援センター

検索



都道府県が実施する訓練

社外訓練

都道府県知事の認定を受けた職業訓練施設、および都道府県立の職業能力開発施設でも、在職者向けの訓練を実施しています。

都道府県知事の認定を受けた職業訓練施設での訓練（認定職業訓練）

事業主等が雇用する従業員等に対して行う職業訓練のうち、職業能力開発促進法に定める教科、訓練期間、設備などの基準に合うものとして、都道府県知事が認定した訓練をいいます。

※中小企業が共同で訓練施設を運営している場合が多いです。



訓練期間	普通課程：原則として1年 短期課程：6か月以下
主な訓練科	建築、金属・機械加工、情報処理、和洋裁、調理 など



お問い合わせ

都道府県人材開発主管課

都道府県が設置する職業訓練施設での訓練（在職者訓練：ハロートレーニング）

地域企業や地場産業の訓練ニーズに対応した、基礎的な訓練を実施しています。

訓練期間	概ね2～5日
主な訓練コース	機械・機器操作などの基礎的な取り扱いを習得させる訓練など 地域の人材ニーズを踏まえた基礎的な訓練 例：機械加工科、機械製図科、建築科、情報ビジネス科 など
地域の実情に応じた訓練コース	地場産業などで必要とされる人材を育成するための地域の実情に応じた訓練 例：観光ビジネス科、陶磁器製造科、竹工芸繊維科、自動車整備科など



お問い合わせ

都道府県人材開発主管課

ものづくりマイスター

講師派遣

ニーズにあわせて最適な「ものづくりマイスター」を派遣します

中小企業・業界団体の若年技能者、工業高校の生徒等を対象に熟練技能者「ものづくりマイスター」（ものづくり分野等で1級技能士相当以上の指導経験豊富な熟練技能者）が実践的な実技指導を行います。

対象職種	製造・建設・IT系等129職種 (機械加工、建築大工、造園、和裁、塗装、Webデザインなど)
講習例	技能検定1・2級レベルの技能習得、 普通旋盤作業手順、機械加工の基礎、Webサイト製作など



受講者の声

- 普通旋盤に初めて触れて、自分で作る実感を感じた。
作業中の音、切粉（きりこ）の量、作業速度、寸法測定や4S（整理・整頓・清掃・清潔）なども学び、自信が持てるようになった。
- これまで機械任せだった加工を自らの頭で考えるようになって対応力が向上した。
基礎からの丁寧な指導で機械加工の全体を理解したことで工程全体や段取りまで理解が及ぶようになった。

お問い合わせ

各都道府県地域技能振興コーナー
ものづくりマイスターのウェブサイトをご覧ください



職業能力検定認定制度 (団体等検定制度・社内検定認定制度)

キャリア形成

「能力検定認定制度」で技能の見える化・標準化を実現！

社内検定認定制度は、個々の企業や団体がそこで働く労働者を対象に実施する社内検定のうち、一定の基準を果たすものを厚生労働大臣が認定する制度です。また、団体等検定制度は、雇用する労働者以外の方（求職者、学生、フリーランス等）も受検対象となるものです。ロゴマークを使って対外的にアピールもできますので、本制度を人材開発のためにご活用ください。

認定の効果

- 職業能力検定を実施することで、技能の見える化・標準化、従業員のモチベーションアップ、若手従業員の定着・新入社員の採用、地域産業復興に貢献等の効果が期待できます。

【ロゴマーク】



団体等検定 認定社内検定



お問い合わせ

団体等検定のウェブサイトをご覧ください

団体等検定制度

検索

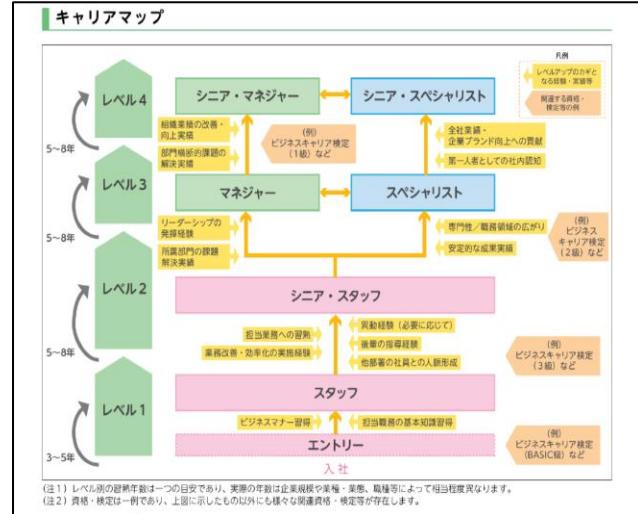
職業能力評価基準は、仕事に必要な「知識」「技術・技能」「成果につながる職務行動例」を見る化したものです。自社にカスタマイズすると、能力評価や人材育成に優れた効果を発揮します。

職業能力評価基準の活用方法を説明したテキストや動画をウェブサイトで公開しています

1. 実践的な人材育成

チェック形式の「職業能力評価シート」や、評価結果をグラフ化して育成面談で活用する「OJTコミュニケーションシート」を活用すると、従業員の能力レベルを把握して実践的な人材育成ができます。

OJTコミュニケーションシート	
本人所属 組織・機関	10000
本人氏名	0000
階級・職位	レベル4
登録日	～
評価者名	●●●●
評価期間	年 月 日 ~ 年 月 日
スキルアップチャレンジグラフ	
スキルアップ目標	
目標設定・目標達成	達成基準(どこまで)
レベル4: 球技選手(アスリート) レベル3: フィットネスアドバイザー レベル2: フィットネスアシスタント レベル1: フィットネスサポート	
スキルアップのための活動計画	
実績	スケジュール、期限
全社の環境方針マニュアルを読み込み、○・20XX年X月を目処に実施 月に全社で行なう社内勉強会に参加する。	
実績	
実績	上記コメント
実績(スキル習得状況、活動実績など)、本人コメント 「環境問題に関する社内勉強会に〇〇年に参加し、勉強会への参加を通して、自身の知識レベルを高めるだけでなく、部下に対して指導・育成を行なっている姿を見られた。」	



2. キャリアパスを明確化

能力開発の標準的な道筋を示した「キャリアマップ」を活用すると、キャリアの道筋やレベルアップの目安となる年数、経験・実績、資格などを示して、従業員の成長意欲を高めることができます。



職業能力評価基準のウェブサイトをご覧ください

職業能力評価基準

検索



求人申し込みの際は、ハロートレーニング受講者の採用をご検討ください

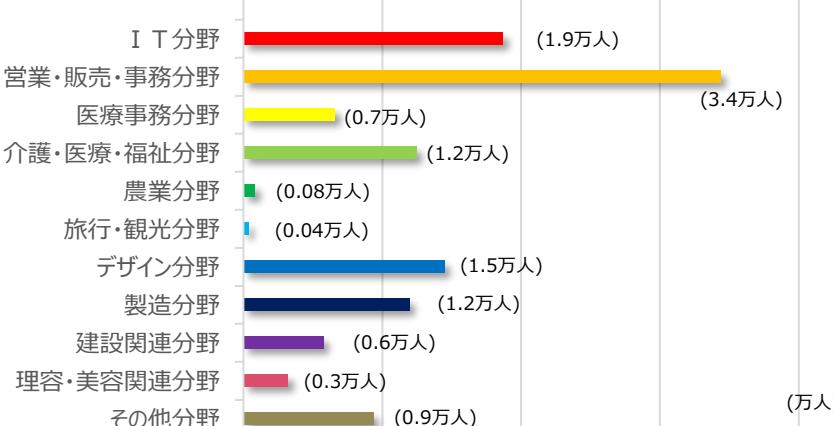
ハロートレーニングは「公的職業訓練」（公共職業訓練・求職者支援訓練）の愛称です。キャリアアップや希望する就職を実現するために必要な職業スキルや知識を習得することができる公的な訓練制度で、在職者向けの訓練や離職者向けの訓練等があります。



このうち、離職者向けの訓練について、令和4年度の公共職業訓練（離職者訓練）の受講者数は約10.2万人、求職者支援訓練の受講者数は約4.0万人で、訓練分野も多岐にわたります。

ハローワークで求人申し込みを行う際には、**ハロートレーニングを受講した方の採用をご検討ください。**

離職者向けハロートレーニング受講者数（分野別／令和4年度）



企業と労働者に対しジョブ・カードを活用してさまざまなキャリア形成及びリスクリング支援を行います。このような従業員の自律的なキャリア形成及びリスクリングの支援を通じて、企業の組織活性化や生産性向上につなげていきます。

主に以下の4つのメニューで、労働者等のキャリア形成を支援します

- ジョブ・カードを活用した採用活動や従業員の人材育成等を実施する企業への支援
- ジョブ・カードを活用した雇用型訓練の実施企業への支援（P.8参照）
- セルフ・キャリアドック導入支援（相談支援・技術的支援、セミナー・研修等）
- 労働者に対する専門的なキャリアコンサルティング機会の提供

キャリアコンサルティングとは

キャリアコンサルタント（国家資格）が、相談・助言を行います

キャリアコンサルタントは、キャリア形成や職業能力開発などに関する相談・助言（キャリアコンサルティング）を行う専門家で、平成28年4月から国家資格になりました。

守秘義務などが課せられており、安心して仕事や職業に関する相談ができます。

キャリア形成・リスクリング相談コーナーでは、在職者の方個人がキャリアコンサルティングを受けることができます。

セルフ・キャリアドックとは

企業内でキャリアコンサルティング面談やキャリア研修などを組み合わせて実施することで、従業員の主体的なキャリア形成を支援します

セルフ・キャリアドックとは、企業がその人材育成ビジョン・方針に基づき、キャリアコンサルティング面談と多様なキャリア研修などを組み合わせて、体系的・定期的に従業員の主体的なキャリア形成を促進・支援する総合的な取組（仕組み）です。

キャリア形成・リスクリング支援センターでは、セルフ・キャリアドックの導入を希望する企業に対する相談支援等を実施し、セルフ・キャリアドックの円滑な導入と取組の定着を支援します。

入社時や役職登用時、育児休業からの復職時など、効果的なタイミングで、従業員にキャリアコンサルティングを受ける機会を提供すると、従業員の職場定着や、働く意義の再認識、企業の生産性向上につながるといった効果が期待されます。

ジョブ・カードとは

「生涯を通じたキャリア・プランニング」と「職業能力証明」のためのツールです

・効果的な人材育成

ジョブ・カードを活用すると、従業員のキャリア形成上の課題を把握でき、効果的な能力開発を推進できます。

・採用活動

ジョブ・カードを応募書類として活用すると、書面や面接場面だけでは見えない本人の強みや人物の「立体像」を知ることができます。

また、求職者本人のキャリア・プランが明確になり採用後のミスマッチの防止効果が期待できます。

なお、自社の従業員に対してジョブ・カードを活用した人材育成（雇用型訓練）を

実施する事業主は、「人材開発支援助成金」を受給できる場合があります（P.8参照）。

マイジョブ・カード <https://www.job-card.mhlw.go.jp/>



キャリア形成・リスクリング推進事業のウェブサイトをご覧ください
<https://carigaku.mhlw.go.jp/>

お問い合わせ

キャリア形成・リスクリング支援センター

検索



自ら費用を負担して主体的にキャリア形成に取り組む従業員への支援策です。

キャリア形成に積極的な従業員に、ぜひご紹介ください。

対象	<p>雇用保険の被保険者※又は被保険者だった方で、一定の条件を満たす方が、厚生労働大臣が指定する教育訓練講座を受講し、修了などした場合</p> <p>※雇用保険の被保険者とは、一般被保険者および高年齢被保険者をいいます。 以下、このページにおいて同じです。</p>
支給額	<p>一般教育訓練 従業員が教育訓練施設に支払った経費の20%に相当する額（上限10万円）</p> <p>特定一般教育訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 従業員が教育訓練施設に支払った経費の40%に相当する額（上限20万円） ② 教育訓練を修了し、1年以内に資格取得などをした場合等は、従業員が教育訓練施設に支払った経費の10%を追加給付 <p>①と②の合計は、従業員が教育訓練施設に支払った経費の50%に相当する額(上限25万円) 受講開始前に訓練対応キャリアコンサルタントが作成支援したジョブ・カードを添付して事前の手続きを行なう必要があります。</p> <p>専門実践教育訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 従業員が教育訓練施設に支払った経費の50%に相当する額 (年間上限40万円、訓練期間は最大で4年間のため最大160万円) ② 教育訓練を修了し、1年以内に資格取得などをした場合等は、従業員が教育訓練施設に支払った経費の20%を追加給付 ③ ②の要件に加え、訓練前後で賃金が5%以上上昇した場合は、従業員が教育訓練施設に支払った経費の10%を追加給付 <p>①②③の合計は、従業員が教育訓練施設に支払った経費の80%に相当する額 (年間上限64万円、訓練期間は最大で4年間のため、最大256万円) ただし、この措置は法令上最短4年の専門実践教育訓練を受講する者に限るとともに、在職者でかつ、比較的高い賃金を受ける者についてはこの限りではありません。 受講開始前に訓練対応キャリアコンサルタントが作成支援したジョブ・カードを添付して事前の手続きを行なう必要があります。</p>

■自社の従業員が特定一般教育訓練および専門実践教育訓練を受講することを支援する事業主は、「**人材開発支援助成金**」を受給できる場合があります（P.8参照）。

■一般教育訓練、特定一般教育訓練と専門実践教育訓練の指定講座は、お近くのハローワークまたは以下のウェブサイトで確認できます。

教育訓練給付金 厚生労働大臣指定教育訓練講座検索システム

<https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/>

お問い合わせ

ハローワーク



労働者が離職することなく教育訓練に専念するため、自発的に休暇を取得して仕事から離れる場合、基本手当に相当する給付として賃金の一定割合を支給することで、訓練・休暇期間中の生活費を保障する制度です。

一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者が、就業規則等に基づき連続した30日以上の無給の教育訓練休暇を取得する場合、教育訓練休暇給付金の支給が受けられます。

キャリア形成に積極的な従業員に、ぜひご紹介ください。

項目	内容										
対象者	雇用保険の一般被保険者（在職者）										
支給のタイミング	教育訓練休暇の開始日から起算して30日ごと、ハローワークで認定を受けた後に支給										
給付額	離職した場合の基本手当（いわゆる失業手当）と同じ日額（賃金や年齢に応じて決定され、上限・下限あり）										
給付日数	雇用保険の被保険者であった期間（加入期間）に応じて、 最大150日 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>加入期間</td> <td>5年以上 10年未満</td> <td>10年以上 20年未満</td> <td>20年以上</td> </tr> <tr> <td>所定給付日数</td> <td>90日</td> <td>120日</td> <td>150日</td> </tr> </table>			加入期間	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上	所定給付日数	90日	120日	150日
加入期間	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上								
所定給付日数	90日	120日	150日								

お問い合わせ

ハローワーク
教育訓練休暇給付金に係る支給要件等は

[教育訓練休暇給付金](#)

検索



ユースエール認定制度

若者の採用・育成

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を、厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定する制度です。

認定基準をクリアし、ユースエール認定企業になることで、以下の効果が期待されます。

1. 学卒者などの若者の応募が増える！
2. 社員が自社の雇用環境の良さを認識し、定着率が向上する！
3. 地元メディアなどに「雇用管理のよい優良企業」として注目される！



認定マーク

お問い合わせ
申請書類提出先

都道府県労働局・ハローワーク
認定基準などの詳細は、若者雇用促進総合サイトをご覧ください

[若者雇用促進総合サイト](#)

検索



事業主等が雇用する労働者に対して計画に沿って訓練を実施した場合や、教育訓練休暇等の制度を導入し、その制度を労働者に適用した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。

<人材育成支援コース>

○ 人材育成訓練

10時間以上のOFF-JTによる訓練を行った事業主等に対して助成。

○ 認定実習併用職業訓練

新卒者等のために実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練を行った事業主に対して助成。

○ 有期実習型訓練

有期契約労働者等の正社員転換を目的として実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練を行った事業主に対して助成。

<教育訓練休暇等付与コース>

○ 教育訓練休暇制度

3年間に5日以上の取得が可能な有給の教育訓練休暇制度（※）を導入し、実際に適用した事業主に助成。

※ 労働基準法第39条の規定による年次有給休暇を除く。

<人への投資促進コース>

○ 高度デジタル人材訓練／成長分野等人材訓練

高度デジタル人材の育成のための訓練や、海外を含む大学院での訓練を行った事業主に対して助成。

○ 情報技術分野認定実習併用職業訓練

IT分野未経験者の即戦力化のためのOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練を行った事業主に対して助成。

○ 定額制訓練

労働者の多様な訓練の選択・実施を可能とするサブスクリプション型の研修サービスを利用して訓練を行った事業主に対して助成。

○ 自発的職業能力開発訓練

労働者が自発的に受講した職業訓練費用を負担する事業主に対して助成。

○ 長期教育訓練休暇制度

30日以上の長期教育訓練休暇の取得が可能な制度を導入し、実際に適用した事業主に助成。

○ 教育訓練短時間勤務等制度

30回以上の所定労働時間の短縮及び所定外労働時間の免除が可能な制度を導入し、実際に適用した事業主に助成。

<事業展開等リスクリング支援コース>

企業内における新規事業の立ち上げなどの事業展開等に伴い、事業主が新たな分野で必要となる知識や技能を習得させるための訓練を行った事業主に対して助成。

※ キャリアアップ助成金正社員化コースでは、人材開発支援助成金の特定の訓練を修了後に正社員転換した場合に、助成額を増額しています。

詳しくは「キャリアアップ助成金 厚生労働省」で検索してください。

キャリアアップ助成金とは、有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といつといわゆる非正規雇用の労働者の企業内のキャリアアップを促進するため、正社員転換や待遇改善の取組を実施した事業主に対して助成をするものです。

コース名	対象訓練・助成内容	助成率・助成額 注()内は中小企業事業主以外					
		通常分			訓練修了後に賃金を増額した場合※1		
		OFF-JT		OJT	OFF-JT		OJT
		経費助成	賃金助成	実施助成	経費助成	賃金助成	実施助成
人材育成支援コース	人材育成訓練	正規雇用: 45(30)% 非正規雇用: 70%	800(400) 円/時・人	—	正規雇用: 60(45)% 非正規雇用: 85%	1,000 (500) 円/時・人	—
	認定実習併用職業訓練	45(30)%		20(11) 万円/人	60(45)%		25(14) 万円/人
	有期実習型訓練※2	70%		10(9) 万円/人	100%		13(12) 万円/人
教育訓練休暇等付与コース	教育訓練休暇制度	30万円※3	—	—	36万円※3	—	—
人への投資促進コース	高度デジタル人材訓練 ／成長分野等人材訓練	デジタル 成長分野 75(60)%	1,000 (500) 円/時・人	—	—	—	—
		75%	1,000円 /時・人※4	—	—	—	—
	情報技術分野認定実習併用職業訓練	60(45)%	800(400) 円/時・人	20(11) 万円/人	75(60)%	1,000 (500) 円/時・人	25(14) 万円/人
	定額制訓練	60(45)%	—	—	75(60)%	—	—
	自発的職業能力開発訓練	45%	—	—	60%	—	—
事業展開等リスクリング支援コース	事業展開やDX・GXに伴い新たな分野で必要となる知識や技能を習得させるための訓練	長期休暇 20万円※3	1,000 (800) 円/時・人※5	—	24万円※3	— (1,000) 円/時・人※5	—
		短時間勤務等 20万円※3	—	—	24万円※3	—	—

※1 訓練修了後に行う訓練受講者に係る賃金改定前後の賃金を比較して5%以上上昇している場合、又は、資格等手当の支払を就業規則等に規定した上で、訓練修了後に訓練受講者に対して当該手当を支払い、かつ、当該手当の支払い前後の賃金を比較して3%以上上昇している場合に、助成率等を加算。

※2 正社員化した場合に助成。

※3 制度を導入し、労働者に適用した場合に助成（制度導入助成）。

※4 国内大学院を利用して訓練を実施した場合のみ対象。

※5 有給による休暇を取得した場合に対象。



～ 参考資料一覧～

参考資料1 栃木県地域職業能力開発促進協議会設置要綱

参考資料2 ハロートレーニング（公的職業訓練）の全体像

参考資料3 令和6年度栃木県地域職業訓練実施計画

参考資料4 求職者支援訓練の実施状況について

参考資料5 ハロートレーニング（離職者向け）の令和7年度実績（9月末現在）

参考資料6 令和7年度第1回中央職業能力開発促進協議会資料（抜粋版）

栃木県地域職業能力開発促進協議会設置要綱

1 名称

協議会の名称は、「栃木県地域職業能力開発促進協議会」とする。

2 目的

栃木労働局及び栃木県（以下「関係機関」という。）は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の規定に基づき、栃木県の区域において、関係機関が参画し、以下の事項について協議を行う地域職業能力開発促進協議会を設置する。

- ① 職業能力開発促進法第16条第1項の規定に基づき設置する公共職業能力開発施設において実施する職業訓練（同法第15条の7第3項の規定に基づき実施する職業訓練を含む。）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条第2項に規定する認定職業訓練（両訓練を合わせて、以下「公的職業訓練」という。）を実施するに当たり、地域における人材ニーズを適切に反映した訓練コースの設定の促進及び、訓練効果の把握・検証を通じた訓練内容の改善等
- ② 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第60条の2第1項に規定する教育訓練給付について、地域の訓練ニーズを踏まえた指定講座の拡大等

3 構成員

協議会は、以下に掲げる者を構成員とする。

- ① 栃木労働局
- ② 栃木県
- ③ 職業訓練若しくは職業に関する教育訓練を実施する者又はその団体
- ④ 労働者団体
- ⑤ 事業主団体
- ⑥ 職業紹介事業者若しくは特定募集情報等提供事業者又はその団体
- ⑦ 学識経験者

協議会にはその他関係機関の必要とする者の出席を求めることができる。

4 ワーキンググループ

協議会は、協議事項の検討に必要なワーキンググループを設置することができる。

5 会長

- ① 協議会に会長を置き、委員の互選により選任する。
- ② 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- ③ 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

6 協議会の開催

協議会は、年2回以上の開催とする。

7 協議事項

協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- ① 公的職業訓練について、地域の人材ニーズ及び実施状況を踏まえた訓練コースの設定に関すること。
- ② 公的職業訓練について、訓練効果の把握・検証等に関すること。
- ③ キャリアコンサルティングの機会の確保その他の職業能力の開発及び向上の促進のための取組に関すること。
- ④ 公的職業訓練の実施にあたり年度計画の策定に関すること。
- ⑤ 地域の訓練ニーズを踏まえた教育訓練給付制度による訓練機会の確保等に関すること。
- ⑥ その他必要な事項に関すること。

8 事務局

協議会の事務局は、栃木労働局職業安定部訓練課及び栃木県産業労働観光部労働政策課に置く。

9 その他

- ① 協議会資料及び議事録等については、協議会において申し合わせた場合を除き、公開とする。
- ② 協議会の事務に従事する者又は従事した者は、職業能力開発促進法第15条第3項の規定により、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- ③ この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年11月24日から施行する。

令和5年11月8日一部改正

令和6年2月28日一部改正

参考条文（職業能力開発促進法）

（協議会）

第十五条 都道府県の区域において職業訓練に関する事務及び事業を行う国及び都道府県の機関（以下この項において「関係機関」という。）は、地域の実情に応じた職業能力の開発及び向上の促進のための取組が適切かつ効果的に実施されるようするため、関係機関及び次に掲げる者により構成される協議会（以下この条において単に「協議会」という。）を組織することができる。

- 一 第十五条の七第三項に規定する公共職業能力開発施設を設置する市町村
 - 二 職業訓練若しくは職業に関する教育訓練を実施する者又はその団体
 - 三 労働者団体
 - 四 事業主団体
 - 五 職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第四条第十項に規定する職業紹介事業者若しくは同条第十一項に規定する特定募集情報等提供事業者又はこれらの団体
 - 六 学識経験者
 - 七 その他関係機関が必要と認める者
- 2 協議会は、職業能力の開発及び向上の促進に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図りつつ、都道府県の区域における職業訓練及び職業に関する教育訓練の需要及び実施の状況その他の地域の実情に応じた適切かつ効果的な職業訓練及び職業に関する教育訓練の実施並びにキャリアコンサルティングの機会の確保その他の職業能力の開発及び向上の促進のための取組について協議を行うものとする。
- 3 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 4 前三項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。



ハロートレーニング(公共職業訓練・求職者支援訓練)の全体像

離職者向け

在職者向け

学卒者向け

障害者向け

公共職業訓練

対象：ハローワークの求職者 **主に雇用保険受給者**(無料(テキスト代等除く))

訓練期間：概ね3か月～2年

実施機関

※受講期間中
基本手当+受講手当(500円／訓練日)+通所
手当+寄宿手当を支給

国 (ポリテクセンター)	都道府県 (職業能力開発校)	民間教育訓練機 関等(都道府県から の委託)
主にものづくり分野の 高度な訓練を実施 (金属加工科、住 環境計画科等)	地域の実情に応じた多 様な訓練を実施(木 工科、自動車整備科 等)	事務系、介護系、 情報系等モデルカリ キュラムなどによる訓練 を実施



対象：在職労働者(有料)

訓練期間：概ね2日～5日

実施機関：国(ポリテクセンター・ポリテクカレッジ)
都道府県(職業能力開発校)

対象：高等学校卒業者等(有料)

訓練期間：1年又は2年

実施機関：国(ポリテクカレッジ)
都道府県(職業能力開発校)

対象：ハローワークの求職障害者(無料)

訓練期間：概ね3か月～1年

実施機関：国(障害者職業能力開発校)

- ・(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構
- ・都道府県(国からの委託)

都道府県(障害者職業能力開発校、職業能力開発校)
民間教育訓練機関等(都道府県からの委託)

求職者支援訓練

対象：ハローワークの求職者 **主に雇用保険を受給できない方**

(無料(テキスト代等除く))

訓練期間：2～6か月

実施機関

民間教育訓練機関等 (訓練コースごとに厚生労働大臣が認定)	
<基礎コース> 社会人としての 基礎的能力を習 得する訓練	<実践コース> 基礎的能力から実践的能力まで一括し て習得する訓練 (介護系(介護福祉サービス科等)、情報系 (ソフトウェアプログラマー養成科等)、医療事 務系(医療・調剤事務科等)等)

※受講期間中 受講手当(月10万円)+通
所手当(※)+寄宿手当を支給(本収入
が月8万円以下、世帯収入が月30万円以下
等、一定の要件を満たす場合)

※職業訓練受講給付金の支給対象とならない方も、一定の
要件(本収入12万円以下、世帯収入34万円以下等)を
満たしていれば、通所手当のみ受給が可能。



令和6年度栃木県地域職業訓練実施計画

令和6年2月28日

令和6年11月27日変更

栃木労働局

栃木県

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構栃木支部

1 総説

(1) 計画のねらい

産業構造の変化、技術の進歩その他の経済的環境の変化の中で、職業の安定、労働者の地位の向上及び経済社会の発展を図るために、これらによる業務の内容の変化に対する労働者の適応性を増大させ、及び円滑な就職に資するよう、労働者に対して適切な職業能力開発を行う必要がある。

このため、栃木県、事業主等が行う職業能力開発に関する自主的な努力を尊重しつつ、雇用失業情勢等に応じて、国が、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「能開法」という。）第16条第1項の規定に基づき設置する公共職業能力開発施設（以下「公共職業能力開発施設」という。）において実施する職業訓練（能開法第15条の7第3項の規定に基づき実施する職業訓練（以下「委託訓練」という。）を含む。以下「公共職業訓練」という。）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号。以下「求職者支援法」という。）第4条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）の充実を図ることにより、労働者の十分な職業能力開発の機会を確保する必要がある。

本計画は、本計画の対象期間（以下「計画期間」という。）中における対象者数や訓練内容等を明確にし、計画的な公共職業訓練及び求職者支援訓練（以下「公的職業訓練」という。）の実施を通じて、職業の安定、労働者の地位の向上等を図るものである。

また、公共職業能力開発施設は、本計画を実施する際に、栃木労働局、公共職業安定所、栃木県及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構栃木支部（以下、「支援機構」という。）等関係機関との連携を図り、効率的かつ効果的な公共職業訓練の実施を図るものとする。

(2) 計画期間

計画期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

(3) 計画の改定

本計画は、公的職業訓練の実施状況等を踏まえ、必要な場合には改定を行うものとする。

2 労働市場の動向と課題等

(1) 労働市場の動向と課題

栃木県内における雇用失業情勢は、足下の令和5年12月有効求人倍率（季節調整値）が1.10倍となり、前月より0.02ポイント下回るなど、持ち直しの動きに足踏みがみられ、今後も物価上昇等が雇用に与える影響に留意する必要がある。また、コロナ禍からの経済活動の再開に伴って人手不足感が再び深刻化し、社会全体での有効な人材活用が必要であり、そのためには、働く方々の意欲と能力に応じた多様な働き方を可能とし、賃金上昇の好循環を実現していくことが重要である。

また、中長期的にみると、我が国は少子化による労働供給制約という課題を抱えている。こうした中で、我が国が持続的な経済成長を実現していくためには、多様な人材が活躍できるような環境整備を進め、労働生産性を高めていくことが必要不可欠であり、そのためには、職業能力開発への投資を推進していくことが重要である。

デジタル・トランスフォーメーションやグリーン・トランスフォーメーション（以下「DX等」という。）の進展といった大きな変革の中で、中小企業等の着実な事業展開、生産性や技能・技術の向上のために必要となる人材の確保、育成が求められている。

こうした変化への対応が求められる中で、地域のニーズに合った人材の育成を推進するためには、公的職業訓練のあり方を不斷に見直し、離職者の就職の実現に資する公的職業訓練や、産業界や地域の人材ニーズに合致した在職者の生産性の向上等、多様な職業能力開発の機会を確保・提供することが重要である。

特に、デジタル分野については、「デジタル田園都市国家構想総合戦略（2023改訂版）」（令和5年12月26日閣議決定）等において、デジタル人材が質・量ともに不足しているといった課題を解決するために、職業訓練のデジタル分野の重点化に計画的に取り組むこととしている。

また、出産等でキャリアを中断した女性の再就職を支援するための託児サービス付き訓練、高齢者の継続雇用や職場復帰及び離転職者の再就職が可能となるリカレント教育を拡充するなど、多様な人材が活躍できる社会の実現に向けて、地域の特性や人材育成ニーズを踏まえた職業能力開発の機会を確保・提供することが必要である。

(2) 令和5年度における公的職業訓練をめぐる状況

令和5年度の新規求職者は令和5年11月末現在で51,723人（前年同期比99.0%）であり、そのうち、求職者支援法第2条に規定する特定求職者に該当する可能性がある者は令和5年11月末現在で24,527人（前年同期比98.7%）であった。

令和5年度の職業訓練の受講者数は以下のとおりである。

〈令和5年4月～12月〉

訓練コース・実施機関		受講者数	前年同期比
離職者訓練	施設内訓練	支援機構	418名
		栃木県	82名

	委託訓練	栃木県	736 名	▲20. 1%
在職者訓練	支援機構	674 名	11. 6%	
	栃木県	503 名	▲5. 8%	
学卒者訓練	支援機構	405 名	107. 7%	
	栃木県	235 名	▲39. 3%	
求職者支援訓練	基礎コース	47 名	▲26. 6%	
	実践コース	529 名	47. 8%	

3 令和6年度の公的職業訓練の実施方針

- ・令和4年度の離職者向け公的職業訓練の実施状況を分析すると、
 - ① 就職率は高いが、訓練コースへの応募倍率が低い分野（「介護・医療・福祉分野」）があること
 - ② 訓練コースへの応募倍率は高いが、就職率が低い分野（「IT分野」「デザイン分野」）があること
 - ③ 求職者支援訓練のうち基礎コースは令和4年度計画では認定コース数の40%程度としていたが、実績は12%であること
 - ④ デジタル人材が質・量ともに不足、都市圏偏在が課題であること
 - ・令和5年度ワーキンググループによる公的職業訓練効果の把握・検証結果から、
 - ⑤ 訓練効果を上げるための改善すべき点が挙げられ、より効果的な訓練の実施のためこれらの課題を解消していくこと
- といった課題がみられた。
- ・これらの課題の解消を目指し、令和6年度の公的職業訓練は以下の方針に基づいて実施する。

- ① について：
介護・医療・福祉分野について、応募が少なく中止するコースを減らすため、応募・受講しやすい募集日程や訓練日程を設定し、介護職等について未経験者の興味を喚起するような、効果的な周知広報を図り、受講勧奨を強化する。
- ② について：
求人ニーズに即した効果的な訓練内容であるかの検討をした上実施とともに、受講希望者が自身の希望に沿った適切な訓練コースを選択できるよう、訓練説明会や見学会に参加できる機会を設けるとともに、訓練修了者の就職機会の拡大に資するよう訓練修了者歓迎求人等の確保に取り組む。
- ③ について：
基礎コースについては、社会人スキルと基礎的能力を習得する重要性を考慮しつつ、実態を踏まえた計画を策定する。
- ④ について：
職業訓練のデジタル分野への重点化を進め、受講者のレベルごとの訓練コースの設定するほか、デジタル分野以外の全ての訓練コースにおいて、デジタルリテラシーの向上促進を図る。
- ⑤ について：
委託訓練及び求職者支援訓練について、訓練コースのレベルを差別化し、訓練受講生の特性に合ったキャリアコンサルティングや、実践的な知識習得及び社会人基礎力を向上させるカリキュラム作成に取り組む。

4 計画期間中の公的職業訓練の実施方針及び対象者数等

(1) 公共職業訓練（離職者訓練）

① 施設内訓練に係る実施分野と規模

民間教育訓練機関では実施困難であるものづくり分野について実施し、ものづくり分野の求人状況を踏まえ、企業が求める技能・技術を習得させるための訓練を実施する。

ア 栃木県は、離職者を対象に、製造業において求められる多能工を目指し選択制を導入したコースなど 7 科、125 名の定員で実施し、訓練受講者の就職率 80% 以上を目指す。

※以下（ ）内は前年度の計画数

実施施設	科数	定員	訓練コース
県北産業技術専門校	4 (4)	70 名 (115 名)	セレクトスキル科 マルチスキル科 電気設備科 おもてなし観光科
県南産業技術専門校	3 (5)	55 名 (105 名)	セレクトスキル科 電気設備科 溶接板金科
合 計	7 (9)	125 名 (220 名)	

イ 支援機構では、DX 等に対応した訓練科、子育て等を行っている方に向けたものづくり分野の短時間訓練科を積極的に実施し、訓練受講者の就職率 85% 以上を目指す。

実施施設	定員	訓練コース
ポリテクセンター栃木	548 名 (584 名)	CAD/CAM技術科 テクニカルオペレーション科 テクニカルオペレーション科 (日本版デュアルシステム) テクニカルメタルワーク科 電気設備技術科 組込みマイコン技術科 ビル管理技術科 住宅リフォーム技術科 住宅点検科 スマート生産サポート科 (日本版デュアルシステム)

② 委託訓練に係る実施分野と規模

地域の求人・求職ニーズに応じた、離職者の就職促進に資する訓練科目を設定する。

・栃木県は民間教育訓練機関等に委託する訓練を、栃木県全域で 93 コース 1,083 名

の訓練定員で実施し、訓練受講者の就職率 75%以上を目指す。

【長期コース】

訓練分野	コース数	定員
介護福祉士科	8 (13)	19名 (27名)
保育士科	9 (9)	19名 (27名)
栄養士科	2 (2)	10名 (13名)
情報処理科	5 (6)	11名 (12名)
パティシエ科	0 (2)	0名 (6名)
准看護師科	2 (0)	4名 (0名)
総計	26 (33)	63名 (85名)

【短期コース】

訓練分野	コース数	定員
介護系分野	17 (16)	255名 (240名)
医療系分野	7 (6)	105名 (90名)
事務系分野	27 (27)	410名 (405名)
情報系分野	13 (16)	205名 (240名)
(うち、IT資格コース)	2 (2)	30名 (30名)
(うちWEBデザイン)	8 (-)	120名 (-名)
その他の分野	3 (1)	45名 (15名)
計	67 (66)	1,020名 (990名)

(うち、託児付き訓練 13 コース)

③ 職業訓練の内容等

- ・全ての労働人口がデジタルリテラシーを身につけ、デジタル技術を利活用できるようになることが重要であるとされていることから、デジタル分野以外の全ての訓練コースにおいて、デジタルリテラシーの向上促進を図る。
- ・介護・医療・福祉分野については、職業訓練の応募倍率の向上のため、応募・受講しやすい募集・訓練日程を設定し、訓練コースの内容や効果を踏まえた受講奨励を行う。
- ・IT分野、デザイン分野については、就職率の向上のため、職業訓練の受講により習得できるスキル（資格など）の見える化・明確化を進める一方で、求人企業が求めるスキル等の見える化・明確化や、公的職業訓練受講者をターゲットにした求人提出の働きかけの実施等ハローワークと連携し、就職を支援する。
- ・育児や介護等、多様な事情を抱える求職者等が主体的に受講できるよう実施期

- 間・時間に配慮した訓練コースや託児サービス付き訓練コースの設定を推進する。
- ・国家資格の取得等を目指す長期の訓練コースについては、受講促進に努め、正社員就職に導くことができる充実した訓練の実施を推進する。

(2) 求職者支援訓練

非正規雇用労働者や自営廃業者などの雇用保険の基本手当を受けることができない者に対する雇用のセーフティネットの機能が果たせるよう訓練機会を提供する。

① 対象者数及び目標

- ・認定訓練規模910名（987名）を上限とする。
- ・目標については、雇用保険適用就職率は、基礎コースで58%以上、実践コースで63%以上を目指す。

コース		訓練認定規模
基礎コース	(25.0%)	230名(247名)
	(うち、地域ニーズ枠)	40名(45名)
実践コース	(75.0%)	680名(740名)
	介護系	75名(75名)
	医療事務系	45名(60名)
	デジタル系	190名(210名)
	(うち、IT分野)	50名(60名)
	(うち、WEBデザイン)	140名(150名)
	営業・販売・事務系	280名(300名)
	その他の分野	30名(30名)
	地域ニーズ枠	60名(65名)

② 職業訓練の内容、職業訓練を設定する上での留意事項

- ・訓練内容としては、社会人スキルと基礎的能力を習得する職業訓練（基礎コース）と、基礎的能力から実践的能力までを一括して習得する職業訓練（実践コース）を設定することとし、訓練認定規模の割合は、以下のとおりとする。

- イ 基礎コース 訓練認定規模の25%
- ロ 実践コース 訓練認定規模の75%

※実践コースのうち、介護系、医療事務系及びデジタル系の重点3分野の割合は、介護系10%程度、医療事務系5%程度、デジタル系30%程度を下限の目安として設定する。

- ・地域ニーズ枠については、各地域の状況や工夫に応じて独自の訓練分野を設定することとし、訓練実績のない地域を優先としたコースを基礎コース、実践コースそ

それぞれ1コース以上設定する。

- ・新規参入となる職業訓練の上限は以下のとおりとする。

　イ　基礎コース 30%

　ロ　実践コース 20%

- ・全ての労働人口がデジタルリテラシーを身につけ、デジタル技術を利活用できるようになることが重要であるとされていることから、デジタル分野以外の全ての訓練コースにおいて、デジタルリテラシーの向上促進を図る。
- ・介護・医療・福祉分野については、職業訓練の応募倍率の向上のため、応募・受講しやすい募集・訓練日程を検討した上で実施するとともに、訓練コースの内容や効果を踏まえた受講奨励を実施する。
- ・IT分野、デザイン分野については、就職率の向上のため、職業訓練の受講により習得できるスキル（資格など）の見える化・明確化を進める一方で、求人企業が求めるスキル等の見える化・明確化や、公的職業訓練受講者をターゲットにした求人提出の働きかけの実施等ハローワークと連携した就職支援を実施する。
- ・育児中で再就職を目指す者、未就職のまま卒業することとなった新卒者、コミュニケーション能力等の課題を有する生活困窮者等、対象者の特性・訓練ニーズに応じた職業訓練の設定（託児サービス付きコース等）にも努める。

(注1) 求職者支援訓練は、栃木県地域職業訓練実施計画に則して、1か月ごとに認定する。(栃木県地域職業訓練実施計画で定めたコース別・分野別の訓練実施規模を超えては認定しない。) また、申請対象期間の設定数を超える認定申請がある場合は、次のとおり認定する。

なお、認定コースの定員数が少なかった場合の繰越し分及び中止となった訓練コースの繰越しについて、第4四半期においては、基礎コースと実践コース間の振替及び実践コースの他分野へ振替を可能とする。

　イ　新規参入枠については、職業訓練の案等が良好なものから認定する。

　ロ　実績枠については、求職者支援訓練の就職実績等が良好なものから認定する。

(注2) 本計画において示した内容は、次に掲げる事項を除き、栃木県地域職業能力開発促進協議会での議論を踏まえ、地域の実情に応じて異なる設定とすることができる。

　イ　都道府県別の訓練認定規模を超えてはならないこと

　ロ　新規参入枠は必ず設定し、かつ、上に掲げた値を超えてはならないこと。ただし、地域ニーズ枠については、全て新規枠とすることを可能とすること。また、申請単位期間内で新規参入枠以外の設定数（以下、「実績枠」という。）に対する認定申請が、当該実績枠の上限を下回る場合は、当該実績枠の残余を当該申請対象期間内の新規参入枠とすることも可能とする。

(3) 公共職業訓練（在職者訓練）

在職者訓練については、産業構造の変化、技術の進歩等による業務の変化に対応

する高度な技能及びこれに関する知識を習得させるための真に高度な職業訓練であって、民間教育訓練機関において実施することが困難なものを実施するものとする。

- ① 栃木県が実施する訓練においては、「技能向上コース」は、仕事に必要な専門知識の習得や技能向上、各種資格取得を目的とし、「管理監督者コース」は、管理職に必要とされる心構えや職務遂行能力向上を目的に実施する。

実施施設	技能向上コース	管理監督者コース
県央産業技術専門校	440名（435名）	30名（30名）
県北産業技術専門校	350名（315名）	10名（10名）
県南産業技術専門校	315名（310名）	10名（10名）
総 計	1,105名（1,060名）	50名（50名）

- ② 支援機構が実施する訓練では、産業の基盤を支える高度な職業能力を有する人材を育成するため、事業主のニーズに基づき適切かつ効果的な職業訓練を実施する。

実施主体	実施施設	実施規模
支援機構	ポリテクセンター栃木	670名（650名）
	関東職業能力開発大学校	1,010名（1,010名）
総 計		1,680名（1,660名）

- ③ 生産性向上支援訓練については、ポリテクセンター栃木・関東職業能力開発大学校内に設置した「生産性向上人材育成支援センター」が、専門的な知見やノウハウを持つ民間教育訓練機関等に委託し、デジタル人材や生産性向上の企業や事業主団体の課題やニーズに合わせて訓練を実施する。

実施主体	実施施設	実施規模
支援機構	生産性向上人材育成支援センター	870名（820名）

（4）公共職業訓練（学卒者訓練）

産業の基盤を支える人材を養成するために、企画力や創造力、問題解決能力の涵養を図るよう配慮するとともに、地域ニーズを取り入れた教科指導計画を策定し、産業構造の変化等に柔軟に対応できるような職業訓練を実施する。

- ① 栃木県は、県央産業技術専門校において、普通課程 2年制7科300名、1年制1科20名の訓練定員で実施する。

県央産業技術専門校	定 員
機械技術科	60名（60名）
制御システム科	40名（40名）
自動車整備科	40名（40名）
建築設備科	40名（40名）

IT エンジニア科	40 名 (40 名)
金属加工科	40 名 (40 名)
電気工事科	20 名 (20 名)
木造建築科	40 名 (40 名)
合 計	320 名 (320 名)

- ② 支援機構は、関東職業能力開発大学校において、専門課程 2 年制 4 科 185 名、応用課程 2 年制 4 科 200 名の訓練定員で実施する。

関東職業能力開発大学校		定 員
専 門 課 程	生産技術科	50 名 (50 名)
	電気エネルギー制御科	40 名 (40 名)
	電子情報技術科	55 名 (60 名)
	建築科	40 名 (40 名)
応 用 課 程	生産機械システム技術科	50 名 (50 名)
	生産電気システム技術科	40 名 (40 名)
	生産電子情報システム技術科	60 名 (55 名)
	建築施工システム技術科	50 名 (45 名)
合 計		385 名 (380 名)

(5) 公共職業訓練（障害者訓練）

障害者の職業的自立を支援し、能力の開発・発揮と社会参加の推進を図るため、社会福祉法人等の民間機関への委託により実施する。

- ・栃木県は、障害者の多様なニーズに対応した委託訓練を、栃木県全域で 3 コース 43 名の訓練定員で実施し、訓練受講者の就職率 55% 以上を目指す。

訓練コース名	訓練期間	定員
知識・技能習得訓練コース	2 ヶ月	25 名 (25 名)
実践能力習得訓練コース	1 ~ 3 ヶ月程度	13 名 (13 名)
e ラーニングコース	3 ヶ月	5 名 (5 名)
総 計		43 名 (43 名)

5 その他、職業能力の開発及び向上の促進のための取組等

(1) 関係機関の連携

栃木労働局、栃木県及び支援機構が公共職業訓練（離職者訓練）と求職者支援訓練の訓練規模、分野、時期、地域等について一体的に調整を行うことで、訓練実施者を確保するとともに、適切な職業訓練機会の提供と受講生を確保する。

このため、令和6年度においても栃木県地域職業能力開発促進協議会を開催して、関係者の連携・協力の下に、地域の実情を踏まえた計画的で 実効ある職業訓練を推進に資することとする。

（2）公的職業訓練効果の把握・検証

栃木県地域職業能力開発促進協議会において、公的職業訓練効果検証ワーキンググループを設置し、適切かつ効果的な職業訓練を実施していくため、個別の訓練コースについて、訓練修了者や採用企業からのヒアリングも含め、訓練効果の把握・検証し、訓練カリキュラム等の改善を図る。

（3）公的職業訓練の受講者の能力及び適性に応じた公的職業訓練の実施

公的職業訓練の受講者に対しては、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングなど、労働者のキャリア形成に資する情報提供及び相談援助を行い、受講者の能力及び適性に応じた公的職業訓練を実施する。

（4）地域におけるリスクリソースの推進に関する事業

地域に必要な人材確保（中小企業、農林水産、介護等）のため、デジタル・グリーン等成長分野に関するリスクリソースの推進に資する、①「経営者等の意識改革・理解促進」、②「リスクリソースの推進サポート等」、③「従業員の理解促進・リスクリソース支援等」の事業を、地方単独事業として実施する。

なお、令和6年度に実施予定の事業は以下のとおりである。事業の追加、変更等が生じた場合には、令和6年度に開催する栃木県地域職業能力開発促進協議会において報告を行うこととする。

（1）益子町次世代経営協議会（案）

① 実施団体：益子町

② 事業概要：町内事業者に対して、デジタル・トランスフォーメーション

（DX）導入に関するセミナーや先進企業視察研修を実施することにより、デジタル分野の経営者等の意識改革・理解促進を支援する。

事業費：1,000千円

実施主体：益子町次世代経営協議会

対象者：町内事業者

実施回数：セミナー4回、先進企業視察研修1回

ハロートレーニング（離職者向け）の6年度計画

離職者向けの公的職業訓練の分野別の計画

栃木県

分 野	全体計画数	公共職業訓練（都道府県）		公共職業訓練 (高齢・障害・ 求職者支援機構)	求職者支援訓練
		施設内	委託		
+ 公共職業訓練 （離職者向け） （実践コース）	IT分野	91	0	41	0
	営業・販売・事務分野	745	0	465	0
	医療事務分野	150	0	105	0
	介護・医療・福祉分野	382	0	307	0
	農業分野	0	0	0	0
	旅行・観光分野	20	20	0	0
	デザイン分野	260	0	120	0
	製造分野	463	105	0	358
	建設関連分野	90	0	0	90
	理容・美容関連分野	0	0	0	0
	その他分野	235	0	45	100
求職者支援訓練(基礎コース)		230			230
合計		2,666	125	1,083	548
(参考) デジタル分野		441	0	161	90
					190

※ 「定員」とは、当該年度中における開講コースの定員の数。

栃木労働局 求職者支援訓練実施状況



栃木労働局職業安定部訓練課

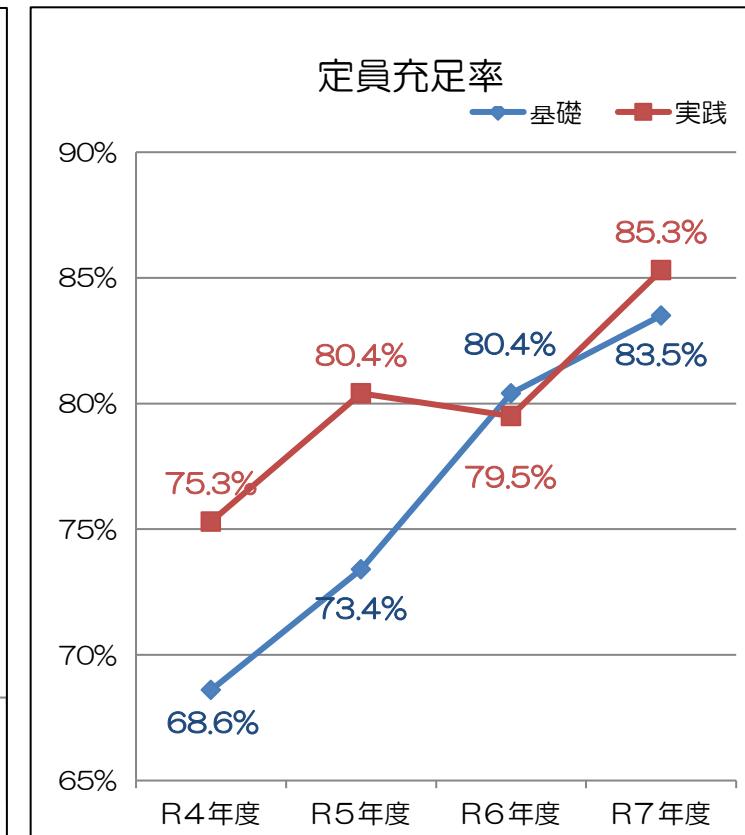
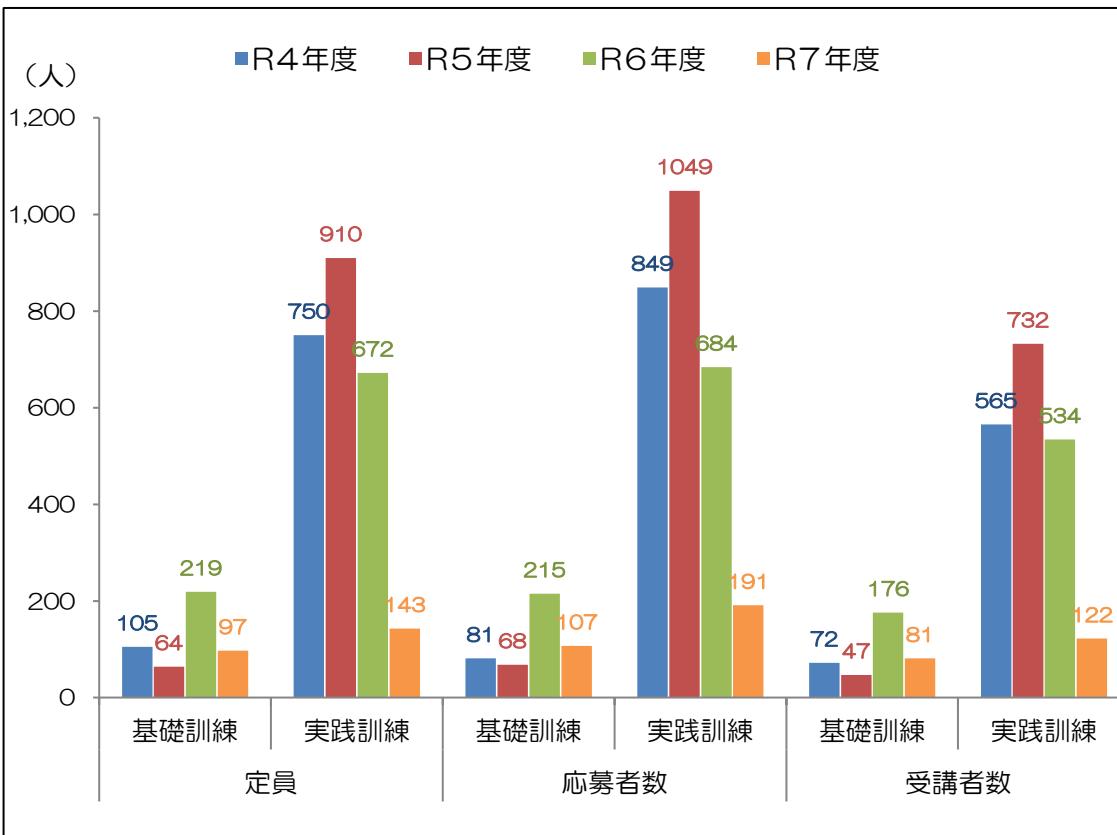


目 次

1. 求職者支援訓練の年度別応募状況	・・・・・	1～3
① 年度別男性受講申込状況		
② 年度別女性受講申込状況		
③ 年度別男女比率		
④ 実践コースの応募状況		
2. 求職者支援訓練修了者等の年度別就職状況	・・・・・	4
3. 年度別職業訓練説明会実施状況	・・・・・	5～6
(1) 令和6年度訓練説明会参加状況		
(2) 令和6年度訓練説明会参加者アンケート集計結果		

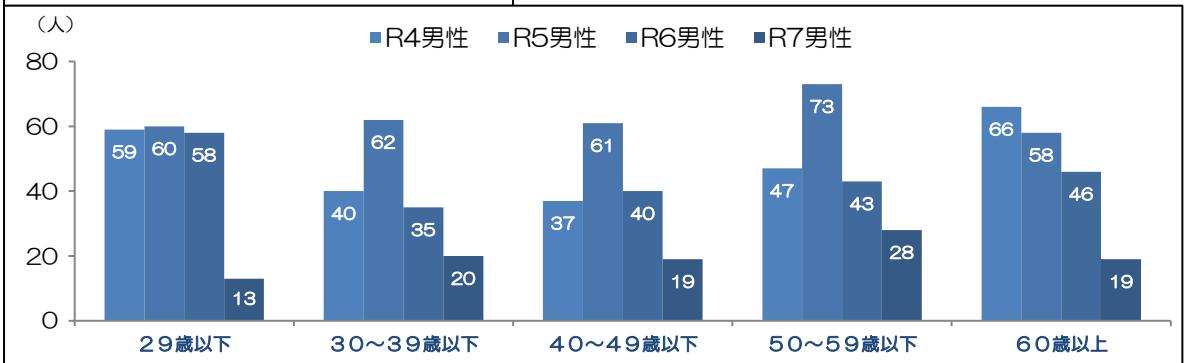
1. 求職者支援訓練の年度別応募状況

※R7年度はR7.9月開講分まで

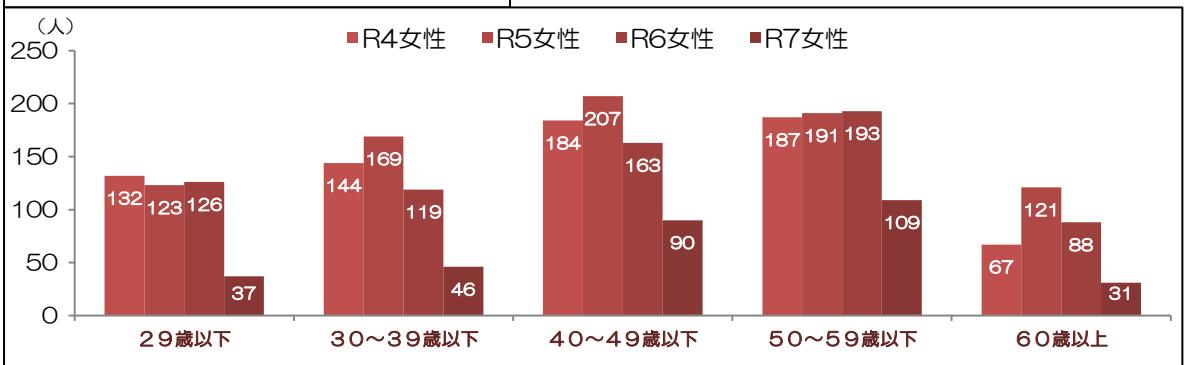


年度	定員			受講者数			定員充足率		
	計	基礎	実践	計	基礎	実践	計	基礎	実践
R7年度	240人	97人	143人	203人	81人	122人	84.6%	83.5%	85.3%
R6年度	891人	219人	672人	710人	176人	534人	79.7%	80.4%	79.5%
R5年度	974人	64人	910人	779人	47人	732人	80.0%	73.4%	80.4%
R4年度	855人	105人	750人	637人	72人	565人	74.5%	68.6%	75.3%

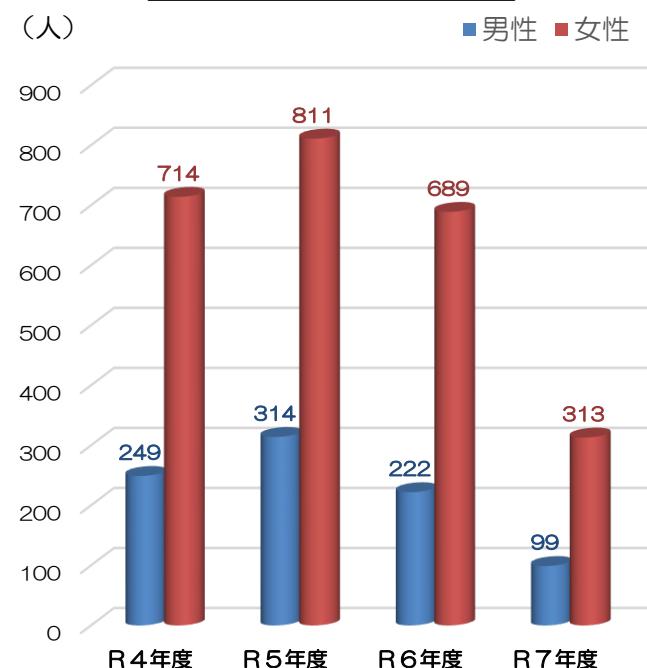
① 年度別 男性受講申込状況



② 年度別 女性受講申込状況



③ 年度別 男女比率



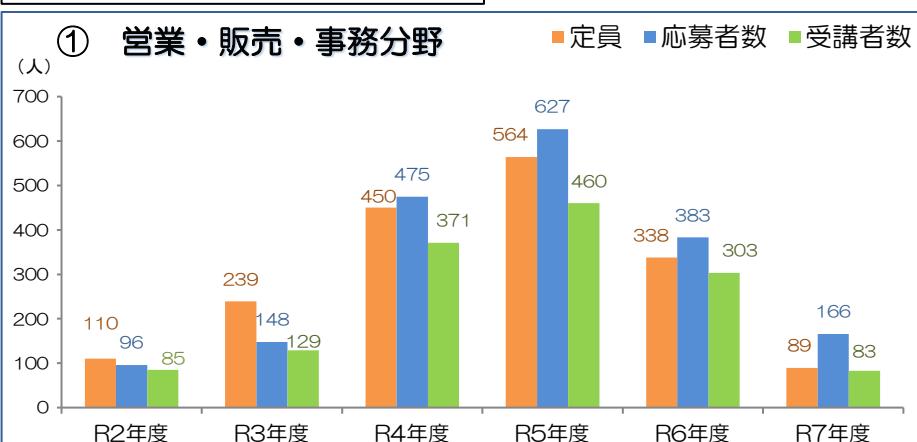
※R7年度はR7.9月開講分まで

年齢	R4年度 受講申込件数		R5年度 受講申込件数		R6年度 受講申込件数		R7年度 受講申込件数	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
29歳以下	59人	132人	60人	123人	58人	126人	13人	37人
30~39歳	40人	144人	62人	169人	35人	119人	20人	46人
40~49歳	37人	184人	61人	207人	40人	163人	19人	90人
50~59歳	47人	187人	73人	191人	43人	193人	28人	109人
60歳以上	66人	67人	58人	121人	46人	88人	19人	31人
計	249人	714人	314人	811人	222人	689人	99人	313人

④ 実践コースの応募状況等

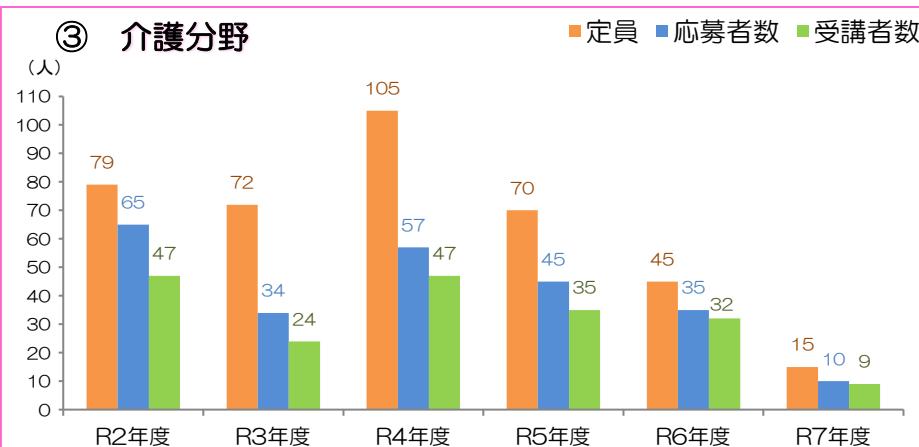
※R7年度はR7.9月開講分まで

① 営業・販売・事務分野



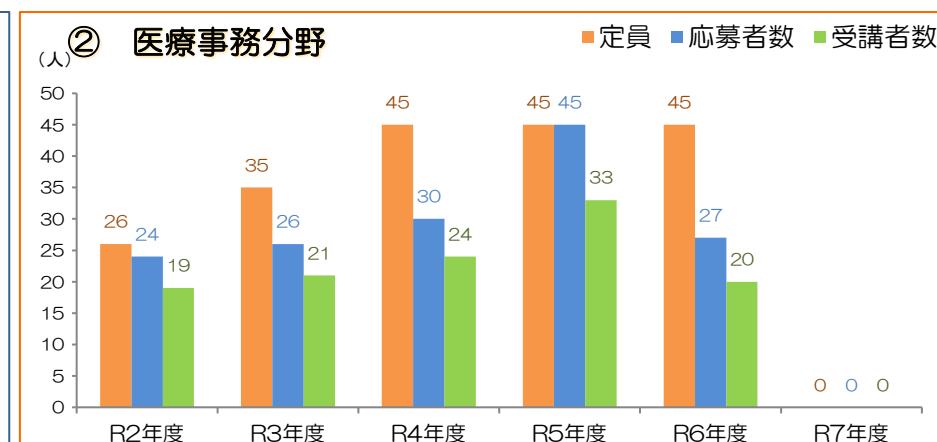
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
応募倍率	0.87倍	0.62倍	1.06倍	1.11倍	1.13倍	1.87倍
充足率	77.3%	54.0%	82.4%	81.6%	89.6%	93.3%

③ 介護分野



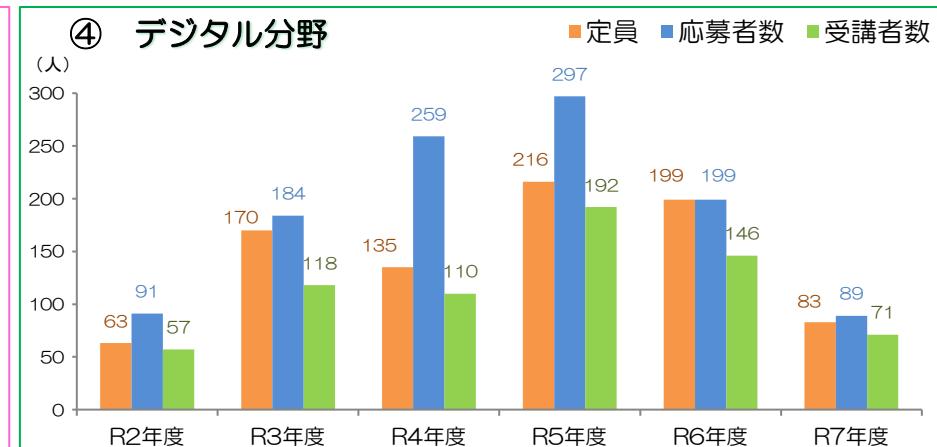
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
応募倍率	0.82倍	0.47倍	0.54倍	0.64倍	0.78倍	0.67倍
充足率	59.5%	33.3%	44.8%	50.0%	71.1%	60.0%

② 医療事務分野



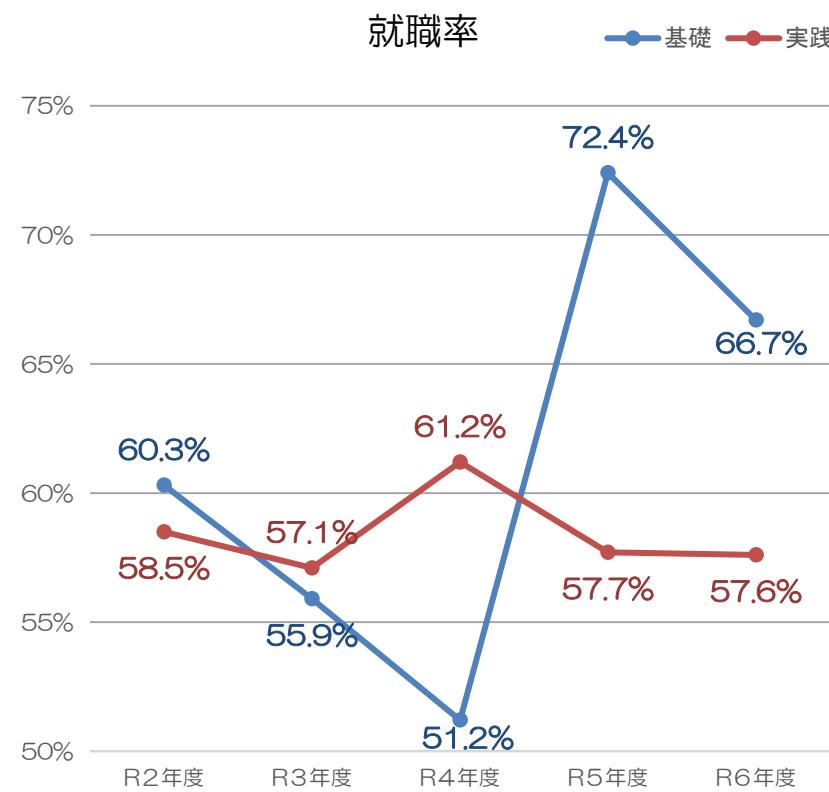
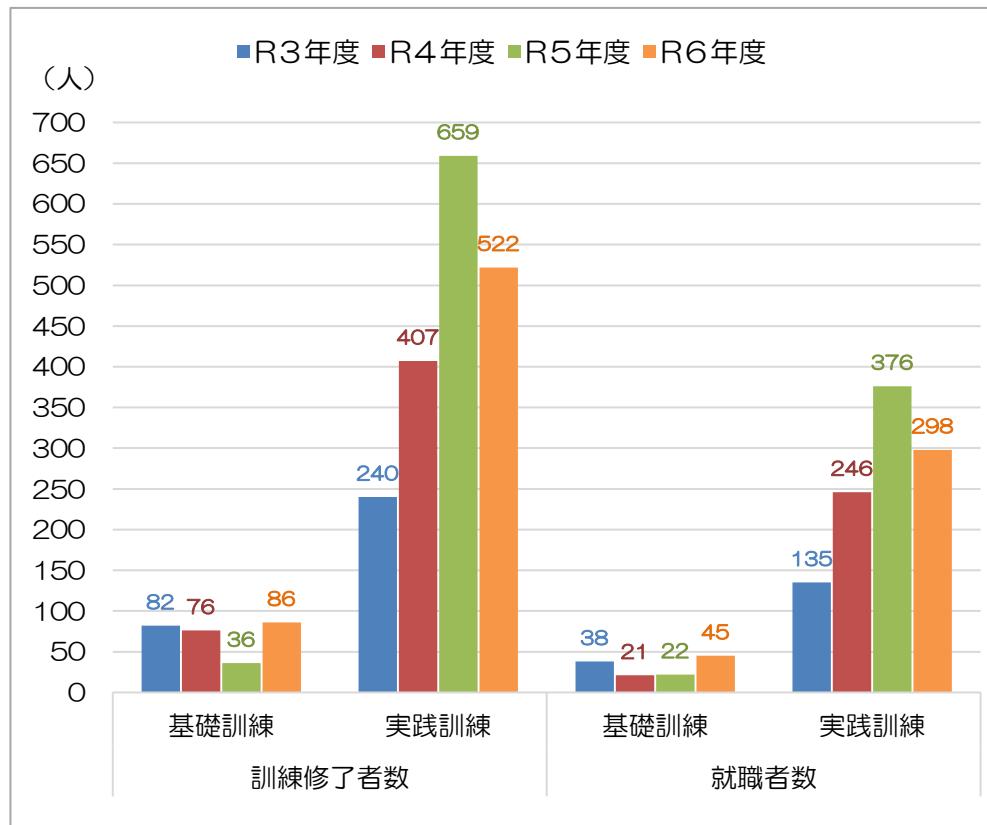
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
応募倍率	0.92倍	0.74倍	0.67倍	1.00倍	0.60倍	-
充足率	73.1%	60.0%	53.3%	73.3%	44.4%	-

④ デジタル分野



	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
応募倍率	1.44倍	1.08倍	1.92倍	1.38倍	1.00倍	1.07倍
充足率	90.5%	69.4%	81.5%	88.9%	73.4%	85.5%

2. 求職者支援訓練修了者等の年度別就職状況（訓練終了3か月後）※R6年度はR7年1月終了コース分まで



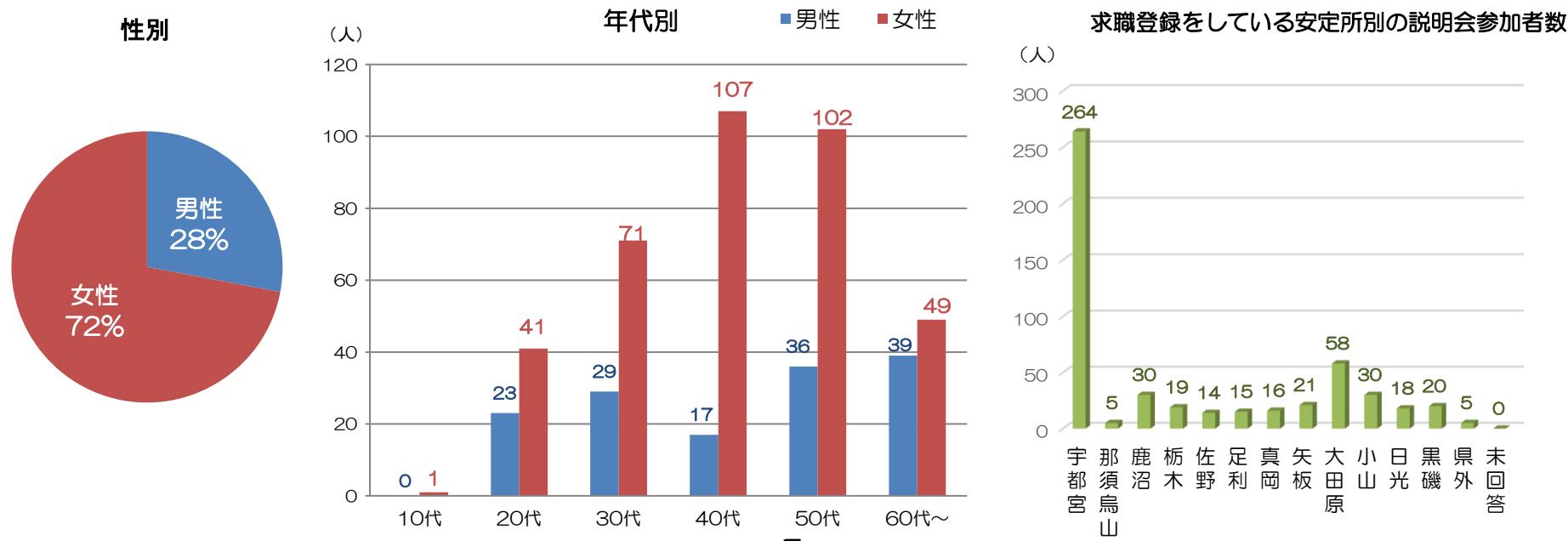
年度	訓練修了者数			就職者数			就職率		
	計	基礎訓練	実践訓練	計	基礎訓練	実践訓練	計	基礎訓練	実践訓練
R6年度	608人	86人	522人	343人	45人	298人	58.6%	66.7%	57.6%
R5年度	695人	36人	659人	398人	22人	376人	58.3%	72.4%	57.7%
R4年度	483人	76人	407人	267人	21人	246人	60.3%	51.2%	61.2%
R3年度	322人	82人	240人	173人	38人	135人	56.9%	55.9%	57.1%

3. 年度別職業訓練説明会実施状況

※R7年度はR7.9月開催分まで

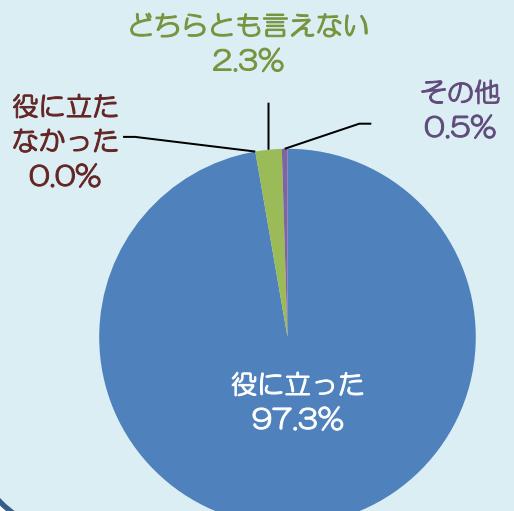
年度		合計	県央地区 宇都宮	県南地区 足利	県南地区 小山	県北地区 大田原
R7年度	参加者数	515人	365人	29人	33人	88人
	訓練実施機関	55機関	32機関	6機関	8機関	9機関
R6年度	参加者数	919人	653人	56人	73人	137人
	訓練実施機関	110機関	64機関	13機関	14機関	19機関
R5年度	参加者数	939人	682人	52人	67人	138人
	訓練実施機関	99機関	54機関	15機関	10機関	20機関

(1) 令和7年度訓練説明会参加状況 (R7年4～R7.9月開催分)

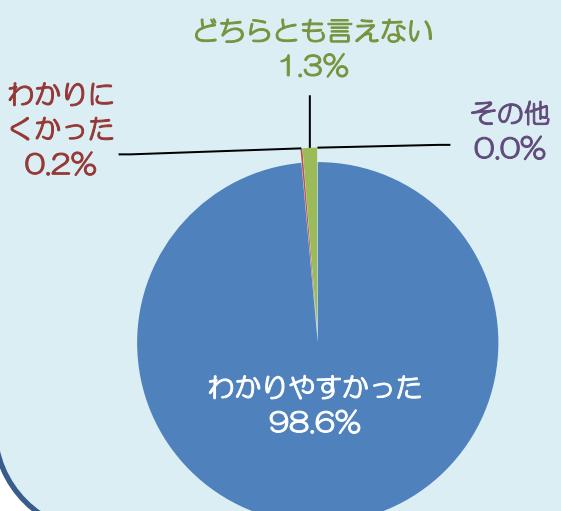


(2) 令和7年度訓練説明会参加者アンケート集計結果 (R7年4月～R7年9月開催分)

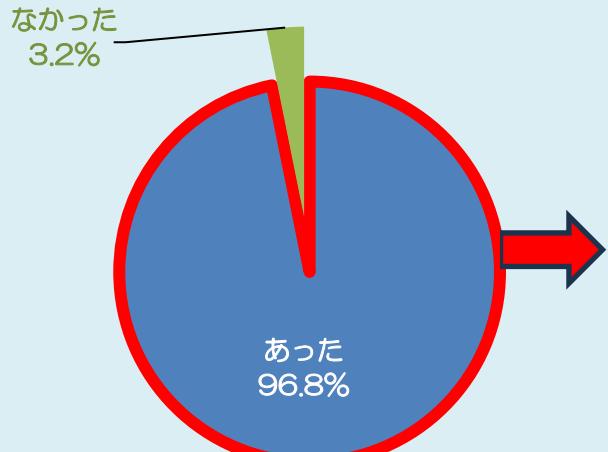
Q1 職業訓練説明会は役に立ちましたか？



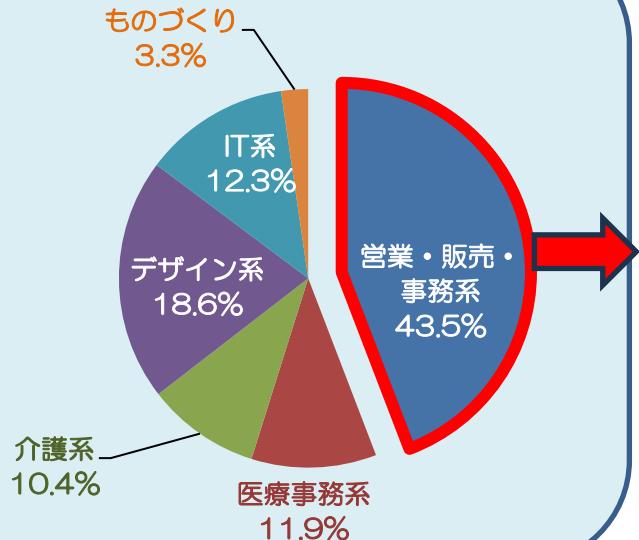
Q2 説明は分かりやすかったですか？



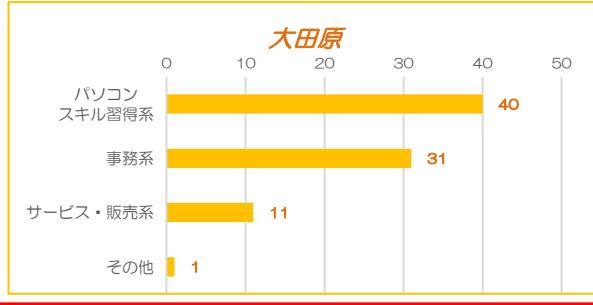
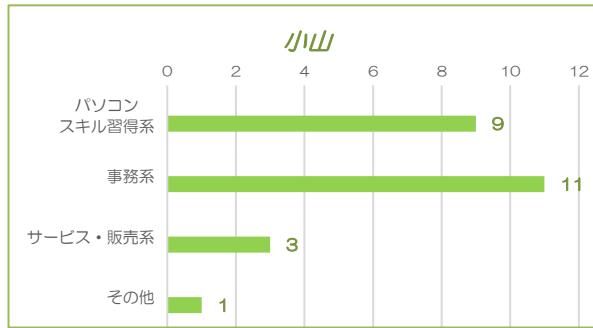
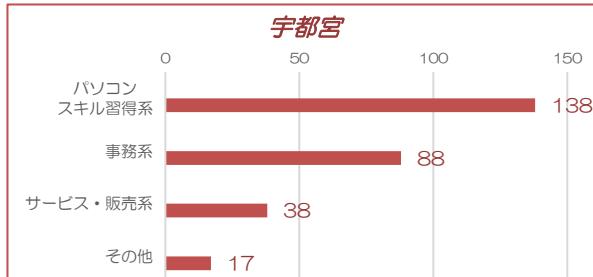
Q3 受けたいと思う訓練はありましたか？



Q3「あった」と答えた方の訓練分野の内訳



【開催場所別】受けたいと思う営業・販売・事務系 詳細



2 離職者向けの公的職業訓練の制度別、分野別訓練の実施状況（令和7年9月末現在）

参考資料5

R7年度		公共職業訓練（都道府県：委託訓練）						求職者支援訓練						公共職業訓練（都道府県：施設内訓練）						公共職業訓練（高齢・障害・求職者雇用支援機構）							
分野		コース数	定員	受講申込者数	受講者数	応募倍率	定員充足率	コース数	定員	受講申込者数	受講者数	応募倍率	定員充足率	コース数	定員	受講申込者数	受講者数	応募倍率	定員充足率	コース数	定員	受講申込者数	受講者数	応募倍率	定員充足率		
公共職業訓練（離職者向け）	IT分野	3 (0)	32 (-23)	43 (4)	38 (5)	134.4% (63.5)	118.8% (58.8)	2 (1)	29 (14)	37 (22)	29 (17)	127.6% (27.6)	100.0% (0)						-	-					-	-	
	営業・販売・事務分野	17 (-1)	255 (-20)	306 (35)	241 (14)	120.0% (21.5)	94.5% (12.0)	6 (-7)	89 (-106)	166 (-63)	83 (-91)	186.5% (69.1)	93.3% (-24.1)						-	-					-	-	
	医療事務分野	4 (-1)	60 (-15)	86 (10)	49 (-15)	143.3% (42.0)	81.7% (-3.6)												-	-					-	-	
	介護・医療・福祉分野	16 (8)	129 (9)	130 (41)	120 (42)	100.8% (26.6)	93.0% (28.0)	1 (0)	15 (0)	10 (-5)	9 (-6)	66.7% (-33.3)	60.0% (-40.0)						-	-					-	-	
	農業分野					-	-	1 (0)	10 (-5)	4 (-1)	4 (-1)	40.0% (6.7)	40.0% (6.7)						-	-					-	-	
	旅行・観光分野					-	-					-	-	1 (1)	10 (10)	8 (8)	7 (7)	80.0% (40.0)	70.0% (40.0)							-	-
	デザイン分野	5 (0)	75 (0)	115 (15)	79 (-5)	153.3% (20.0)	105.3% (-6.7)	3 (1)	54 (15)	52 (-17)	42 (4)	96.3% (-80.6)	77.8% (-99.1)						-	-					-	-	
	製造分野					-	-					-	-	5 (-4)	40 (-109)	18 (-99)	17 (-92)	45.0% (5.0)	42.5% (5.0)	9 (5.0)	149 (-46)	117 (-67)	109 (-31)	78.5% (-15.9P)	73.2% (1.4P)		
	建設関連分野					-	-					-	-					-	-	2 (0)	45 (-2)	53 (-11)	50 (-7)	117.8% (-18.4P)	111.1% (-10.2P)		
	理容・美容関連分野					-	-					-	-					-	-					-	-		
求職者支援訓練（基礎コース）	その他分野													2 (-2)	30 (-30)	12 (-82)	11 (-49)	40.0% (-50.0)	36.7% (-43.3)	4 (1)	60 (-12)	94 (-16)	60 (-15)	156.7% (3.9P)	100.0% (-4.2P)		
	基礎							9 (1)	123 (13)	138 (20)	104 (14)	112.2% (4.9)	84.6% (-22.7)														
(参考) 令和7年度計画	合計	45 (4)	551 (-79)	680 (74)	527 (15)	123.4% (27.2)	95.6% (14.3)	22 (-6)	320 (-99)	407 (-68)	271 (-84)	127.2% (13.8)	84.7% (-28.7)	8 (-7)	80 (-174)	38 (-226)	35 (-184)	47.5% (-11.3)	43.8% (-8.7)	15 (-1)	254 (-60)	264 (-94)	219 (-53)	103.9% (-10.1P)	86.2% (-0.4P)		
	(参考) デジタル分野	8 (0)	107 (-23)	158 (19)	117 (0)	147.7% (40.8)	109.3% (19.3)	5 (2)	83 (29)	89 (5)	71 (21)	107.2% (-48.4)	85.5% (-70.1)					-	-	9 (0)	170 (-12)	155 (-41)	146 (-11)	91.2% (-16.5P)	85.9% (-0.4P)		
	実践コース	686	-	-	-	-	-					-	-														
	基礎コース	230	-	-	-	-	-					-	-														

※数値は速報値のため、今後変動の可能性がある。

※水色の数値は、前年度実績と比較した増減値。応募倍率、定員充足率はポイント数。

参考資料6

令和7年度第1回中央職業能力開発促進協議会資料
(抜粋版)

ハロートレーニング（離職者向け）の令和6年度実績

1 異職者向けの公的職業訓練の分野別訓練規模

		総計		
分野		コース数	定員	受講者数
公共職業訓練（離職者支援訓練（実践コース）	IT分野	835 (3)	12,536 (-19)	8,490 (-464)
	営業・販売・事務分野	3,217 (-350)	50,825 (-7,414)	37,878 (-5,318)
	医療事務分野	535 (-54)	8,445 (-983)	5,621 (-758)
	介護・医療・福祉分野	1,619 (-94)	16,917 (-1,677)	9,711 (-1,067)
	農業分野	74 (-2)	1,108 (-36)	781 (-58)
	旅行・観光分野	45 (6)	703 (103)	522 (92)
	デザイン分野	1,042 (-30)	19,138 (-2,373)	15,502 (-1,797)
	製造分野	1,521 (-13)	17,128 (-840)	11,306 (-472)
	建設関連分野	537 (-17)	6,907 (-443)	4,843 (-481)
	理容・美容関連分野	285 (-48)	3,555 (-802)	2,747 (-659)
	その他分野	867 (-40)	9,684 (-954)	8,786 (-701)
	基礎	602 (37)	9,022 (509)	6,129 (110)
	合計	11,179 (-602)	155,968 (-14,929)	112,316 (-11,573)
	(参考) デジタル分野	2,535 (14)	39,014 (-2,315)	29,265 (-2,195)

※数値は速報値のため、今後変動の可能性がある。

※()内の数値は、前年度実績と比較した増減値

用語の定義

※本資料における用語は、以下のとおり定義しています。

「コース数」

公共職業訓練については、当該年度中に開講したコース及び当該年度以前から開始し当該年度に実施した訓練コースの数(当該年度以前に開講し、次年度に継り越すコースを含む)。
求職者支援訓練については当該年度中に開講したコースの数。

「定員」

当該年度中に開講した訓練コースの定員の数。

「受講者数」

当該年度中に開講したコースに入校した者の数。

「応募倍率」

当該訓練の定員を100とした時の、受講を申し込んだ者の数の倍率。

「定員充足率」

当該訓練の定員に対する受講者数の割合。

「就職率」

訓練を修了した者のうち就職した者の割合。分母については受講者数から中途退校者数(中途退校就職者数を除く)等を差し引き、分子については中途退校就職者を加えている。

「デジタル分野」

IT分野(ITエンジニア養成科など、情報ビジネス科を除く。)、デザイン分野(WEBデザイン系のコースに限る)等。

ハロートレーニング（離職者向け）の令和6年度実績

		公共職業訓練(都道府県:委託訓練)						求職者支援訓練					
分野		コース数	定員	受講者数	応募倍率	定員充足率	就職率	コース数	定員	受講者数	応募倍率	定員充足率	就職率
公共職業訓練 (離職者向け) 実践コース	IT分野	529 (34)	7,077 (588)	4,655 (62)	82.1% (-13.7)	65.8% (-5.0)	70.0% (1.4)	298 (-29)	5,374 (-592)	3,775 (-502)	103.3% (-4.4)	70.2% (-1.4)	62.3% (1.0)
	営業・販売・事務分野	2,281 (-214)	35,687 (-4,245)	26,439 (-3,668)	94.0% (-3.9)	74.1% (-1.3)	70.3% (-1.5)	888 (-128)	14,481 (-3,043)	10,854 (-1,550)	102.9% (8.5)	75.0% (4.2)	60.6% (0.9)
	医療事務分野	377 (-25)	5,856 (-594)	3,866 (-511)	79.6% (-2.6)	66.0% (-1.8)	77.8% (-2.0)	158 (-29)	2,589 (-389)	1,755 (-247)	86.0% (0.1)	67.8% (0.6)	70.1% (2.7)
	介護・医療・福祉分野	1,266 (-90)	11,296 (-1,509)	6,288 (-1,091)	66.3% (-3.1)	55.7% (-2.0)	83.4% (-1.5)	295 (-4)	4,626 (-203)	2,853 (120)	73.6% (3.8)	61.7% (5.1)	70.9% (-2.6)
	農業分野	31 (0)	426 (3)	302 (-14)	86.2% (-11.5)	70.9% (-3.8)	68.1% (-4.6)	7 (1)	101 (11)	57 (7)	62.4% (-3.2)	56.4% (0.9)	68.6% (21.4)
	旅行・観光分野	38 (6)	579 (105)	469 (94)	115.9% (10.6)	81.0% (1.9)	50.0% (-6.1)	2 (-1)	44 (-2)	15 (-2)	34.1% (-24.6)	34.1% (-2.9)	44.0% (-6.0)
	デザイン分野	453 (75)	7,709 (1,118)	6,059 (827)	103.6% (-7.7)	78.6% (-0.8)	68.9% (1.3)	582 (-105)	11,319 (-3,491)	9,357 (-2,608)	139.3% (11.2)	82.7% (1.9)	57.3% (1.7)
	製造分野	18 (-6)	130 (-106)	82 (-74)	67.7% (-5.6)	63.1% (-3.0)	70.0% (-2.2)	8 (0)	114 (-6)	79 (-1)	90.4% (6.2)	69.3% (2.6)	65.7% (3.6)
	建設関連分野	52 (-2)	678 (-24)	401 (-49)	69.3% (-9.9)	59.1% (-5.0)	74.1% (8.7)	48 (-9)	730 (-109)	547 (-123)	110.0% (-9.4)	74.9% (-4.9)	67.0% (1.8)
	理容・美容関連分野	60 (-10)	196 (-38)	162 (-21)	121.9% (-9.7)	82.7% (4.4)	81.3% (0.5)	225 (-38)	3,359 (-764)	2,585 (-638)	125.5% (9.7)	77.0% (-1.2)	67.9% (0.6)
	その他分野	160 (-24)	1,427 (-329)	1,035 (-262)	100.3% (-0.6)	72.5% (-1.3)	72.9% (-1.8)	79 (-21)	1,297 (-447)	939 (-320)	109.5% (-2.3)	72.4% (0.2)	55.3% (4.3)
求職基礎者支援コース	基礎	-	-	-	-	-	-	602 (37)	9,022 (509)	6,129 (110)	85.2% (-7.4)	67.9% (-2.8)	60.9% (0.8)
	合計	5,265 (-256)	71,061 (-5,031)	49,758 (-4,707)	88.3% (-4.4)	70.0% (-1.6)	72.4% (-1.2)	3,192 (-326)	53,056 (-8,526)	38,945 (-5,754)	105.8% (2.5)	73.4% (0.8)	73.4% (0.0)
(参考) デジタル分野	956 (116)	14,415 (1,852)	10,409 (931)	93.0% (-11.4)	72.2% (-3.2)	69.4% (1.5)	798 (-123)	15,265 (-3,912)	11,931 (-2,985)	127.7% (5.6)	78.2% (0.4)	58.8% (1.7)	

※()内の数値は、前年度実績と比較した増減値

※数値は速報値のため、今後変動の可能性がある。

公共職業訓練(都道府県:施設内訓練)							公共職業訓練(高齢・障害・求職者雇用支援機構)					
分野	コース数	定員	受講者数	応募倍率	定員充足率	就職率	コース数	定員	受講者数	応募倍率	定員充足率	就職率
IT分野	8 (-2)	85 (-15)	60 (-24)	94.1% (-32.9)	70.6% (-13.4)	81.6% (7.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- -	- -	- -
営業・販売・事務分野	20 (-8)	305 (-114)	229 (-99)	104.3% (-4.3)	75.1% (-3.2)	81.9% (4.6)	28 (0)	352 (-12)	356 (-1)	128.1% (-9.8)	101.1% (3.1)	84.8% (-5.1)
医療事務分野	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- -	- -	- -	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- -	- -	- -
介護・医療・福祉分野	58 (0)	995 (35)	570 (-96)	70.7% (-13.6)	57.3% (-12.1)	84.9% (-1.9)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- -	- -	- -
農業分野	36 (-3)	581 (-50)	422 (-51)	95.7% (0.5)	72.6% (-2.3)	90.5% (2.3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- -	- -	- -
旅行・観光分野	5 (1)	80 (0)	38 (0)	58.8% (0.0)	47.5% (0.0)	96.0% (14.9)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- -	- -	- -
デザイン分野	7 (0)	110 (0)	86 (-16)	110.9% (-30.0)	78.2% (-14.5)	64.0% (-14.9)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- -	- -	- -
製造分野	221 (-16)	2,817 (-148)	1,439 (-114)	62.1% (-2.3)	51.1% (-1.3)	79.5% (-0.7)	1,274 (9)	14,067 (-580)	9,706 (-283)	80.6% (0.5)	69.0% (0.8)	87.4% (-0.3)
建設関連分野	109 (-7)	1,668 (-113)	896 (-143)	68.9% (-10.5)	53.7% (-4.6)	79.1% (-4.7)	328 (1)	3,831 (-197)	2,999 (-166)	89.6% (-2.0)	78.3% (-0.3)	87.1% (0.1)
理容・美容関連分野	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- -	- -	- -	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- -	- -	- -
その他分野	128 (-1)	2,080 (0)	1,292 (12)	80.0% (-1.2)	62.1% (0.6)	78.2% (-4.4)	500 (6)	4,880 (-178)	5,520 (-131)	140.1% (0.2)	113.1% (1.4)	87.7% (-0.8)
合計	592 (-36)	8,721 (-405)	5,032 (-531)	73.2% (-5.7)	57.7% (-3.3)	80.7% (-2.0)	2,130 (16)	23,130 (-967)	18,581 (-581)	95.4% (-0.1)	80.3% (0.8)	87.3% (-0.4)
(参考) デジタル分野	8 (-2)	85 (-15)	60 (-24)	94.1% (-32.9)	70.6% (-13.4)	81.6% (7.0)	773 (23)	9,249 (-240)	6,865 (-117)	86.5% (-0.6)	74.2% (0.6)	86.7% (0.2)

※()内の数値は、前年度実績と比較した増減値

※数値は速報値のため、今後変動の可能性がある。

公的職業訓練によるデジタル推進人材の育成とデジタルリテラシーの向上促進

令和8年度概算要求額 513億円 (577億円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

「デジタル田園都市国家構想総合戦略」（令和4年12月閣議決定）において、職業訓練のデジタル分野の重点化等により、令和8年度末までに政府全体で230万人のデジタル推進人材を育成することとされているほか、デジタル田園都市国家構想を実現するためには、全ての労働人口がデジタルリテラシーを身に付け、デジタル技術を利活用できるようにすることが重要であるとされている。

このため、公共職業訓練（委託訓練）及び求職者支援訓練を実施する民間教育訓練機関に対する、①デジタル分野の訓練コースの委託費等の上乗せをするほか、②オンライン訓練においてパソコン等の貸与に要した経費を委託費等の対象とすることにより、デジタル推進人材の育成を行う。また、これらのデジタル分野の訓練コースを受講する方に対し、引き続き、生活支援の給付金（職業訓練受講給付金）の支給を通じて早期の再就職等を支援する。さらに、全国87箇所の生産性向上人材育成支援センター（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構）において、在職者に対して実施する③DXに対応した生産性向上支援訓練の機会を拡充し、中小企業等のDX人材育成を推進する。加えて、④全ての訓練分野においてDXリテラシー標準に沿ったデジタルリテラシーを身に付けることができるよう、引き続き質的拡充を図る。この他、⑤非正規雇用労働者等が働きながら学びやすい職業訓練の本格実施により、非正規雇用労働者等のデジタル推進人材の育成を行う。

2 事業の概要

令和6年度事業実績（速報値）：公共職業訓練（委託訓練）10,691人／求職者支援訓練11,930人／生産性向上支援訓練16,609人

①デジタル分野の訓練コースの委託費等の上乗せ

※令和8年度末までの時限措置

- (1) DX推進スキル標準に対応した訓練コース又はデジタル分野の資格取得率等が一定割合以上の訓練コースの場合、委託費等を上乗せする
(IT分野の資格取得率等が一定割合以上の訓練コースは、一部地域を対象に更に上乗せ)
- (2) 企業実習を組み込んだデジタル分野の訓練コースについて、委託費等を1人当たり2万円上乗せする。

②オンライン訓練におけるパソコン等の貸与の促進

※令和8年度末までの時限措置

デジタル分野のオンライン訓練（eラーニングコース）において、受講者にパソコン等を貸与するために要した経費を、1人当たり月1.5万円を上限に委託費等の対象とする。

③生産性向上支援訓練（DX関連）の機会の拡充

中小企業等の在職者に対して実施する、民間教育訓練機関を活用した生産性向上支援訓練（DX関連の機会を拡充する

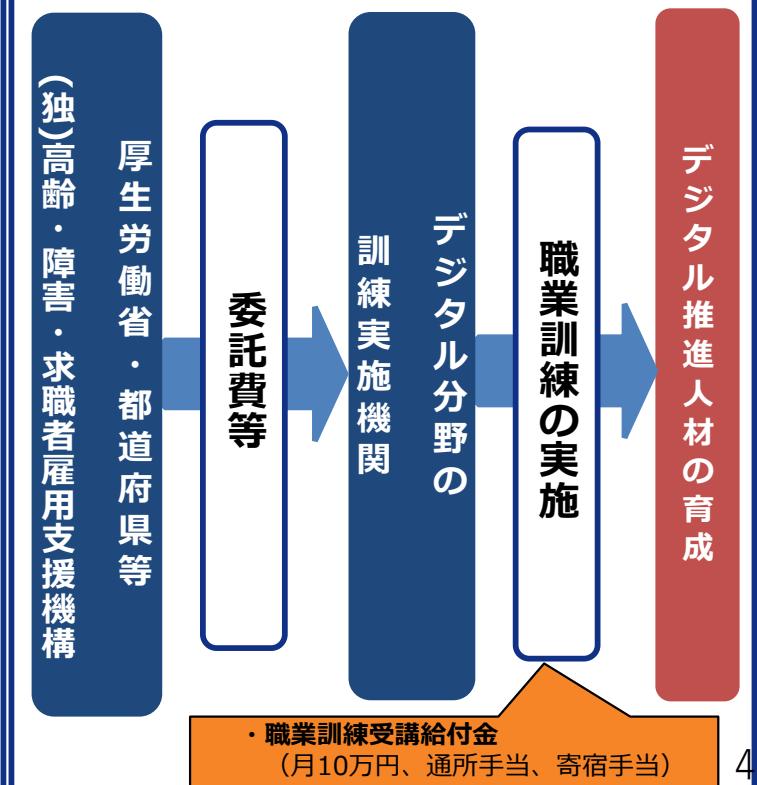
④デジタルリテラシーの向上促進

公共職業訓練（委託訓練）及び求職者支援訓練の全ての訓練分野において、訓練分野の特性を踏まえて、DXリテラシー標準に沿ったデジタルリテラシーを身に付けることができるよう、引き続き訓練の質的拡充を図る。

⑤非正規雇用労働者等が働きながら学びやすい職業訓練の本格実施

非正規雇用労働者等を対象とする、民間教育訓練機関等を活用した職業訓練を実施する。【拡充】

3 スキーム・実施主体等



非正規雇用労働者等が働きながら学びやすい職業訓練の本格実施

令和8年度概算要求額 10億円（3.1億円）※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

正社員と比べて正社員以外に対してOFF-JTを実施した事業所の割合は低く（正社員71.6%に対し正社員以外31.2%（能力開発基本調査））、自己啓発の割合も低い（正社員45.3%に対し正社員以外15.8%（同））など、非正規雇用労働者等の能力開発機会が乏しい状況にある。また、平日日中の通学を基本とした従前の離職者訓練では、非正規雇用労働者等にとって受講が難しい状況にある。

こうした状況及び令和6、7年度の試行事業の結果等を踏まえ、オンラインを活用した職業訓練を実施することで、全国の非正規雇用労働者等が働きながら学び、キャリアアップを目指すことができる環境の整備を図ることとする。

2 事業の概要

(1) 本格実施の概要

これまで試行的に実施していた非正規雇用労働者等が働きながら学びやすい職業訓練について、都道府県等及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が民間教育訓練機関等へオンラインを活用した職業訓練を委託することにより全国展開を図る。【拡充】

(2) 職業訓練の内容等

ア 実施方法等

①都道府県等

地域ニーズを踏まえた訓練分野やコースについて、オンライン（eラーニング、同時双方向）形式の他、平日夜間・土日のスクーリングを組み合わせた訓練を実施

②（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構（JEED）

オンラインで対応できる訓練コースについて、全国規模で広域的に実施

イ 訓練期間

原則2か月以上6か月以下（最長1年）

ウ 申込み方法

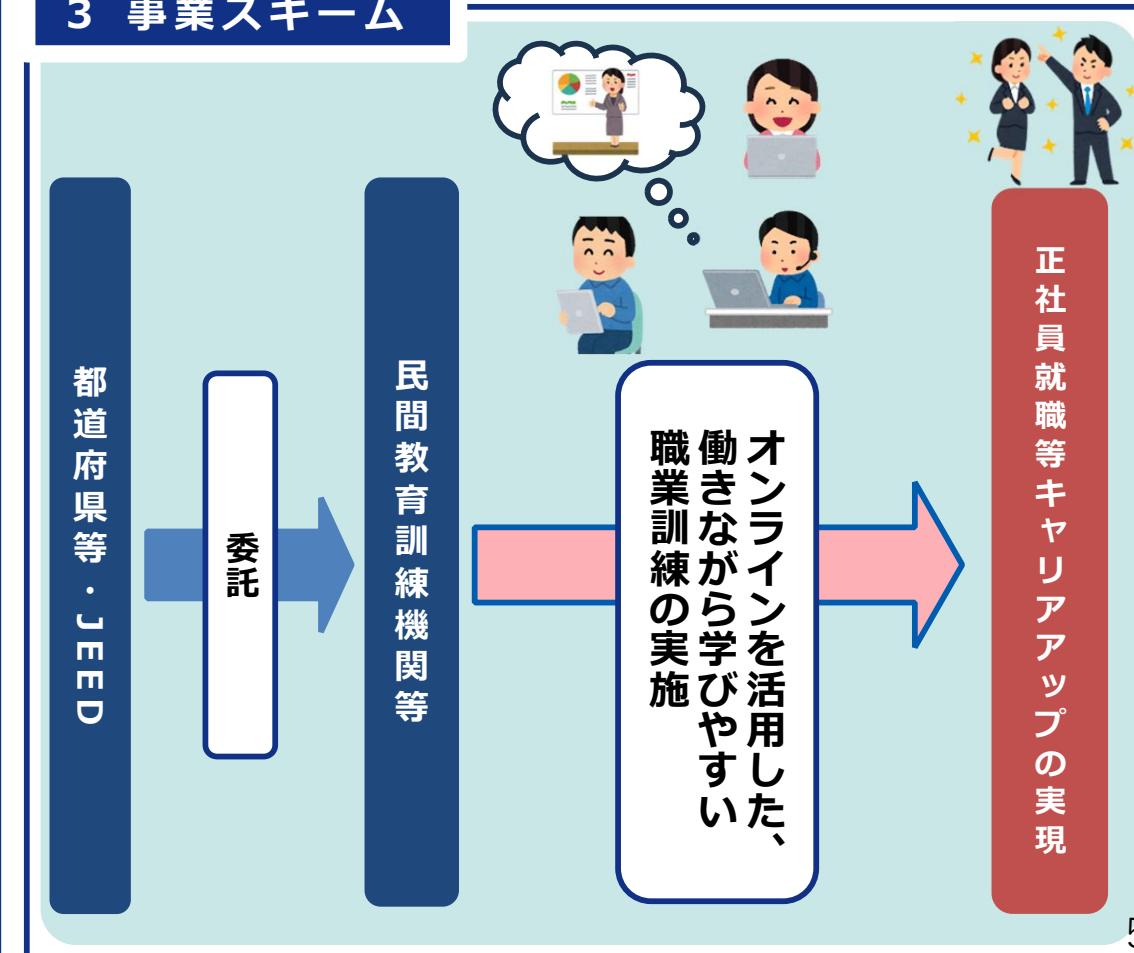
訓練実施機関に直接申込（受講生も一定の受講費用を負担）

エ 受講継続等の支援

訓練実施機関において、学習支援者の配置等を行い、受講継続奨励や学習の進捗状況に応じた支援を実施

（参考）試行事業の実績（令和6年度）：受講者数 554名

3 事業スキーム



求職者支援制度

令和8年度概算要求額 253億円 (261億円) ※()内は前年度当初予算額。

1 事業の目的

- 雇用保険被保険者以外の者を対象に
 - ・雇用保険と生活保護の間をつなぐ第2のセーフティネットとして、無料の職業訓練に加え、月10万円の生活支援の給付金の支給を通じて、早期の再就職等を支援する。
 - ・教育訓練費用や生活費を対象とする融資制度により、職業訓練に専念できるよう支援する。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

- ◆実施主体：都道府県労働局、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
- ◆負担割合：原則、雇用勘定、国庫負担1/2ずつ。ただし、当面の間は国庫負担27.5%（原則の55/100を負担）。

障害者の多様なニーズに対応した委託訓練

令和8年度概算要求額 16.2億円 (16.0億円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

求職障害者等に対し、当該障害者の住む身近な地域で障害者の態様や障害程度に配慮した多様な職業訓練機会を確保・提供することで障害者の就職促進を図る。また、障害者職業能力開発校だけではなく、47都道府県にある一般の職業能力開発校においても、精神障害者等に対する職業訓練の実施が課題となっているため、当該訓練校における精神障害者等の受け入れ体制を強化する。

2 委託訓練事業の概要・スキーム

委託訓練実施機関（民間団体）

訓練受講④

＜対象者＞障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第1号に規定する障害者

- ・障害者手帳を有する者
- ・医師の診断書や意見書等により障害を有することが確認できる者

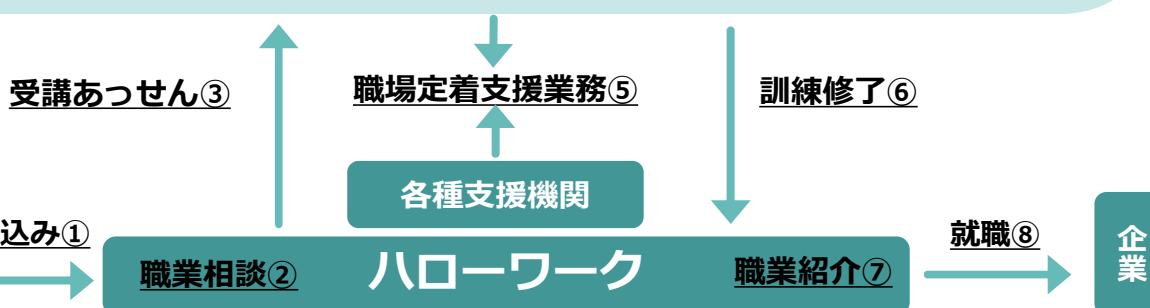
＜訓練内容＞

- 訓練期間：原則3ヶ月以内・月100時間が標準
- 委託費：原則訓練受講生1人当たり月6.4万円又は9.6万円が上限

訓練実施月数に応じた就職支援経費の支給【拡充】

＜訓練コース＞

- ① 知識・技能習得訓練コース（知識・技能の習得）※障害者向けデュアルシステムも実施可能
- ② 実践能力習得訓練コース（企業等の現場を活用した実践的な職業能力の開発・向上）
- ③ e-ラーニングコース（訓練施設へ通所困難者等を対象としてIT技能等の習得）
- ④ 特別支援学校早期訓練コース（内定を得られない生徒を対象として、在学中から実践的な職業能力の開発・向上）
- ⑤ 在職者訓練コース（雇用継続に資する知識・技能の習得）



3 委託訓練事業の実施主体等

厚生労働省

職業能力開発促進法
第15条の7第3項に基づき実施

↓
委託契約

都道府県

↓
委託契約

委託訓練実施機関 (民間団体)

NPO法人

社会福祉法人

企業

民間教育訓練機関

4 訓練以外の事業概要

1 障害者職業訓練コーディネーターの配置

2 障害者職業訓練コーチの配置

3 実践能力習得コース等開拓支援事業【拡充】

4 精神保健福祉士等外部専門家及び
手話通訳の活用

5 職業能力開発校(一般校)における精神障
害者等の受け入れ体制等の強化【拡充】
精神保健福祉士の配置153人(131人)

令和8年度全国職業訓練実施計画の策定に向けた方針（案）

令和7年度計画の実施方針と取組状況

令和7年度実施計画（実施方針）

課題	実施方針
①応募倍率が低く、就職率が高い分野がある。 「介護・医療・福祉分野」	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練見学会等への参加に係る積極的な働きかけ。 ・訓練コースの内容や効果を踏まえた受講勧奨の強化。 ・特に委託訓練については、開講時期の柔軟化、受講申込み締切日から受講開始日までの期間の短縮、効果的な周知広報の実施。
②応募倍率が高く、就職率が低い分野がある。 「IT分野」「デザイン分野」	<ul style="list-style-type: none"> ・求人ニーズに即した訓練内容かどうかの検討。 ・ハローワーク窓口職員の知識の向上。 ・事前説明会や見学会の機会確保。 ・訓練修了者歓迎求人等の確保。 ・事業主等に対して、習得することができるスキル等の訓練効果を広く周知。
③委託訓練の計画数と実績が乖離している。	<ul style="list-style-type: none"> ・開講時期の柔軟化。 ・受講申込み締切日から受講開始日までの期間の短縮。 ・効果的な周知広報の実施。 ・訓練関連職種の魅力や働きがい、就職した場合の待遇といった観点も踏まえた受講あっせんの強化。
④デジタル人材が質・量とも不足、都市圏偏在がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタル分野への重点化。 ・一層のコース設定促進。

令和7年度取組状況



委託訓練について、都道府県に対し、開講時期の柔軟化や受講選考期間の短縮、各種SNS等による効果的な周知広報等について配慮を依頼（③への対応含む）。

地域協議会の公的職業訓練効果検証ワーキンググループによる効果検証結果を全国に情報共有。

ハローワークにおいて、デジタル分野の適切な受講あっせん等に向け、訓練窓口職員の知識の向上、訓練実施施設による事前説明会・見学会の機会確保等を推進。

訓練部門と求人部門との情報共有による求人開拓、求人充足会議等の活用を通じて、事業主等に対して、訓練受講により習得できるスキル等の訓練効果を周知。

職場情報サイト（jobtag）を活用し、訓練に関する職業の詳細な内容や訓練に関する求められるスキルのほか、賃金・労働時間のデータ等を踏まえた受講あっせん機能の促進。

デジタル分野の訓練コースの委託費等の上乗せ等により、職業訓練の設定を促進。

委託訓練及び求職者支援訓練について、訓練分野の特性を踏まえたデジタルリテラシーの向上促進。

令和8年度全国職業訓練実施計画の策定に向けた方針（案）

令和7年度計画に挙げた課題と令和6年度の実施状況

応募倍率が低く、就職率が高い分野

介護・医療・福祉分野

- 【委託訓練】
応募倍率が低下し66.3%。就職率は低下。
【求職者支援訓練】
応募倍率は向上し73.6%。就職率は低下。

応募倍率が高く、就職率が低い分野

IT分野・デザイン分野

- 【委託訓練】
・IT分野：応募倍率は低下、就職率は向上。
・デザイン分野：応募倍率は低下、就職率は向上。
【求職者支援訓練】
・IT分野：応募倍率が低下、就職率は向上。
・デザイン分野：応募倍率が上昇、就職率は向上。

委託訓練の計画数と実績に乖離あり。
令和6年度も同様の傾向。

デジタル人材が質・量とも不足、都市圏偏在が課題。

非正規雇用労働者等が働きながら学びやすいオンラインを活用した職業訓練の試行実施（令和6年度～）

評価・分析

応募倍率	両訓練ともに約70%であり、応募倍率の上昇に向け、引き続き改善の余地がある。【A】
就職率	依然、高水準で推移。

応募倍率	求職者支援訓練におけるデザイン分野を除き、その他の分野では低下しており、引き続き解消傾向。
就職率	特にデザイン分野における委託訓練や求職者支援訓練の就職率はそれぞれ68.9%、57.3%であり、就職率の向上に向け、引き続き改善の余地がある。【B】 【C】 【D】

令和8年度の公的職業訓練の実施方針（案）

A 引き続き、介護分野等の理解促進のため、職場見学会等への参加を積極的に勧奨するとともに、訓練の内容や効果を踏まえた受講勧奨の強化を行う。
また、委託訓練についてはFの措置も併せて実施。

B 本人の受講希望だけでなく、本人の職業能力や求職条件等を踏まえた適切な職業相談、訓練のあっせんを行う。また、ミスマッチ低減のため、引き続き、事前説明会・見学会の機会確保を図る。さらに、訓練窓口職員のITリテラシーの更なる向上を図る。

C 訓練修了者のスキルが活用できる求人等の確保を推進する。

D eラーニング等のオンラインを活用した訓練を受講する求職者への適切な情報提供、意識付けとともに、就職支援の充実を図る。

E 受講者数の実績等を踏まえ、必要な訓練規模を確保しつつ、計画数の見直しを図る。

F 引き続き、開講時期の柔軟化、受講申込締切日から受講開始日までの期間の短縮、効果的な周知広報等、受講者数増加に向けた取組が必要。

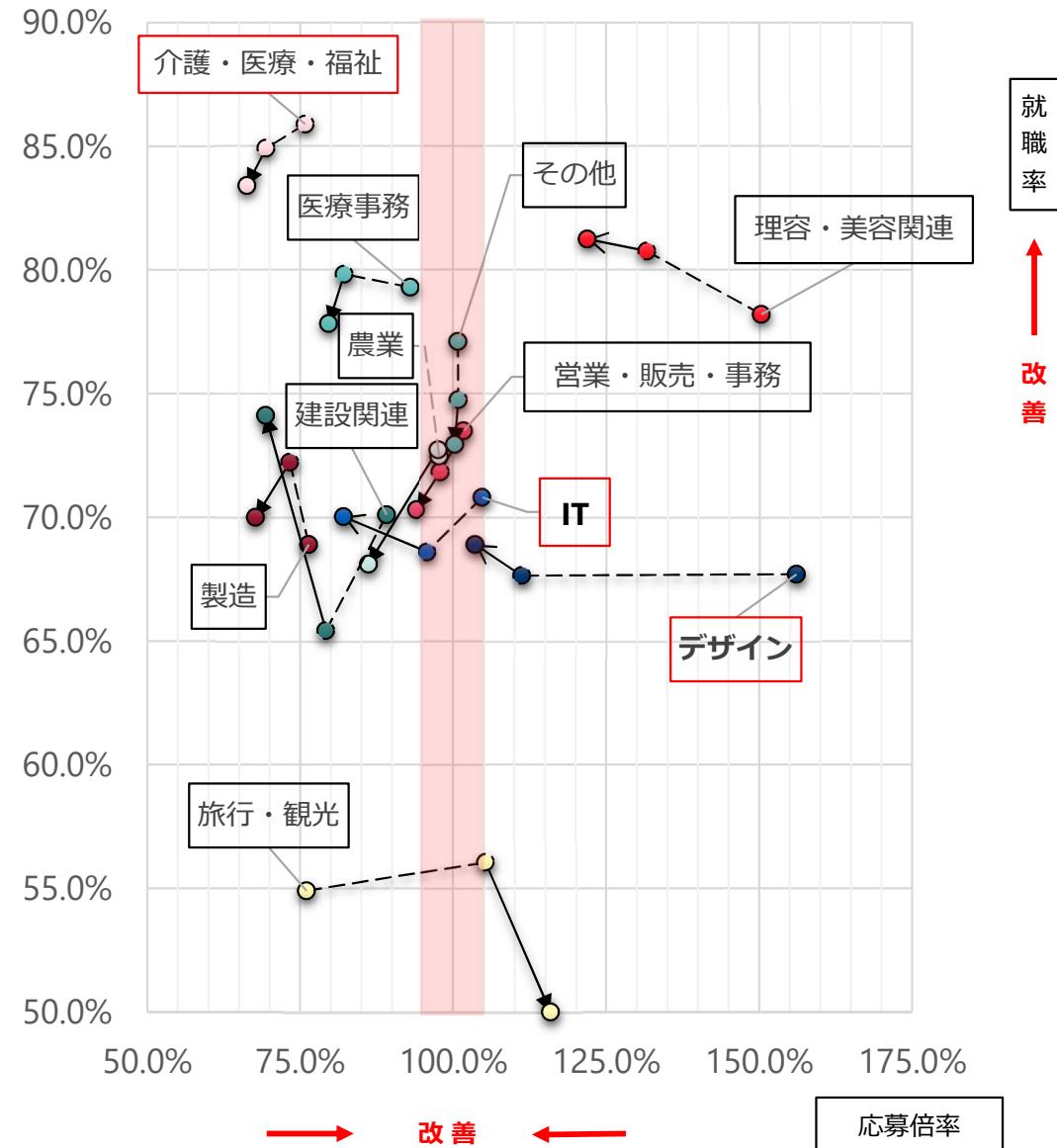
G 引き続き、デジタル分野への重点化を進め、一層の設定促進が必要。

H 都道府県・JEEDによる公共職業訓練（委託訓練）として本格実施。

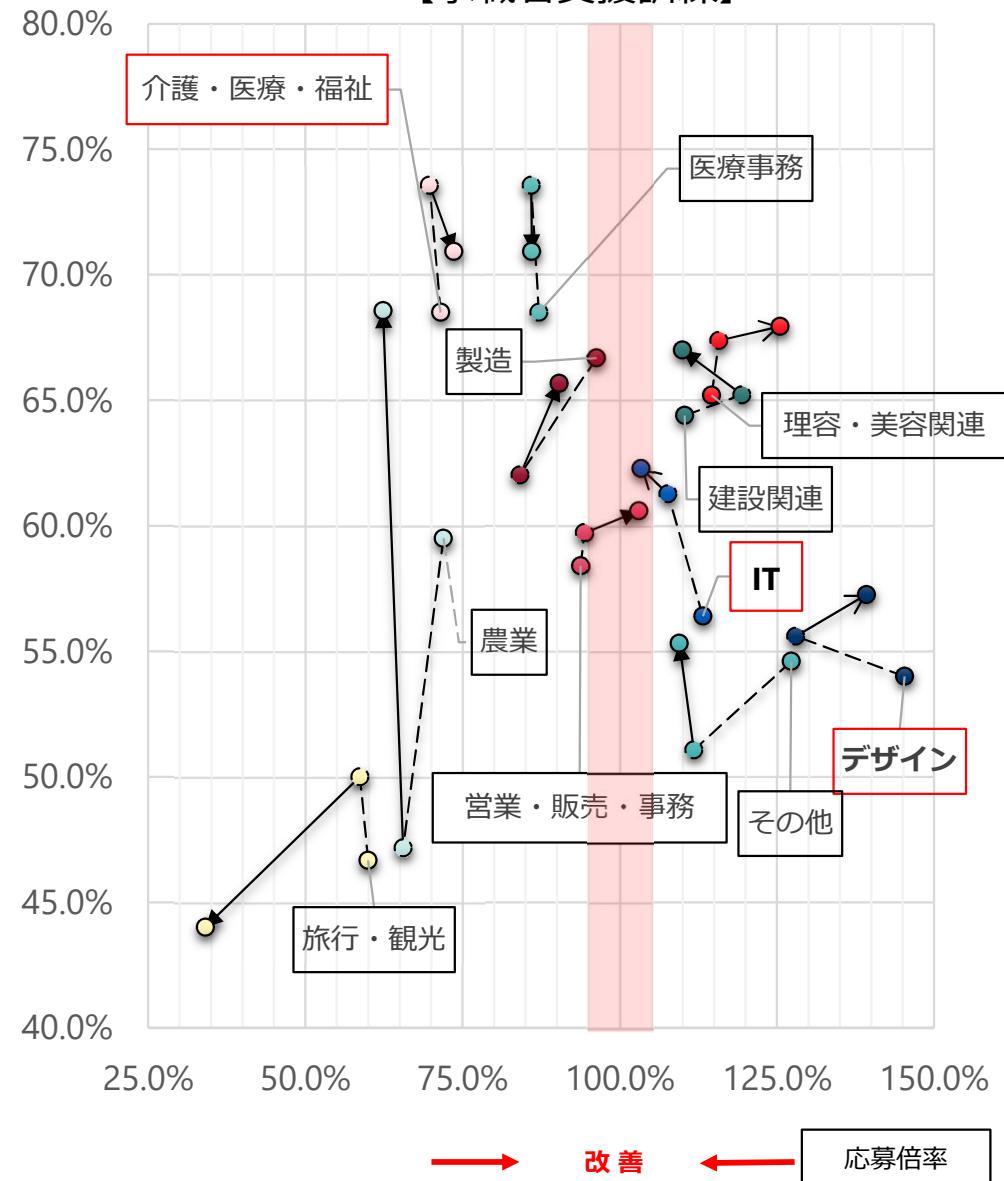
【参考】委託訓練及び求職者支援訓練の応募倍率及び就職率の状況

令和4年度 - - - 令和5年度 → 令和6年度

【委託訓練】



【求職者支援訓練】



※用語の定義は、資料2-1と同様。